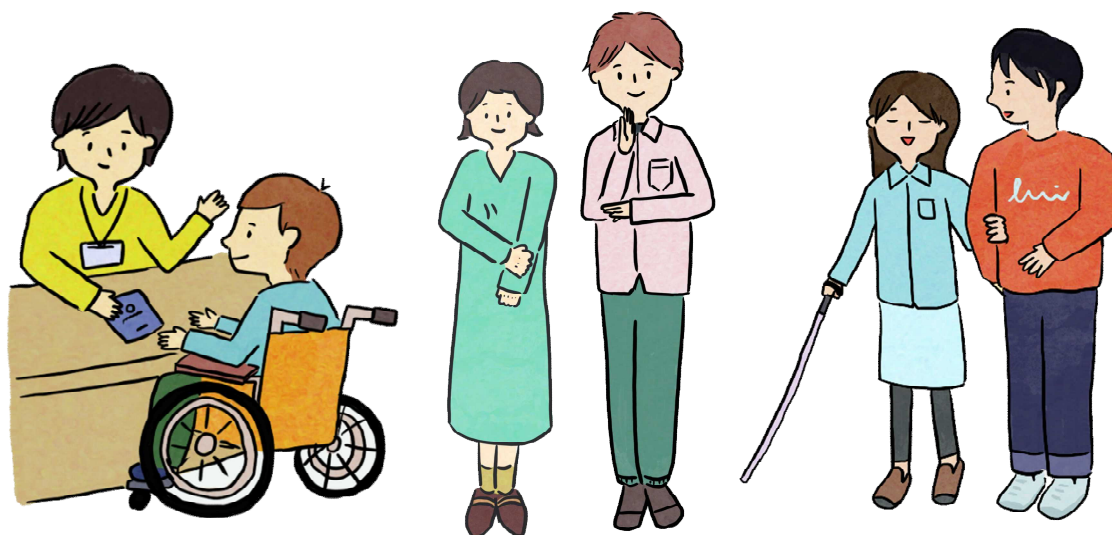


第4次大村市障害者基本計画

第7期大村市障害福祉計画・

第3期大村市障害児福祉計画



令和 6 年 3 月

長崎県 大村市

《「障害」の「害」の表記の取扱いについて》

「障害」の表記について、本市では、市民の方が障がいや障がいのある方について理解を深める契機となり、受け入れやすい表現となるよう、人や人の状態を表す場合等に「障がい」と表記しています。ただし、国の法令や条例等に基づく制度や施設名、あるいは法人、固有名詞で使われる場合等については、「障害」と表記しています。

はじめに

令和6年3月
大村市長 園田 裕史



本市では、これまで、「大村市障害者基本計画」や「大村市障害福祉計画・大村市障害児福祉計画」を策定し、障がいがあってもなくても誰もが相互に人格と個性を尊重し、それぞれの役割を果たしながら支え合う「共生社会」の実現に向け、取り組みを進めてまいりました。

一方、国においては、令和3年5月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正や、令和4年5月「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行などといった法体制の整備を行うとともに、令和5年3月には、「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去すること」を基本理念とする障害者基本計画（第5次）が策定されました。

近年は、地震や豪雨等の自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経験する中で、障がい者が受ける影響やニーズに配慮をしながら、より一層きめ細やかな取り組みを進めることが必要と感じております。

このような中、本市では、これまでの基本理念を継承しつつ、障がいのある方の自立支援の充実や社会参加の促進に向けて、就労支援、障がいや障がい者に対する理解の促進、意思疎通支援の充実等をはじめとした取組を、総合的かつ計画的に推進するべく、「第4次大村市障害者基本計画・第7期大村市障害福祉計画・第3期大村市障害児福祉計画」を策定いたしました。

今後も「共生社会」の実現に向け、みんなが一つになって「ONE OMURA」で繋がるまちづくりに取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただいた関係団体の皆様、アンケートにご協力いただいた市民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

目 次

第1章 総論.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の概要.....	2
(1) 本計画の位置づけ.....	2
(2) 計画の期間.....	4
3 計画の策定体制.....	4
(1) 大村市障害者自立支援協議会.....	4
(2) 市民アンケート及びパブリックコメント.....	4
(3) 庁内における会議.....	4
4 障がい者（児）の状況.....	6
(1) 障がい者（児）について.....	6
(2) 障がい者の状況.....	6
第2章 第4次大村市障害者基本計画.....	10
1 基本理念と基本目標.....	10
(1) 基本理念.....	10
(2) 基本目標.....	10
2 本計画とSDGs.....	11
3 施策の体系.....	12
4 施策の推進.....	13
基本目標Ⅰ 障がい者の自立支援の充実.....	13
基本目標Ⅱ 障がい者の社会参加の促進.....	29
第3章 第7期大村市障害福祉計画・第3期大村市障害児福祉計画.....	43
1 計画の策定にあたって.....	43
2 障害福祉サービス等の体系.....	43
3 前計画における目標と取組.....	44
4 本計画における目標の設定と取組.....	48
5 障害福祉サービス等の見込量と取組.....	52
(1) 基本的な考え方.....	52
(2) 障害福祉サービス（相談支援を含む）の見込量と取組.....	53
(3) 障害児支援（相談支援を含む）の見込量と取組.....	60
(4) 地域生活支援事業の見込量と取組.....	63
第4章 資料編.....	74

第1章 総論

1 計画策定の背景と目的

国における障害保健福祉施策は、これまで障害者基本法の目的である「全ての国民が、障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」を達成するために行われてきました。

そして、令和5年3月に国は、障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約という。）障害者権利条約が目指す社会の実現につなげるべく、障がい者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がい者の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するために、第5次障害者基本計画を策定しました。

近年、地震や豪雨等の自然災害や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経験してきた中で、非常時に障がい者が受ける影響やニーズに配慮をしながら、取組みを進めることが必要となっています。このことから、国は、障がい者への偏見や差別意識を社会から払拭し、障がい者の人権を確保する上での基本となる考え方や原則への理解促進に引き続き取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すための施策を計画的に実施していくこととしています。

このような動きの中で、国は障がい者が障害福祉サービスを受けることができるよう、市を実施主体の基本とすることとしており、市が担う役割はこれまでも増して重要なものとなってきています。

本市ではこれまで、国の動向や本市の実情に基づき、障がい者施策の基本理念や施策の方向性を定めるものとして、令和3年3月に「第3次大村市障害者基本計画・第6期大村市障害福祉計画・第2期大村市障害児福祉計画」を一体的に策定し、地域や関係機関等と連携した総合的な取組を推進するとともに、サービス提供体制の基盤整備を推進してきました。

令和5年度をもって「第3次大村市障害者基本計画・第6期大村市障害福祉計画・第2期大村市障害児福祉計画」の計画期間が終了することから、国の「第5次障害者基本計画」、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、そしてこれまで本市が行ってきた各種施策の進捗状況や障がい者のニーズ等を踏まえて計画を見直し、新たに「第4次大村市障害者基本計画・第7期大村市障害福祉計画・第3期大村市障害児福祉計画」を策定することとしました。

2 計画の概要

(1) 本計画の位置づけ

①第4次大村市障害者基本計画

障害者基本計画とは、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

障害者基本法 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下、「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

②第7期大村市障害福祉計画

障害福祉計画とは、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という。）第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画として、大村市における障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障害者基本計画が障がいのある人のための施策に関する基本計画であるのに対して、本計画は障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

障害者総合支援法 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下、「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

③第3期大村市障害児福祉計画

障害児福祉計画とは、児童福祉法第33条の20の規定に基づく市町村障害児福祉計画として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関して定める計画です。

市町村障害児福祉計画は、市町村障害福祉計画と一体のものとして作成できるとされています。

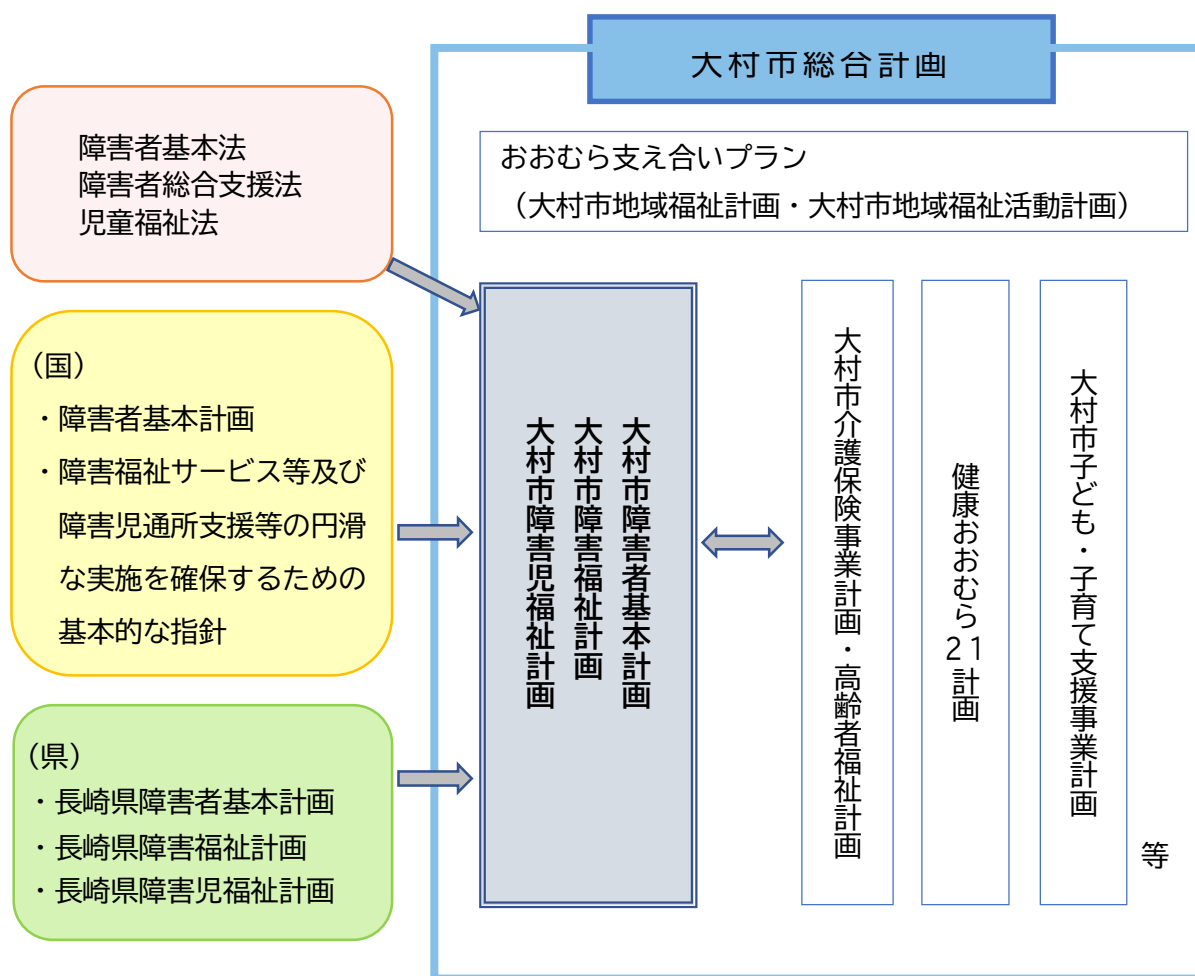
児童福祉法 第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下、「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

④本市が策定する他計画等との関係

本計画は、本市のまちづくりの基本指針を定めた大村市総合計画の分野別計画として位置付けられ、福祉分野の上位計画である地域福祉計画、個別計画である高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等の関連する計画との整合性を図りつつ、障害者（児）福祉に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

【位置づけのイメージ】



(2) 計画の期間

障害者基本計画については、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画については、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。ただし、計画期間中に社会情勢の変化、制度改正があった場合、必要に応じて計画の見直しを行います。

2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
障害者基本計画 (第3次)			第4次障害者基本計画					
障害福祉計画 (第6期)			障害福祉計画 (第7期)			障害福祉計画 (第8期)		
障害児福祉計画 (第2期)			障害児福祉計画 (第3期)			障害児福祉計画 (第4期)		

3 計画の策定体制

(1) 大村市障害者自立支援協議会

医療・保健・福祉・教育の関係者のほか、障がいのある方・障がい者団体・障害者施設の代表者で構成される「大村市障害者自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」という。）」に諮り、専門的な観点からの提言や意見を反映しました。

(2) 市民アンケート及びパブリックコメント

障がいのある方や障害者施設に対して、令和5年3月から4月にかけてアンケート調査を実施し、ニーズ等の動向の把握を行いました。

また、広く市民の意見を反映させるため計画案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

(3) 庁内における会議

自立支援協議会と連携した本市の庁内組織として、副市長及び関係部課長から構成される「大村市障害者基本計画策定検討会議」を設置し、計画の審議を行いました。

■市民アンケート調査の概要

1 調査の目的

大村市障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたり、障がい者の生活の実態や健康福祉・福祉サービスに関する利用意向を把握することによって、計画の基礎資料とすることを目的として実施しました。

2 調査の実施要領

(1) 調査時期

令和5年3月～4月

(2) 調査対象者及び調査方法

市が管理している身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び一般市民を無作為に抽出し、郵送配布・回収しました。

(手帳所持者：1,321人、一般市民：329人)

3 配布数・回答数

調査対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
手帳所持者	1,321件	670件	50.7%
一般市民	329件	100件	30.4%

4 障がい者（児）の状況

（１）障がい者（児）について

本計画で記載している「障がい者」は障害者基本法で定められている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会的生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」、高次脳機能障害者及び難病患者等を総称して使用しています。

また、「障がい児」は、上記の障がい者のうち、18歳未満の児童の総称として使用します。

（２）障がい者の状況

令和4年度末の障害者手帳所持者数は、身体障がい者（身体障害者手帳所持者）4,014人、知的障がい者（療育手帳所持者）1,285人、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）1,036人となっています。過去5年間に於いて、身体障害者手帳所持者数は約4,000人、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しています。なお、障害者手帳所持者延べ人数の総人口に占める割合は6.46%となっています。

【障がい別手帳所持者延べ人数の推移】

（単位：人）

手帳種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	4,116	4,122	4,092	4,045	4,018	4,014
療育手帳	1,058	1,102	1,128	1,178	1,222	1,285
精神障害者保健福祉手帳	786	855	887	956	997	1,036
合計	5,960	6,079	6,107	6,179	6,237	6,335
総人口	95,647	96,159	96,627	97,296	97,704	98,120
手帳所持者延べ人数 の対総人口比率	6.23%	6.32%	6.32%	6.35%	6.38%	6.46%

※手帳は複数所持者あり

資料：大村市障がい福祉課（各年度末現在）

①身体障がい者の状況

障がい種類別では、令和4年度末で肢体不自由1,823人、内部障害1,471人となっており、全体の8割以上を占めています。また、年齢階層別では、65歳以上の高齢者が2,790人で全体の約7割を占めています。

【障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人)

障がい種類別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	263	262	251	256	244	243
聴覚・平衡機能障害	435	445	446	439	432	431
音声・言語障害	45	45	45	40	42	46
肢体不自由	1,930	1,915	1,897	1,865	1,835	1,823
内部障害	1,443	1,455	1,453	1,445	1,465	1,471
合計	4,116	4,122	4,092	4,045	4,018	4,014

資料：大村市障がい福祉課（各年度末現在）

【年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	126	126	116	115	108	103
18～64歳	1,192	1,175	1,141	1,138	1,119	1,121
65歳以上	2,798	2,821	2,835	2,792	2,791	2,790
合計	4,116	4,122	4,092	4,045	4,018	4,014

資料：大村市障がい福祉課（各年度末現在）

② 知的障がい者の状況

療育手帳は、障がいの程度により最重度「A1」、重度「A2」、中度「B1」、軽度「B2」の4段階に区分され、令和4年度末の軽度の「B2」所持者数は447人と最も多くなっています。年齢階層別では、ほとんどの階層で増加しています。

【障がい程度別療育手帳所持者数の推移】

(単位：人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A1	259	269	272	284	291	297
A2	184	195	204	206	202	204
B1	271	282	281	300	316	337
B2	344	356	371	388	413	447
合計	1,058	1,102	1,128	1,178	1,222	1,285

※A1：最重度、A2：重度、B1：中度、B2：軽度

資料：大村市障がい福祉課（各年度末現在）

【年齢階層別療育手帳所持者数の推移】

(単位：人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	228	232	249	269	277	311
18～64歳	734	764	774	802	832	859
65歳以上	96	106	105	107	113	115
合計	1,058	1,102	1,128	1,178	1,222	1,285

資料：大村市障がい福祉課（各年度末現在）

③ 精神障がい者の状況

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況】

精神障害者保健福祉手帳は、障がいの状態により1級から3級に区分され、令和4年度末の2級の所持者は614人と最も多くなっています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

(単位：人)

等級	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	64	75	75	69	72	83
2級	511	525	524	569	596	614
3級	211	255	288	318	329	339
合計	786	855	887	956	997	1,036

※等級の数字が小さいほど、障がいの程度が重いことを表す。

資料：長崎こども女性障害者支援センター
(各年度末現在)

【精神障害者保健福祉手帳の等級区分】※厚生労働省ホームページより

- 1級 他人の援助を常時受けなければ、日常生活を送ることが困難な状態
- 2級 日常生活に著しい制限を受けるか、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態
- 3級 日常生活又は社会生活に制限を受けるか、制限を加えることを必要とする状態

【発達障害の状況】

発達障害とは、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。障がいの種別では精神障害に分類されます。

本市では、発達障害児を早期発見し早期療育につなげるため、乳幼児健康診査等を実施しています。

【乳幼児健康診査 受診者数の推移】

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1歳6カ月児健診（受診者数）	941	890	854	681	937
（うち、今後の支援が必要と判断した者）	149	115	172	128	121
3歳児健診（受診者数）	941	891	867	726	995
（うち、今後の支援が必要と判断した者）	196	182	204	147	199

資料：大村市こども家庭課（各年度末現在）

④高次脳機能障害の状況

高次脳機能障害とは、交通事故等による外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害と言われています。

高次脳機能障害者数は、他の障がいと比べると外見上は障がいが目立たないことや、自身も障がいを十分に認識できない場合があるため、正確な実数を把握するのは困難な状況にあります。

⑤難病患者等の状況

難病等とは、障害者総合支援法において「治療法が確立していない疾病その他の特殊な疾病」と定義されており、難病患者等は障がい者の範囲に追加され、障害者手帳の有無に関わらず、障害福祉サービス等を利用することができます。

難病患者は令和4年度で919人となっており、疾患別ではパーキンソン病が最も多くなっています。小児慢性特定疾病該当者は160人となっており、疾患別では慢性心疾患が最も多くなっています。

【難病患者の推移】

(単位：人)

疾患名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
パーキンソン病	80	92	96	95	101	93
潰瘍性大腸炎	79	78	71	82	85	80
全身性エリテマトーデス	69	71	70	68	71	68
後縦靭帯骨化症	34	36	33	29	33	32
上記以外	521	559	561	587	614	646
合 計	783	836	831	861	904	919

資料：長崎県国保・健康増進課（各年度末現在）

【小児慢性特定疾病該当者数】

(単位：人)

疾病区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
内分泌疾患	54	39	32	37	34	32
悪性新生物	12	11	11	11	8	8
慢性腎疾患	8	5	5	4	4	2
慢性心疾患	29	31	30	35	35	37
糖尿病	10	10	12	12	10	10
上記以外	41	49	48	70	63	71
合 計	154	145	138	169	154	160

資料：長崎県こども家庭課（各年度末現在）

第2章 第4次大村市障害者基本計画

1 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

**障がいのある人もない人も
共に支え合い 心豊かに安心して生活できるまちづくり**

大村市障害者基本計画では、「障がいのある人もない人も 共に支え合い 心豊かに安心して生活できるまちづくり」を基本理念として、全ての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、支え合い、心豊かに安心して生活できる「共生社会」の実現を目指して様々な施策を推進してきました。

本計画においてもこの基本理念を継承し、今後の本市のまちづくりの方向性や、障害者権利条約の批准、法改正の趣旨等を踏まえ、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあいながら、いきいきと共生することができる社会の実現を目指します。

(2) 基本目標

基本理念の実現に向けて、本計画では以下を基本目標として様々な取り組みを推進することとします。

I 障がい者の自立支援の充実

II 障がい者の社会参加の促進

障がい者が、心豊かに安心して生活するためには、きめ細かなサービスの提供に努めるとともに、身近な地域で気軽に相談できる体制の充実を図ることが重要です。

また、障がい者が社会参加するためには、障がいや障がい者への市民の理解を深めることが重要です。

2 本計画とSDGs

「SDGs」は2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された持続可能な世界を実現するための2030年（令和12年）までの世界の開発目標のことで、本計画の内容はSDGsの17のゴールのうち、下記のゴールに繋がるものです。

本市における持続可能なまちづくりに向けて、本計画の取組を推進します。

【本計画の内容が繋がると考えられるSDGsのゴール】



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



8. 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



10. 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の格差を是正する



11. 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



17. パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策と主な取組
障がいのある人もない人も共に支え合い 心豊かに安心して生活できるまちづくり	I 障がいの者の自立支援の充実	施策1 相談支援体制の充実・強化 ① 相談支援体制の充実 ② 障がい児に係る相談支援体制の充実 施策2 日常生活を支援するサービス等の充実 ① 障害福祉サービス等の運用 ② 地域生活支援事業その他のサービスの充実 ③ 経済的な自立の促進 ④ 地域生活支援拠点の整備 施策3 就労支援の充実 ① 障害者就労支援施設への支援 ② 雇用の促進と安定に向けた支援 ③ 農業との連携事業への支援 施策4 障がい児支援の充実 ① 障がい児に係る相談支援体制の充実(再掲) ② 専門機関の機能の充実 ③ 保護者への支援 ④ 教職員の指導力の向上 ⑤ 福祉教育等の推進 ⑥ 施設のユニバーサルデザイン化の推進
	II 障がいの者の社会参加の促進	施策5 心のバリアフリーの推進 ① 啓発・広報活動の推進 ② ボランティア活動の推進 施策6 社会参加しやすい環境づくり ① 生活空間の環境整備 ② 交通関連の環境整備 ③ 情報提供の充実 ④ 情報バリアフリー化の推進 ⑤ スポーツや文化活動等の推進 施策7 健康づくりの促進 ① 障がいの原因となる疾病の予防と障がいの早期発見 ② 適切な保健・医療の確保 施策8 地域で支え合う体制づくり ① 活動団体等との交流の推進 ② 農業との連携事業への支援(再掲) ③ 防災及び災害時の対策の推進 ④ 防犯対策の推進 ⑤ 精神障害者に向けた環境整備の推進

4 施策の推進

基本目標Ⅰ 障がい者の自立支援の充実

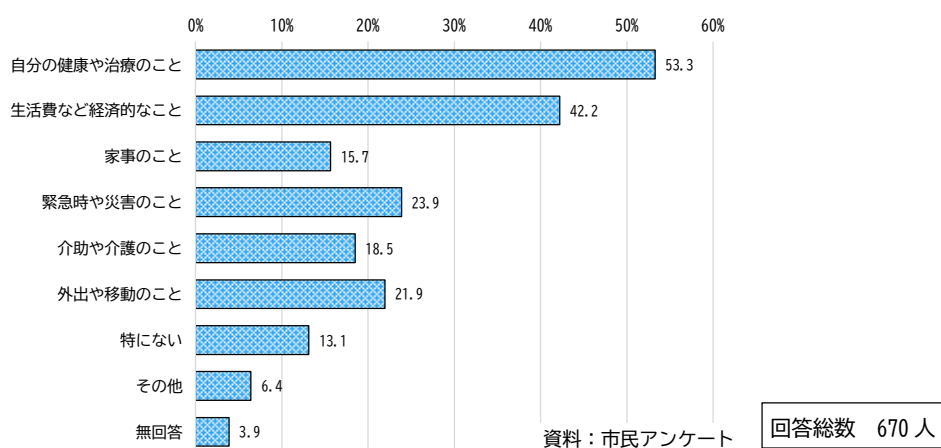
施策1 相談支援体制の充実・強化

【現状と課題】

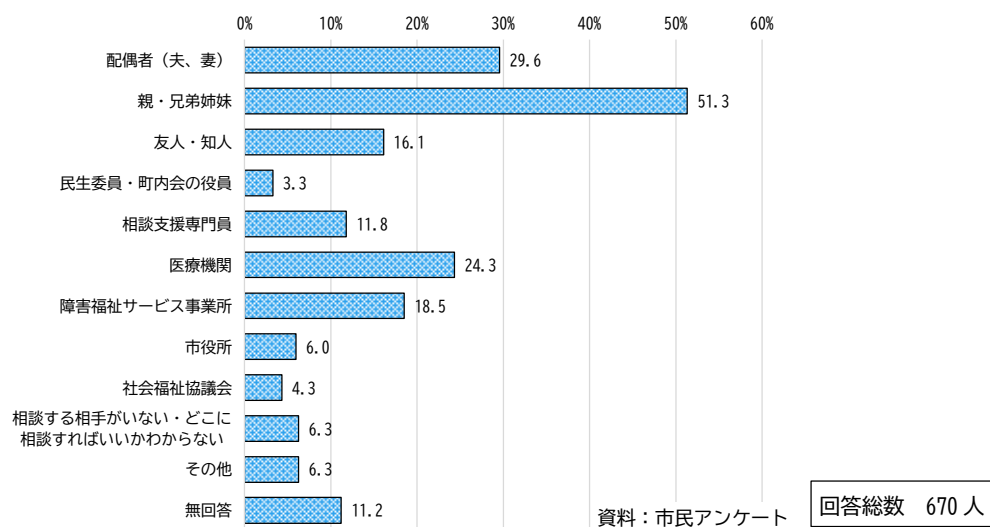
障がい者やその家族は、障がいに起因する悩みや将来への不安を抱えていることから、相談支援体制を充実させるため、相談支援事業所との連携強化を図っています。市民アンケートによると、「自分の健康や治療のこと」、「生活費など経済的なこと」、「緊急時や災害のこと」等、日常生活における様々な面で何らかの不安を抱えていることが分かります。

相談先の周知に加え、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等との連携を強化し相談支援体制を充実することや、自立支援協議会の相談支援事業所連絡会において、情報共有や研修等を行うなど、相談支援専門員のスキルアップを図ることが重要です。

【現在不安に思っていること】

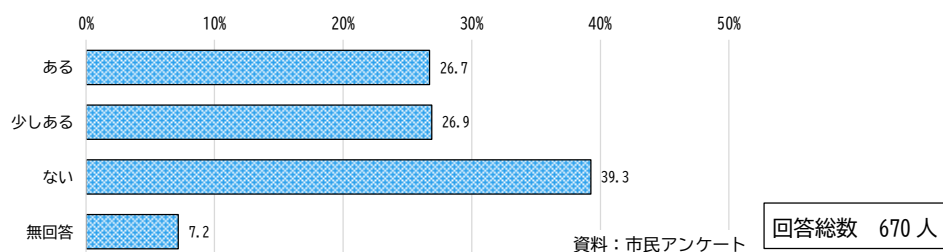


【困ったときや不安を感じる際の相談先】



障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験については、「ある」、「少しある」が半数以上となっており、障がい者の人権や権利を擁護するため、虐待防止体制の充実や成年後見制度の普及・啓発に取り組む必要があります。

【障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無】



【施策の方向性】

- 障がい者が安心して日常生活が送れるよう、身近な地域で気軽に相談できる支援体制の充実を図るなど、きめ細かな支援に取り組めます。
- 障がい者や家族等からの相談に応じ、虐待防止対策の充実や成年後見制度の活用促進に取り組めます。

【主な取組】

①相談支援体制の充実

項目	具体的な内容
相談支援事業の充実	ア 一般相談支援 障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービス等の利用支援、権利擁護、意思決定支援等に関する相談支援を行います。 また、受けた相談については、支援が途切れないよう必要に応じて定期的な連絡を行います。 イ 計画相談支援 障がい者の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス等利用計画を作成します。 ウ 地域移行支援・地域定着支援 入所施設や精神病院等からの退所・退院に当たり、地域移行に向けた支援を行います。 また、退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

項目	具体的な内容
相談支援ネットワークの充実	大村市地域生活支援センター「ラフ・ラム」を中心に障害福祉サービス事業所等との連携を図るとともに、民生委員児童委員等の地域の社会資源を活用するなど、関係機関が連携しながら適切に支援を行う体制を充実させます。
障害者相談員の活用	身体・知的・精神障がいのある方やその家族等が、自身の経験を活かして相談員となり、障がい者へ必要な助言・情報提供等を行います。
自立支援協議会の活用	医療、保健、福祉、教育等の関係者で構成する自立支援協議会の各部会で相談体制のあり方やサービス等利用計画の検討を行うとともに、ケースに応じて個別の事例検討を実施して問題解決を図ります。
成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用が有用であると認められる、判断能力が不十分な障がい者に対し、審判申立費用等の助成を行います。 また、更なる利用促進に向けて制度の周知や中核機関のさらなる活用に努めます。
虐待防止における相談支援の充実	大村市障害者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の通報及び届出の受理、障がい者や家族等からの相談に対する助言を行います。 また、障がい者虐待防止に関する窓口の広報・啓発を行います。
精神保健に係る相談支援体制の整備【新規】	精神障がい者のほか精神保健に課題を抱える人も含めた、精神保健相談体制の整備と、精神保健に係る相談支援を担う人材の育成に努めます。

②障がい児に係る相談支援体制の充実

項目	具体的な内容
相談支援体制の充実	幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小・中学校等の保育・教育施設、障害児相談支援事業所等の関係機関が連携し、乳幼児期から特別支援学校等を卒業するまで、障がい児や保護者に対し、成長段階に応じた切れ目のない相談支援を行います。 また、「幼児教育・保育支援センター いっぽ」※1を窓口として巡回相談を実施し、特別な配慮が必要な子どもの支援方法や今後の支援の方向性、保育環境等の助言を行います。

※1 大村市の教育・保育施設への支援を行う施設。

項目	具体的な内容
就学指導（相談）の実施	保護者に特別支援教育に関する情報提供を行うとともに、本人や保護者の意向に配慮しつつ、医療、保健、福祉等の関係者による教育支援委員会※1の意見を踏まえ、就学時に適切な教育の場が選択できるよう就学指導を行います。
虐待防止体制の充実	障がい児虐待の発生予防をはじめ、虐待の早期発見又は一時保護のため、障害児通所施設、相談支援事業所、教育委員会、こども未来部及び児童相談所、その他の関係機関が相互に連携し、虐待防止体制の充実を図ります。 また、要保護児童については、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関で情報共有を密にしつつ連携して対応します。

※1 大村市教育委員会が学齢児童及び学齢生徒の就学にかかる判別並びに就学指導を適切に行うため、専門家の意見をもとに適切な就学先（学びの場）について審議を行う機関。

施策2 日常生活を支援するサービス等の充実

【現状と課題】

障がい者が増えていることにより、障害福祉サービス等の利用者は年々増加しています。障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、障がい者のニーズを踏まえ、きめ細かなサービスの提供体制を整備するとともに、最適なサービスの提供が求められています。

【障害福祉サービス利用者人数の推移】

(単位：人)

年度	平成30年度	令和元年		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比
障害者総合支援法 サービス利用者数	1,097	1,120	102.1%	1,158	103.4%	1,211	104.6%	1,252	103.4%
児童福祉法 児童通所支援利用者数	520	571	109.8%	635	111.2%	709	111.7%	795	112.1%
合計	1,617	1,691	104.6%	1,793	106.0%	1,920	107.1%	2,047	106.6%

資料：大村市障がい福祉課（各年度末現在）

【施策の方向性】

- 障がい者の日常生活を支援するため、必要とされる障害福祉サービス等の充実を図ります。
- 高齢者に対しては、障がいの特性により個々の状況に応じて適切な支援を行います。
- 障がいの重度化・障がい者の高齢化や親亡き後を見据えた居住支援としての体制づくりを進めます。

【主な取組】

①障害福祉サービス等の運用

項目	具体的な内容
（訪問系サービス） 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	障がい者の在宅生活を支える訪問系サービスにおいて、外出が困難な人、寝たきりの人への支援を行います。 居宅介護（ホームヘルプサービス）や重度訪問介護の利用が年々増加しており、引き続きサービスの最適化を図ります。
（日中活動系サービス） 生活介護 療養介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 短期入所 就労定着支援	通所によるサービスの提供により障がい者の日常生活を支える日中活動系サービスにおいて、生活介護や就労継続支援等を行います。障がい者の自立や社会参加に関わるサービスであり、引き続きサービスの最適化を図ります。

項目	具体的な内容
(居住系サービス) 共同生活援助（グループホーム） 自立生活援助	共同生活を営む住居において、相談、排せつ又は食事の介護等の日常生活上の援助を行います。
(入所系サービス) 施設入所支援 療養介護	施設入所者に対し、日中活動系サービスとあわせて、入浴、排せつ、食事の介護や生活に関する相談等の必要な支援を行います。
介護保険サービスとの連携	高齢の障がい者の生活の安定と自立を支援するため、障害者相談支援事業所と居宅介護支援事業所等が連携し、生活状況に応じた障害福祉サービスや介護保険サービスの効果的な利用など、切れ目ないサービス提供体制の確立を図ります。 また、高齢の障がい者が住み慣れた地域で安全に安心して生活できるよう、医療、介護、地域福祉等が連携する地域ネットワーク「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

②地域生活支援事業その他のサービスの充実

項目	具体的な内容
補装具の給付	身体の失われた部位や損なわれた機能を補完・代替する用具の購入・修理に要した費用の一部を支給します。
日常生活用具の給付	身体障がい者等に移動支援用具、入浴補助用具等の日常生活を便利又は容易にするための用具を給付します。
住宅改修費用の助成	日常生活における利便を図るため、洋式便器等への取替、床の段差の解消、手すりの設置、引き戸等への扉の取替えなど、住宅改修費用の一部を助成します。
移動支援事業	一人では移動が困難な障がい者の外出を容易にし、必要不可欠な外出や余暇活動を円滑にするため、ヘルパーの派遣により外出時の移動を支援します。
地域活動支援センターへの支援	精神障がい者及び知的障がい者の活動拠点として、創作活動や生産活動の機会を提供する地域活動支援センターに対し、安定的な運営を図るための支援を行います。
訪問入浴サービス事業	自宅やデイサービスでの入浴が困難な重度身体障がい者の身体清潔の保持と心身機能の維持を図るため、移動入浴車による訪問入浴サービスを行います。

項目	具体的な内容
耳とことばの相談事業	耳やことばに不安のある人等へ、専門家による適切な指導訓練、聴力検査、補聴器やことばに関する相談、身体障害者手帳および補聴器の申請に関する相談を行います。
日中一時支援事業	障がい者が日中に活動できる場の創出や障がい者を日常的に介護している家族の休息のため、障害者支援施設等において、障がい者の日中における活動の場を提供し、見守りや日常訓練等の支援を行います。
自動車改造費の助成	上肢や下肢、体幹機能に重度の障がいがある人に対し、自動車の操行装置及び駆動装置の改造に要する経費の一部を助成します。
自動車運転免許取得費の助成	社会活動（就労又は就学が見込まれる等）の必要から、自動車運転免許の取得を希望する身体障がい者に対し、運転免許取得費用の一部を助成します。
移動に係る交通費の助成	一人では外出困難な障がい者が容易に外出できるよう、タクシー料金の一部又はガソリン代の一部を助成します。
小児慢性特定疾患児への日常生活用具の給付	在宅の小児慢性特定疾患児であって、日常生活に支障がある児童に特殊寝台等の日常生活用具を給付します。
難聴児補聴器購入費の助成	両耳の平均聴力が原則 30 デシベル以上であって、身体障害者手帳交付対象外の 18 歳未満の軽中度難聴児に対し、補聴器購入費の一部を助成します。
生活の場の確保	障がいがあるため一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居が困難な人に対し、不動産業者等との連携を図り、入居に必要な情報の提供、相談、助言などを行います。
ふれあい収集事業	生活ごみの搬出が困難な高齢者、障がい者等の負担軽減を図るとともに、玄関先までごみ収集を行い、希望者には見守り活動を兼ねて声かけを行います。

③経済的な自立の促進

項目	具体的な内容
経済的自立のための支援	障がい者等の経済的な自立促進のため、各種手当の支給等を行います。 また、申請の窓口や手順に関する周知に努め、制度の円滑な利用を促進します。 ・ 特別障害者手当、障害児福祉手当の支給 ・ 障害基礎年金の支給（国） ・ 心身障害者扶養共済（県） ・ 特別児童扶養手当（県）

④地域生活支援拠点の整備

項目	具体的な内容
地域生活支援拠点の整備	緊急対応時の手順や制度の利用促進を進めるとともに、地域生活支援拠点コーディネーター会議で課題を検討・研究し、制度の更なる充実を図ります。

施策3 就労支援の充実

【現状と課題】

障害者の雇用促進等に関する法律（以下、障害者雇用促進法という。）において、障害者法定雇用率が定められており、事業主に対して、一定割合以上の障がい者を常時雇用するよう義務付けられています。

令和4年6月1日現在、ハローワーク大村管内の従業員数43.5人以上の企業において、障害者法定雇用率を達成している企業は、76社のうち55社（達成率：72.4%）となっており、国（48.3%）や長崎県（62.4%）と比較すると高い水準にあります。対象企業すべての達成にはまだ厳しい状況となっています。

また、一般就労が困難な障がい者が利用している就労継続支援事業所（B型）における本市の令和3年度の平均工賃月額額は17,036円です。全国平均16,507円を上回ったものの、長崎県平均19,150円は下回っています。

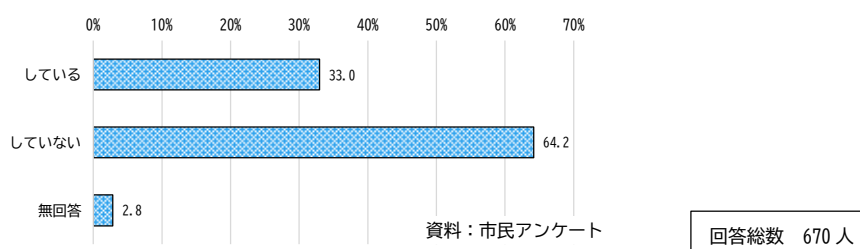
市民アンケートの結果では、「仕事をしていない」と答えた人のうち、「一般就労したい」、「福祉施設などで就労したい」と回答した人が2割程度いることから、多様な働き方と雇用機会を拡大することが望まれています。

障がい者が、就労意欲を高めながら地域において自立した生活を送るためにも、障がい者の一般就労につながる施策や、就労継続支援事業所における更なる工賃向上への取組が必要です。

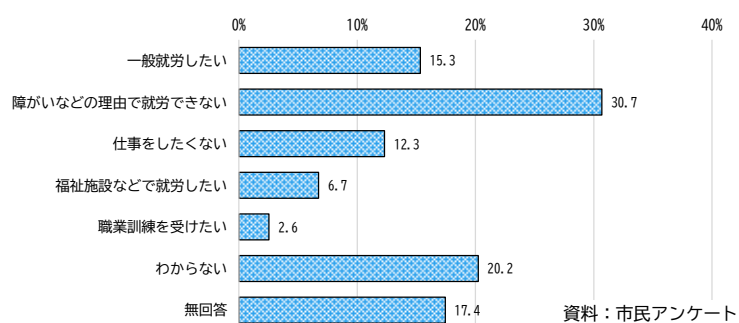
【障害者法定雇用率】

事業主区分	雇用率		
	現行	令和6年4月	令和8年7月
民間企業	2.3%	2.5%	2.7%
国、地方公共団体等	2.6%	2.8%	3.0%
都道府県の教育委員会	2.5%	2.7%	2.9%

【現在の就労状況】



【今後の就労意向】



回答総数 430 人

【施策の方向性】

- 「大村市障がい者雇用促進ネットワーク会議」において、障がい者雇用や工賃向上のためのさまざまな施策を研究・検討します。
- 「大村市障害者就労支援施設等からの物品の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者就労支援施設等への物品等の発注に努めるなど、利用者の工賃の向上を支援します。
- 農業分野における障がい者就労の推進を図るため、農業と福祉部門で「農福連携」の推進に取り組みます。

【主な取組】

①障害者就労支援施設への支援

項目	具体的な内容
優先調達の推進	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、障害者優先調達推進法という。）」や「大村市障害者就労支援施設等からの物品の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者就労支援施設が提供できる物品や役務の情報を大村市役所全体で共有し、積極的に発注を行います。
障害者就労支援施設の工賃向上	「オレンジクローバー※1」の商品については、「作れる商品」から「売れる商品」への転換を図り、販売額の増加と工賃の向上を目指す取組を支援し、大村市内事業所の平均工賃が県平均工賃を上回るよう取り組みます。

※1 「大村市障がい者施設ネットワーク協議会」の事業所の商品を統一した地域ブランドの名称。

②雇用の促進と安定に向けた支援

項目	具体的な内容
障がい者雇用の促進	ハローワークや自立支援協議会、障がい者雇用促進ネットワーク会議等の関係機関と連携し、障がい者雇用に係る啓発・広報を行います。 また、大村市役所においても、職場実習の受入れを行うとともに、障がい者雇用を推進して法定雇用率以上を維持します。
職場実習の充実	自立支援協議会、障がい者雇用促進ネットワーク会議等の関係機関と連携して、事業所に対して積極的に情報提供を行い、企業側の障がい者雇用に関する理解促進や、職場実習の機会の更なる充実を図ります。

③農業との連携事業への支援

項目	具体的な内容
農業との連携の推進	農作業だけでなく地元農産物を活用した商品の開発・販売などの、農業と福祉部門の連携を進めるため、障がい者雇用や障害福祉サービス事業所での請負に対する理解・協力のための啓発を行います。 また、農業と福祉部門を結びつけるためのマッチング体制を構築するとともに、事業所や関係機関による支援ネットワークづくりを進め、催しの開催等を推進します。

施策4 障がい児支援の充実

【現状と課題】

近年、県内の特別支援学校の児童生徒数は増加傾向にあり、市内の特別支援学級※1に在籍する児童生徒や、通常学級に在籍しながら通級指導教室※2に通う児童生徒も増えています。

知的や身体的な発達に大きな問題はないが、「落ち着きがない」、「友達と上手く関われない」等、不安を抱えた子どもが増えています。子どもの自立や社会参加に向け、一人一人のニーズを把握するとともに、子どもの持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善し又は克服するため、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。

また、市民アンケートによると、障がいのある人の自立した生活や積極的な社会参加のためには、「学校等における福祉教育の充実」が必要との回答が最も多く、福祉教育等の推進が必要です。

【長崎県の特別支援学校の年度別学校数及び生徒数】

	(単位:校、人)				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校数	17	17	18	18	18
在籍者数	1,689	1,654	1,663	1,685	1,769

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

【市内小・中学校特別支援学級及び通級指導教室に通う児童・生徒数】

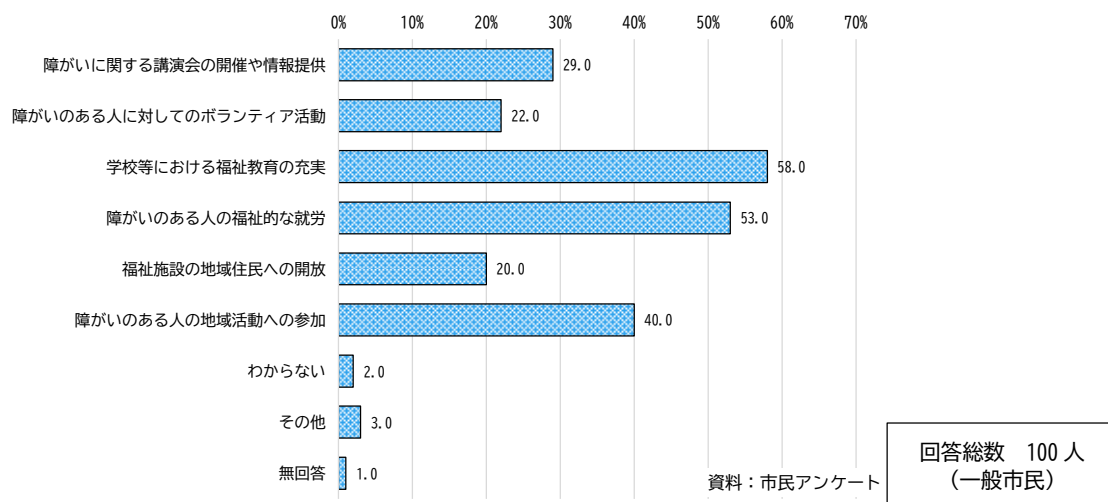
区分			H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
特別支援学級	知的障害	小学校	36	45	52	63	72	93	108	113
		中学校	23	23	27	28	26	30	34	44
	自閉症・情緒障害	小学校	42	50	58	70	81	77	105	112
		中学校	11	14	10	15	16	25	27	44
	肢体不自由	小学校	2	3	2	5	5	4	5	4
		中学校	－	－	1	1	1	1	2	2
	病弱・身体虚弱	小学校	－	－	－	1	2	3	3	2
		中学校	－	－	－	－	－	1	2	2
	難聴	小学校	－	1	1	－	－	1	2	3
	通級指導教室	言語障害	小学校	38	36	36	30	30	30	28
情緒障害		小学校	62	76	61	55	65	64	76	91
		中学校	8	11	15	9	8	10	10	7
LD・ADHD		小学校	－	－	－	10	9	10	10	16
		中学校	9	10	13	14	16	28	21	21
合計			231	269	276	301	331	377	433	491

資料：大村市教育委員会（各年5月1日現在）

※1 障がいにより通常の学校では十分な指導の効果を上げることが困難な児童生徒に対し、きめ細かな教育を行うために小・中学校に特別に設置された少人数の学級のこと。

※2 通常の学級に在籍し、主として教科や生活の指導を通常の学級で受けながら、個々の特性や状態に応じた「特別の指導」を受ける教室のこと。言語障害3教室、情緒障害8教室、LD(学習障害)・ADHD(注意欠陥・多動性障害)2教室と少ないため、在籍する学校と異なる学校の教室に通う子どもが多い。

【障がいのある人の自立した生活や積極的な社会参加のために必要なこと】



【施策の方向性】

- 乳幼児健康診査等により早期に障がいを発見し早期の療育につなげ、医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携を図り、ライフステージに応じた支援に取り組みます。
- 障がい者との交流活動や体験学習等を総合的な学習の時間に取り入れるなど、人権・福祉学習の充実を図ります。

【主な取組】

①障がい児に係る相談支援体制の充実【再掲】

項目	具体的な内容
相談支援体制の充実	幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小・中学校等の保育・教育施設、障害児相談支援事業所等の関係機関が連携し、乳幼児期から特別支援学校等を卒業するまで、障がい児や保護者に対し成長段階に応じた切れ目のない相談支援を行います。 また、「幼児教育・保育支援センター いっぽ」※1を窓口として巡回相談を実施し、特別な配慮が必要な子どもの支援方法や今後の支援の方向性、保育環境等の助言を行います。
就学指導（相談）の実施	保護者に特別支援教育に関する情報提供を行うとともに、本人や保護者の意向に配慮しつつ、医療、保健、福祉等の関係者による教育支援委員会※2の意見を踏まえ、就学時に適切な教育の場が選択できるよう就学指導を行います。

※1 大村市の教育・保育施設への支援を行う施設。

※2 大村市教育委員会が学齢児童及び学齢生徒の就学にかかる判断並びに就学指導を適切に行うため、専門家の意見をもとに適切な就学先（学びの場）について審議を行う機関。

項目	具体的な内容
虐待防止体制の充実	障がい児虐待の発生予防をはじめ、虐待の早期発見又は一時保護のため、障害児通所施設、相談支援事業所、教育委員会、こども関連部局及び児童相談所その他の関係機関が相互に連携し、虐待防止体制の充実を図ります。 また、要保護児童については、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関で情報共有を密にしつつ連携して対応します。

②専門機関の機能の充実

項目	具体的な内容
教育支援体制の充実	ア 障がいの重度・重複への対応 特別支援学級と通常の学級ともに、個々の児童生徒の障がいの重度・重複の状況に応じた適切かつ効果的な指導を進めるため、個別の指導計画や教育支援計画を作成するなど、きめ細かな対応を図ります。 イ 教育の場における支援体制の充実 保護者、教員等からの相談に対して専門的な対応を図るため、県教育センター等の関係機関と家庭及び学校との連携の強化を図ります。 ウ 学校教育の充実 学校教育課所属の発達支援アドバイザーを学校に派遣し、必要に応じた検査の実施や児童生徒、保護者への支援の在り方についてのアドバイスを行うなど、適切な教育的支援を行います。
母子保健の充実	妊婦健康診査、乳幼児健康診査等の各種健康診査を行うとともに、専門スタッフによる保健指導、健康相談、訪問指導等の事業を推進し、障がいの早期発見・早期治療を図ります。 未熟児に対しては、心身の障がいの未然防止を図る目的で必要な医療の給付を行い、療育上必要がある未熟児に対しては、訪問指導等を実施し発育を支援します。 そして、ことばや運動発達が気になる子どもとその保護者に対しては、「親子愛あい広場」や「ことばと心の相談室」などの事業を通して専門スタッフによる指導、助言等を行うとともに、乳幼児相談や個別相談も実施します。 また、聴覚障がいの早期発見・早期療育を図るため、新生児を対象に新生児聴覚検査を実施し、県内の産婦人科医等で実施した検査の費用を一部助成します。

項目	具体的な内容
療育支援体制の充実	ア 障がい児の支援 発達期にある乳幼児については、健康診査等により障がいの早期発見に努め、適切な療育支援を行います。 また、障がい児を対象に一時預かり保育サービスを実施する保育施設に費用の一部を助成します。 さらに、就学前に保護者との面談を重ね、保護者の了承のもとに就学先の学校に支援の在り方について情報を提供するとともに、就学後は学校訪問を行い、必要に応じた支援を行う体制を整備します。 イ 療育の場の充実 就学前の児童を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの療育を行うとともに、親子通園のもと、児童の保護者や家族に対し、子どもへの関わり方に関するアドバイスや相談に応じるなど、親子双方に対するきめ細やかな支援を行います。 ウ 地域における支援体制の充実 地域で生活する障がい児の支援として、児童発達支援や放課後等デイサービス、相談事業などの施策を総合的に推進します。

③ 保護者への支援

項目	具体的な内容
就学に係る経費の助成	市内の小中学校の特別支援学級への就学者に対し、保護者の経済的負担を軽減しその就学を奨励するため、必要な経費を助成します。
子育て支援プログラムの実施	子育てに不安を抱える保護者などが、子どもの行動の理解の仕方を学び、子育てに自信をつけることや、子育ての仲間を見つけることができるよう、子育て支援プログラムであるペアレントプログラム※1等の講座を開催するとともに、参加しやすい講座の実施と周知の工夫に努めます。

※1 子育てに困難を感じる保護者を対象とした支援プログラム。

④ 教職員の指導力の向上

項目	具体的な内容
研修会の実施	特別支援学級担任研修会、通級指導教室担当者研修会等において、学習障害（LD）、広汎性発達障害（PDD）等の障がいに関する研修を実施し、特別支援教育に携わる教師のスキルアップを図ります。 また、大村地区特別支援教育連絡協議会において、療育・教育関係機関等との情報交換や連携を進め、教職員の指導力の向上を図ります。

⑤ 福祉教育等の推進

項目	具体的な内容
小・中学校における交流学習の推進	児童生徒が互いの特性や自他の違いを認め、尊重し、理解する心を育むため、小・中学校と特別支援学校との交流活動や共同学習を各学校単位で行うなど、インクルーシブ教育の更なる充実に努めます。
福祉講座や講演会の開催	総合的な学習の時間等を利用し、障がい者の講話や車椅子体験講座等を実施します。
発達障害の理解・啓発	全校集会や学年・学級での講話、PTA活動を通して、児童生徒及び保護者に対する発達障害の正しい理解のための啓発を進めます。

⑥ 施設のユニバーサルデザイン化の推進

項目	具体的な内容
教育・療育施設のユニバーサルデザイン化	教育・療育施設は障がいの有無に関わらず、様々な人が利用する公共的な施設であることから、施設のユニバーサルデザイン化を推進します。 また、肢体不自由児、病弱児等の障がいのある児童生徒に対して、障害者差別解消法の理念に基づき、「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の視点で、多目的トイレ、スロープ、手すりなどの設置を推進します。 新たな特別支援学級・通級指導教室の開設に当たっては、必要な機器や設備を整備します。

基本目標Ⅱ 障がい者の社会参加の促進

施策5 心のバリアフリーの推進

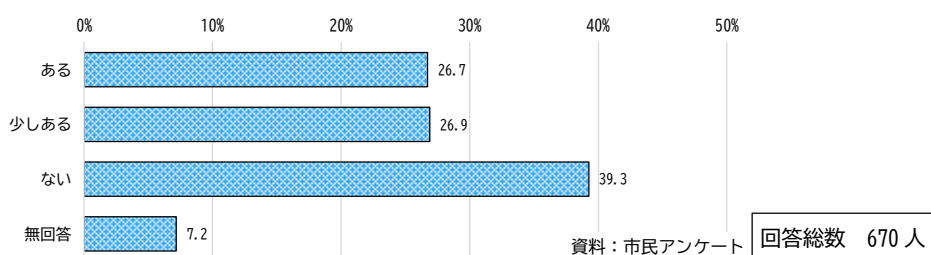
【現状と課題】

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法という。）により、国及び地方公共団体は障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止と障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されていますが、令和6年4月からは、事業者に対しても合理的配慮が義務づけられることになりました。障がいの有無に関わらず、誰もが安心して日常生活を送るためには、全ての住民が障がいに対する理解を深め、人権意識を持つことが重要です。

市民アンケートによると、障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験について、「ある」と「少しある」が半数近くになっています。

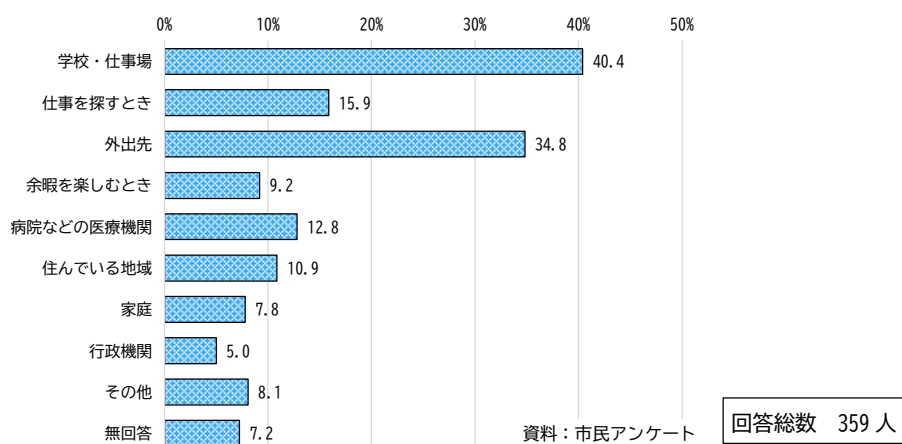
障がいのある人に対する不当な差別や社会的障壁がなくなるよう、相互理解や啓発活動等に引き続き取り組んでいく必要があります。

【障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無（再掲）】



また、「障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無」で「ある・少しある」と回答した方に、差別や嫌な思いをした場所について尋ねたところ、「学校・仕事場」が最も多く、次いで「外出先」となっているなど、日常生活における身近な場所で、差別や嫌な思いをしている状況があります。様々な立場や年代の市民に対し、今後も理解促進に向けた周知・啓発を推進していくことが重要です。

【差別や嫌な思いをした場所】



【施策の方向性】

- 障がい者の人権を守り差別を解消するため、障がい者との交流や研修会等の開催を通じて、障がいへの理解が深まるよう啓発活動を推進します。
- 広報紙やホームページ等を活用し、障がいに関する情報提供を行い、障がいへの理解の促進を図ります。

【主な取組】

①啓発・広報活動の推進

項目	具体的な内容
広報媒体を通じた啓発活動	広報紙、ホームページ、SNS等を活用して福祉活動等の最新情報を発信し、ノーマライゼーションの意識の普及と障がい者への理解促進を図ります。 また、精神障がい者については、保健所等と連携し、精神障がいに対する正しい知識の普及を図ります。
「障害者週間」等での啓発活動	障害者週間（12月3日～9日）では、障がいに関する特集記事を広報紙に掲載するなど、広報・啓発活動を推進します。 また、発達障害啓発週間（4月2日～8日）については、市内の公共施設のブルーライトアップを行い、自閉症や発達障がいの理解のための啓発を推進します。 さらに、こどもセンターにおいて発達障害親の会や相談窓口の周知を行います。
イベントを通じた啓発活動	障がいや障がい者に対する市民の理解を深めるため、市の各種イベント時には、「オレンジクローバー」の商品の販売を通じて、障害者就労活動の啓発を図ります。
福祉講座や講演会の開催 【再掲（P28）】	総合的な学習の時間等を利用し、障がい者の講話や車椅子体験講座等を実施します。
市民の手話理解の推進	大村市手話言語条例を踏まえ、手話に対する理解の促進及び普及のための施策を推進します。 また、従来の手話講習会に加え、小中学校、一般企業等への出前講座の実施、市公式YouTubeで公開している「おおむらシティナビ」への手話映像の挿入等、市民の手話に対しての理解を推進します。 なお、施策の取組にあたっては、ろう者、手話通訳者等の関係者の意見を十分に聴き、実施します。

項目	具体的な内容
ヘルプマーク※1の普及	障がいや障がい者に対する理解を深めるため、県と連携し、ヘルプマークの配布事業に取り組むとともに、普及啓発を図ります。
読書バリアフリー※2の推進 【新規】	ミライオン図書館において、読書バリアフリーの講演会や映画上映会等を開催し、読書バリアフリーの意義や活動に関する市民の理解の促進を図ります。 視覚障がい等で資料や情報利用に困難がある方のために、電子書籍サービス、音声デジター図書※3、拡大読書器、拡大鏡等のサービスを提供しています。サービスが必要な方に、必要なサービスが適切に届くよう、関係機関と連携し、啓発・周知活動を行うとともに、サービスの充実を図ります。

※1 外見からはわからない援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、作成されたマーク

※2 視覚障がい、発達障害、肢体不自由などの障がいにより読書することが難しい人の読書環境の整備

※3 印刷された本を読むことが困難な人のためのデジタル録音図書

②ボランティア活動の推進

項目	具体的な内容
ボランティアの養成	地域においてボランティア活動を始めたい人や、ボランティアによる支援を受けたい人に対する相談や斡旋を行うとともに、引き続きボランティア活動に対する意識の啓発や養成講座の開催、登録された方のスキルアップ支援等を行います。
ボランティアの活動支援	身近なところで誰でも気軽に取り組めるよう、情報の提供や活動への助言、活動基盤づくりなどを支援します。 また、ボランティアのネットワークづくりなどによる活動支援を図るとともに、ボランティアを必要とされている団体と、ボランティア登録されている団体や個人の方々をスムーズにマッチングできるよう、多種多様な活動に対応できるボランティア人材の確保と育成を推進します。 さらに、地域で助けを必要とする方と助けたい方をつなぐ仕組みを、デジタル技術を活用して構築します。

施策6 社会参加しやすい環境づくり

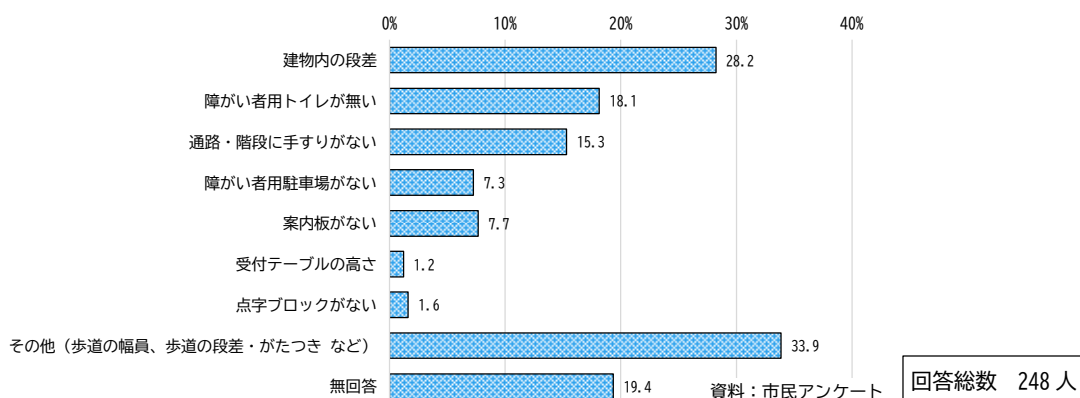
【現状と課題】

障がいのある人が安心して外出し社会参加できるよう、ユニバーサルデザインに基づき、公共施設の整備、歩道の段差解消、誘導ブロックの整備等、生活環境の改善を図っています。

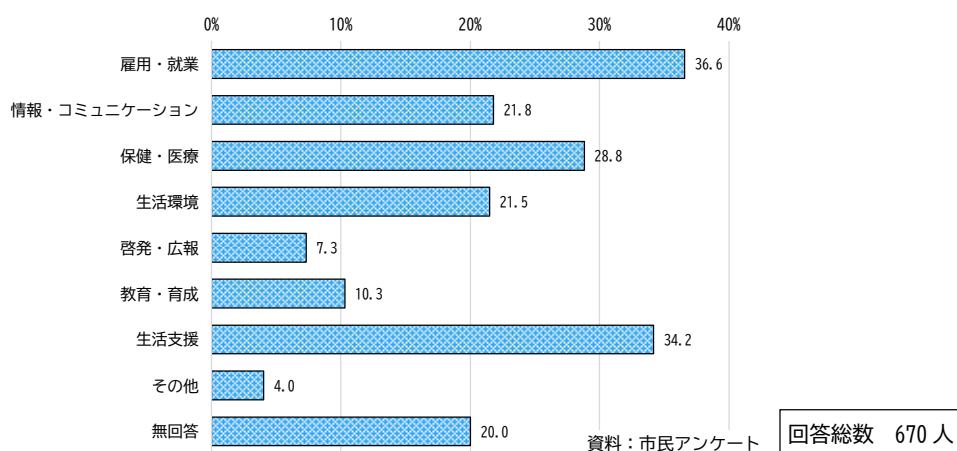
市民アンケートにおいて、公共施設で不便を感じる箇所について、「建物内の段差、障害者用トイレ、通路・階段の手すり」等の回答が多くなっており、障がい者への配慮が十分行き届いていない状況が見受けられます。

また、聴覚や視覚に障がいのある人や、移動が困難なため在宅での生活を余儀なくされている人が社会に参加するためには、情報収集やコミュニケーション手段の確保は欠かせません。令和4年には障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法という。）が施行されるなど、誰もが安心して社会参加できるよう、生活環境の整備を進めるとともに、情報・コミュニケーションといった意思疎通支援の充実を図ることが重要です。

【公共施設で不便さを感じた理由】



【充実させる必要があると思う障がい施策】



【施策の方向性】

- 障がいの有無に関わらず、誰もが利用しやすい生活環境が整備されるよう、ユニバーサルデザインの普及に取り組みます。
- 聴覚や視覚に障がいのある人とのコミュニケーションの向上を図るため、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行うとともに、各種養成講座を充実するなど、支援員の人材確保、人材育成に取り組みます。
- 障がい者がコミュニケーションの手段として幅広い情報通信を円滑に活用できるよう、様々なＩＣＴ（情報通信技術）の活用を推進します。

【主な取組】

① 生活空間の環境整備

項目	具体的な内容
公共施設の環境整備	ア 建築物の整備・改修 公営住宅、公共施設等について、駐車場の確保やトイレ等を含め、利用する全ての人に配慮した施設整備を推進します。 イ 公園等の整備・改修 公園、水辺空間等について、全ての人が快適に利用できるよう、ユニバーサルデザイン化を推進します。 ウ 施設整備の推進体制 施設整備の推進にあたっては、障がいのある人、関係者、専門家等の意見を反映し、ユニバーサルデザインの視点に沿った整備を行います。
民間施設の環境整備	ア 建築物の整備・改修 障がい者の生活に配慮した民間住宅の整備促進を推奨するとともに、住宅リフォーム工事に係る助成制度を活用した改修を促進します。 イ 商業施設等の駐車場、トイレの充実 全ての人が安全かつ円滑に民間施設を利用できるよう、障がい者用駐車場の確保や多目的トイレの整備を奨励します。
バリアフリー情報の提供	誰もが利用しやすいまちづくりを推進するため、バリアフリーに関する情報の周知を積極的に行います。

②交通関連の環境整備

項目	具体的な内容
交通環境の整備	ア 歩行環境の整備 市道の歩道と車道の段差解消や視覚障がい者誘導ブロックの計画的な整備を図るとともに、国道や県道については、連携して整備促進に努めます。 また、歩道上の駐輪や違法看板等により、視覚障がい者や車いす使用者等の通行が阻害されないよう、関係機関と連携し、歩道の適切な管理に努めます。 イ 機器・標識等の整備 自動車事故の防止と障がい者が安全かつ円滑に通行できるよう、音響信号機等のバリアフリー対応型信号機や道路標識の整備を関係機関に引き続き要望します。 ウ 交通安全のために必要な技能及び知識の習得 手話通訳者の配置や字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を開催するなど、障害の程度に応じたきめ細かい交通安全教育を推進します。
公共交通機関のユニバーサルデザイン化	全ての人が公共交通機関を円滑に利用できるよう、ＪＲ大村線の各駅等のユニバーサルデザイン化を引き続き要望します。 また、九州新幹線新大村駅の周辺整備においては、障がい者等の利用に配慮した整備を行います。

③情報提供の充実

項目	具体的な内容
福祉情報の提供	障がい者が市役所の窓口においてスムーズに手続きを行うことができるよう、関係機関と連携を図り、福祉に関する情報や相談窓口等を周知します。 また、各種の福祉に関する情報を掲載している「福祉のしおり」や障がいに関する情報を掲載する「障がい福祉ガイド」について、今後も内容の充実と普及に努めます。
人材の養成や手話通訳者等の派遣	手話通訳者、要約筆記者、音訳ボランティア等のコミュニケーションを支援する人材を養成します。 また、コミュニケーション支援を必要とする障がい者のために、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。

項目	具体的な内容
読書バリアフリー※1の推進 【新規】【再掲（P31）】	ミライオン図書館において、読書バリアフリーの講演会や映画上映会等を開催し、読書バリアフリーの意義や活動に関する市民の理解の促進を図ります。 視覚障がい等で資料や情報利用に困難がある方のために、電子書籍サービス、音声デージー図書※2、拡大読書器、拡大鏡等のサービスを提供しています。サービスが必要な方に、必要なサービスが適切に届くよう、関係機関と連携し、啓発・周知活動を行うとともに、サービスの充実を図ります。

※1 視覚障がい、発達障害、肢体不自由などの障がいにより読書することが難しい人の読書環境の整備

※2 印刷された本を読むことが困難な人のためのデジタル録音図書

④情報バリアフリー化の推進

項目	具体的な内容
行政情報のバリアフリー化	行政情報については、公文書の点字表記サービスや音訳等による広報紙の発行を引き続き行います。 また、ユニバーサルデザインに対応したフォント（UDフォント）を使用し、文字の大きさ、色など障がい者に配慮した広報紙やホームページを作成するなど、情報のバリアフリー化を推進します。
I C T機器等の利用促進	聴覚や視覚障がい者のコミュニケーションの充実を図るため、テレビ電話機能や音声読み上げ機能等の活用を促進します。

⑤スポーツや文化活動等の推進

項目	具体的な内容
施設整備の推進	障がい者が多様なスポーツや文化・芸術に親しみ、障がいの種別に関わらず誰もが支障なく利用できるよう、施設整備を行うとともに、インクルーシブ遊具を備えた公園整備を行うなど、ユニバーサルデザイン化を進めます。 また、障がいの種別に関わらず、誰でも支障なく施設を利用することができるよう、サービスの充実及び施設のバリアフリー化の推進を図ります。
スポーツや文化活動への参加促進	障がい者がスポーツや文化活動を楽しむことができるよう、公共施設の利用料等の軽減措置を引き続き行うとともに、施設利用やイベント参加の促進に向けた情報提供に努めます。 また、移動支援事業を活用することにより、さまざまな活動への参加を支援します。
イベントへの参加促進	イベント等に気軽に安心して参加できるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

施策7 健康づくりの促進

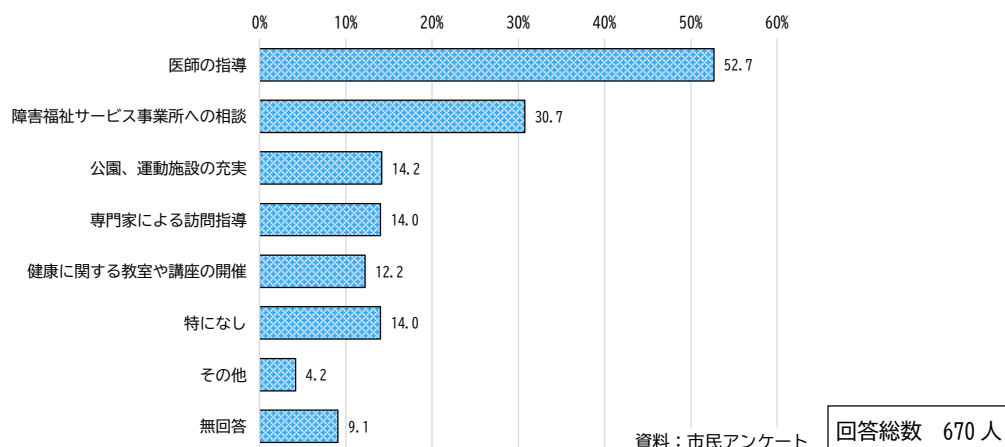
【現状と課題】

本市では、市民が生涯を通じて健康にいきいきと生活することができるよう、ライフステージに応じた身体とこころの健康づくりを総合的に推進する「健康おおむら21計画」を策定し、障がいの原因となる生活習慣病等の発症予防や早期発見、早期治療に向けた取組を推進しています。

また、障がい者が健康で自立した生活を営むことができるよう、障害者自立支援医療事業（更生医療、育成医療）、福祉医療費助成事業を行っています。

しかしながら、精神障がい者においては、未治療や治療を中断するケースが多く見られます。市民アンケートによると、未治療や治療を中断することなく健康を維持するためには、「医師の指導」、「障害福祉サービス事業所への相談」等の支援を必要としています。医療・保健・福祉が連携し、適切な治療や健康相談の充実につなげる支援体制の整備を図る必要があります。

【健康を維持するために必要な支援】



【施策の方向性】

- 障がいの要因となる疾病の予防や早期発見につながるよう、各種健康診査、検診等の受診率向上に取り組みます。
- 必要な医療、療育、障害福祉サービスが適切に利用できるよう、医療・保健・福祉が連携し各種事業を推進します。

【主な取組】

①障がいの原因となる疾病の予防と障がいの早期発見

項目	具体的な内容
母子保健の充実【再掲（P26）】	妊婦健康診査、乳幼児健康診査等の各種健康診査を行うとともに、専門スタッフによる保健指導、健康相談、訪問指導等の事業を推進し、障がいの早期発見・早期治療を図ります。 未熟児に対しては、心身の障がいの未然防止を図る目的で必要な医療の給付を行い、療育上必要がある未熟児に対しては、訪問指導等を実施し発育を支援します。 そして、ことばや運動発達が気になる子どもとその保護者に対しては、「親子愛あい広場」や「ことばと心の相談室」などの事業を通して専門スタッフによる指導、助言等を行うとともに、乳幼児相談や個別相談も実施します。 また、聴覚障がいの早期発見・早期療育を図るため、新生児を対象に新生児聴覚検査を実施し、県内の産婦人科医等で実施した検査の費用を一部助成します。
成人保健の充実	障がいの原因にもなる生活習慣病の発症予防と重症化予防のため、健康診査の受診を勧奨します。受診後に精密検診が必要な対象者へ、医療機関受診勧奨や生活改善が望ましい対象者への保健指導、健康相談、健康講座等の事業を推進します。 また、未受診者への受診勧奨についても、アプローチの仕方も含め検討し推進します。

②適切な保健・医療の確保

項目	具体的な内容
関係機関と連携した支援	障がいがあることが判明した場合は、保健・医療・福祉等の関係機関が連携を図り、専門の医療機関における必要な医療や療育の提供、障害福祉サービス等に繋げるなど、一貫した支援を行います。
自立支援医療の適正な利用	障がい者が必要かつ適切な医療を安心して受けることができるよう、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）制度の周知を図り、適正な利用を促進します。

項目	具体的な内容
保健・医療サービス等の適切な提供	障がい者が必要な情報を選択し利用できるよう、保健、医療サービス等に関する情報を提供します。 また、感染症等が発生した場合には、障害福祉サービス事業所や県、保健所等と連携して、障がい者が必要とするサービスを継続的に提供できるよう努めます。
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築	精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の充実に努めます。

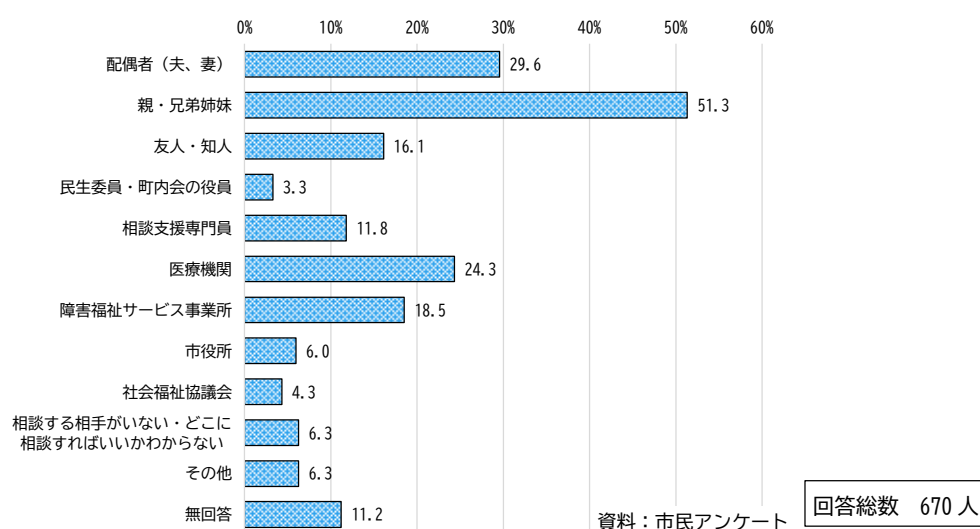
施策8 地域で支え合う体制づくり

【現状と課題】

障がい者が地域において安全に安心して生活するためには、障がいのある人もない人もお互いを理解し合い、地域社会全体で支え合うことが重要です。

障がいのある人は、様々なケースで困りごとが生じ、配慮や支援が必要となることがあります。市民アンケートによると、困ったときや不安を感じるときの相談先については、「親・兄弟姉妹」、「配偶者（夫、妻）」、「友人・知人」と、身近な存在が主な相談相手となっています。

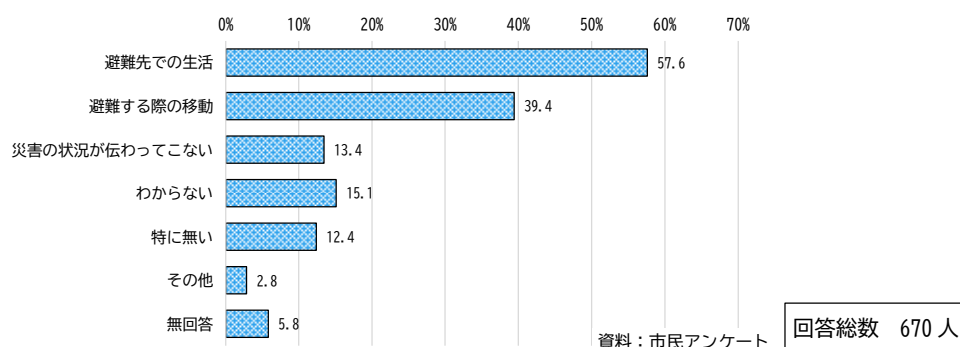
【困ったときや不安を感じるときの相談先】



また、現在不安に思っていることについては、「緊急時や災害のこと」に不安を抱えている人が多く、災害時の不安については、「避難先での生活」が最も多く、次いで「避難する際の移動」となっています。

障がい者が安心して生活ができるように、緊急時の備え等も含めて、地域で支え合うことができるよう、交流の促進や地域で支え合う体制づくりを推進することが重要です。

【災害時の不安】



【施策の方向性】

- 障がいや障がい者への理解のため、障がいのある人と市民との交流の機会の確保に努めます。
- 災害時において、障がいのある人が安全に避難できるようハザードマップの作成・配布や情報伝達体制の整備、避難所における生活支援に取り組むとともに、地域において災害に備えた体制づくりを進めます。

【主な取組】

① 活動団体等との交流の推進

項目	具体的な内容
障がい者等活動団体と市民との交流の推進	ア 障害者芸術祭の周知 県内各地で開催される障害者芸術祭への参加を市民に呼びかけるなど、障がいや障がい者への理解のための啓発を行います。 イ オレンジクローバー販売会の開催 市の各種イベント時などには、大村市障がい者施設ネットワーク協議会と連携し、障がい者自らが商品の販売をする機会を増やすなど、障がい者と市民との交流の機会の確保に努めます。

② 農業との連携事業への支援【再掲（P23）】

項目	具体的な内容
農業との連携の推進	農作業だけでなく地元農産物を活用した商品の開発・販売などの、農業と福祉部門の連携を進めるため、障がい者雇用や障害福祉サービス事業所での請負に対する理解・協力のための啓発を行います。 また、農業と福祉部門を結びつけるためのマッチング体制を構築するとともに、事業所や関係機関による支援ネットワークづくりを進め、催しの開催等を推進します。

③ 防災及び災害時の対策の推進

項目	具体的な内容
防災対策の実施	自力避難の困難な障がい者に関連した施設が立地する土砂災害危険箇所等において、治山、砂防、地すべり対策事業を推進します。 特に自力避難が困難な障がい者施設においては、採択要件の緩和や負担率の見直しを行うなど、早期対策に取り組めるよう検討を進めます。

項目	具体的な内容
災害時の情報伝達	聴覚障がい者をはじめ全ての市民が安全に避難できるよう、文字表示付きの防災ラジオの貸し出し等、情報伝達体制の整備を図ります。 また、避難所においては、障がい者にも連絡事項がわかりやすく表現できるよう、音声による伝達、掲示板に記載するなど、障がいに応じた情報伝達に配慮します。
避難・救助体制の充実	災害時に自力避難が困難な障がい者や高齢者に関する情報をまとめた避難行動要支援者名簿の更新に努めます。 また、避難行動要支援者名簿の情報共有に同意を得た人については、個別避難計画の作成を周知し、避難体制の更なる充実を図ります。
避難所の開設	災害時には、その状況に応じ市の施設をはじめとした指定避難所を開設します。 また、重度障がい等により指定避難所での生活が困難な人を受け入れる、福祉介護避難所※を開設します。

※避難生活において一定の配慮を要する方を対象とする避難所

④ 防犯対策の推進

項目	具体的な内容
防犯対策の充実	障がい者が安全安心に生活できるよう障がい者に対する防犯知識の普及及び事故時における障がい者への援助に関する知識の普及を図ります。 また、文字表示機能付の防災ラジオを活用し、振り込め詐欺等の情報を提供し、市民の危機意識を高めます。

⑤精神障がい者に向けた環境整備の推進

項目	具体的な内容
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築 【再掲（P39）】	精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の充実に努めます。

第3章 第7期大村市障害福祉計画・ 第3期大村市障害児福祉計画

1 計画の策定にあたって

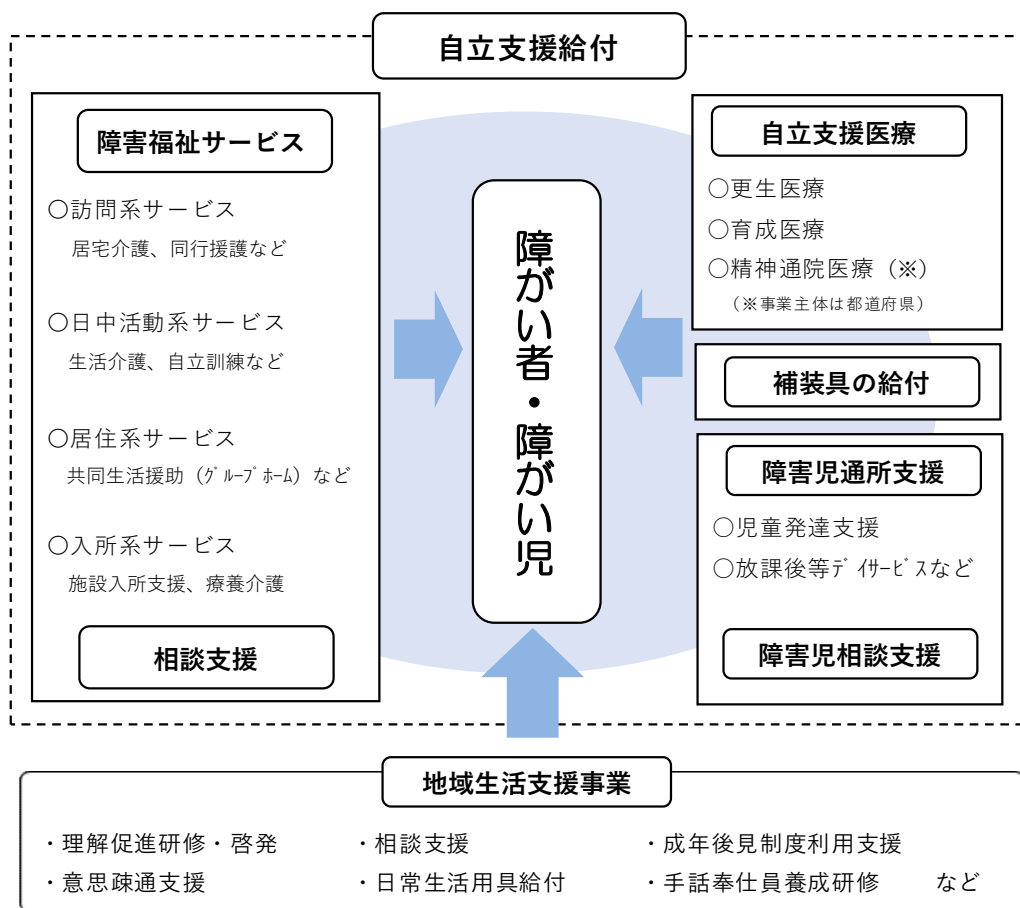
本計画は、国の基本的な方針及び長崎県の計画を踏まえ、本市の障害者基本計画の基本理念及び基本目標の実現を目指すため、今後の障害福祉サービス等を提供するための体制を構築するとともに、障害福祉サービス等の見込量や確保のための取組を定めるものです。

なお、障害福祉計画と障害児福祉計画は、関係性が深いことから、一体的に策定するものとします。

2 障害福祉サービス等の体系

障害者総合支援法に基づくサービスは、障がいの程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と市町村が地域や利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」があります。

また、障がい児に対しては、児童福祉法に基づくサービスとして、「障害児通所支援・障害児相談支援」があります。



3 前計画における目標と取組

令和3年度から令和5年度を計画期間とする第6期大村市障害福祉計画及び第2期大村市障害児福祉計画においては、国の基本指針に即して目標を定め、それぞれに成果目標を設定し、様々な取組を推進しました。本項では取組の内容及び成果目標の達成状況を示します。

【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る基本指針における成果目標の主な内容】

(1) 施設入所者の地域生活への移行
・ 地域移行者数：令和元年度末施設入所者数の6%以上が地域生活に移行
・ 施設入所者数：令和元年度末の施設入所者数を1.6%以上削減
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
・ 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：316日以上
・ 精神病床の1年以上長期入院患者数：10.6万人から12.3万人に
・ 退院率：3か月後69%以上、6か月後86%以上、12か月後92%以上
(3) 地域生活支援拠点等の整備
・ 各市町村又は各圏域に1か所以上を確保するとともに、運用状況の検証、検討を行う
(4) 福祉施設から一般就労への移行
・ 一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍以上 うち、就労移行支援：1.30倍以上 就労支援A型：1.26倍以上 就労支援B型：1.23倍以上
・ 就労定着支援事業を利用して一般就労への移行者：70%以上
・ 就労定着率が80%以上の就労定着支援事業所：70%以上
(5) 障害児支援の提供体制の整備等
・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置
・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村において構築
・ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保
・ 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（各都道府県、各圏域、各市町村）
(6) 相談支援体制の充実・強化等
(7) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

(1) 施設入所者の地域生活への移行

障がい者の地域での暮らしをサポートし個々のニーズに対応できるよう、訪問系サービス・日中活動系サービス等の確保や相談支援体制の充実に取り組みました。

令和3年度から施設入所者数は減少していましたが、令和5年度から徐々に施設入所者が増加しており、次期計画でも地域生活への移行に引き続き取り組んでいくこととしています。

【国の基本指針に基づく目標値と実績（見込）】

令和元年度末時点の 施設入所者数	項目	目標	令和5年度末 (見込)
113人	地域生活移行者数	7人以上 (令和元年度末施設入所者数の6%以上)	5人
	施設入所者数の減※	2人以上 (令和元年末施設入所者数の1.6%以上減)	7人

※「施設入所者数の減」には、「地域生活移行者数」は含まない。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者の地域移行・地域定着に向け、保健・医療・福祉等の関係者が取組等を協議する場を設置し、システムの構築について検討しました。

今後、精神障害者保健福祉手帳所持者に係る相談だけでなく、メンタルヘルスなどの精神に課題を抱える人の相談が増えることが考えられることから、保健・医療・福祉等の関係者が情報共有の場を設け、協議を継続していく必要があります。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者が障害福祉サービス等を利用し住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点の運用状況の検証を行いました。

また、地域支援生活拠点に関わるサービスを開始する事業所の参入を促し、体制の整備に取り組みました。

しかしながら、地域生活支援拠点と各種サービス事業所間での緊急時の対応手順等の検討が今後も必要となります。

【国の基本指針に基づく目標値と実績（見込）】

項目	目標	令和5年度末（見込）
地域生活支援拠点等の運用状況 に係る検証	年1回以上	年2回

（４） 福祉施設から一般就労への移行

障がい者の一般就労が進まない厳しい現状から、一般就労に必要な知識の習得や能力向上を図る「就労移行支援」の事業所は、廃止や休止が相次ぎました。就労を継続するための知識の習得や能力の向上に必要な訓練を受ける「就労継続支援」の事業所は、雇用型（Ａ型）は減少、非雇用型（Ｂ型）は増加しました。

また、地域において自立した生活が送られるよう、官公庁における受注機会を拡大するなど、就労継続支援事業所における工賃等の向上への支援に取り組みました。

しかし、大村市の平均工賃は、国の平均を上回っているものの、県の平均を下回っているため（P21 参照）、引き続き工賃向上へ向けて取り組むとともに、一般就労への移行に向けて取り組む必要があります。

【国の基本指針に基づく目標値と実績（見込）】

項目	目標	令和５年度（見込）
一般就労への移行者数 （下記①②③合計）	29人以上	6人
① 就労移行支援	17人以上	5人
② 就労継続支援Ａ型	2人以上	0人
③ 就労継続支援Ｂ型	10人以上	1人
一般就労への移行者のうち、 就労定着支援事業を利用の割合	70%以上	16%
就労定着率 80%以上の 就労定着支援事業所の割合	70%以上	事業所なし

（５） 障害児支援の提供体制の整備等

地域における中核施設である児童発達支援センターの設置について、既存の児童発達支援事業所が質の高いサービスの提供を目的として、児童発達支援センターへ移行しました。

また、医療的ケア児の受入れが可能な障害児通所支援事業所を確保し、退院から地域での受入体制を調整するコーディネーターと協力し、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化に取り組みました。

障がい児の個々の状況に応じた支援を切れ目なく提供する必要があることから、引き続き関係機関と連携して支援体制の整備に向けて取り組むこととしています。

【国の基本指針に基づく目標値と実績（見込）】

項目	目標	令和5年度末（見込）
児童発達支援センターを市内に少なくとも1か所以上設置	設置	1か所設置
保育所等訪問支援を利用できる体制を市内で構築	7か所	13か所
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を市内に少なくとも1か所以上確保	児童発達支援事業所 3か所 放課後等デイサービス事業所 3か所	児童発達支援事業所 4か所 放課後等デイサービス事業所 3か所
医療的ケア児支援の協議の場の設置	障害者自立支援協議会こども支援部会に協議の場設置	設置済み
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2人	2人

（6） 相談支援体制の充実・強化等

障がい者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、障がい者へ必要な情報の提供や障害福祉サービス等の利用支援、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行いました。

また、地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターを設置しました。

障がい者のニーズは多様化・複雑化してきており、基幹相談支援センターと連携して引き続き相談支援専門員のスキルアップに取り組んでいきます。

（7） 障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

障がい者が個々のニーズに応じた障害福祉サービス等を利用することができるよう、広報紙やホームページ等で制度の普及啓発に取り組みました。

また、障がい者が真に必要とするサービスを適切に提供できるよう、障害福祉サービス事業所等との連携強化に努めました。

障害福祉サービス等が多様化しており、障害福祉サービス事業所等と引き続き連携しながら、サービスの質の向上に取り組む必要があります。

4 本計画における目標の設定と取組

国は、障がい者（児）の地域生活の維持・継続及び就労定着の促進、障害児支援の提供体制の整備等による地域共生社会の実現を図るため、地方自治体が策定する障害福祉計画の策定に向けた基本指針において、具体的な成果目標を示しています。

本市においても、国の基本指針やこれまでの実績等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間における目標とそれぞれの成果目標を定め、必要な取組を行うことにより、障がい者支援体制の計画的な整備を図ります。

【第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る基本指針における成果目標の主な内容】

(1) 施設入所者の地域生活への移行	
・ 地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上	
・ 施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減	
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
・ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上	
・ 精神病床における1年以上入院患者数	
・ 精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上	
(3) 地域生活支援の充実	
・ 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる体制整備を進めるとともに、運用状況の検証・検討を行うこと	
・ 【新規】強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること	
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	
・ 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上	
・ 【新規】就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上	
・ 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上	
・ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上	
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	
・ 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上	
・ 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の推進体制の構築	
(6) 相談支援体制の充実・強化等	
・ 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等	
・ 【新規】協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
・ 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築	

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【取組】

- ◆ 地域生活への移行を進めるために、障がい者支援施設等において入所者の意思決定を支援し、地域生活移行支援や地域で生活する障がい者の支援を推進します。
- ◆ 日常生活や社会生活を送るため、個々の障がい者のニーズや実態に応じた相談体制の整備や居宅介護や行動支援等の各種サービスの充実を図ります。

【成果目標】

令和4年度末時点 の施設入所者数	項目	目標 (令和8年度)	備考
98人	地域生活移行者数	5人以上	令和4年度末施設入所者数の6%以上
	施設入所者数の減※	4人以上	令和4年度末施設入所者数の5%以上減

※「施設入所者数の減」には、「地域生活移行者数」は含まない。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【取組】

- ◆ 精神障がい者の地域への移行・定着を推進するために、精神障がいに対する正しい理解を促進し、県をはじめ保健・医療・福祉等の関係者と連携し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて協議を進めます。

(3) 地域生活支援の充実

【取組】

- ◆ 地域生活支援拠点等を整備し、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制や緊急時の連絡体制の構築を進めます。
- ◆ 障害の重度化・高齢化にも対応できるようサービスの提供体制の確保や専門的ケアの支援を行う機能の強化を図ります。

【成果目標】

- ◆ 年1回以上、地域生活支援拠点等の運用状況を検証するなど利用促進を図ります。
- ◆ 強度行動障害(※)のある人に関する支援ニーズを把握し、支援体制の整備を図ります。
※自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている「状態」。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【取組】

- ◆ 就労支援ネットワークの強化、ハローワークなどの関係機関と連携した支援体制を構築するため、雇用促進ネットワーク会議を活用して推進します。
- ◆ 地域において自立した生活が送れるよう、官公庁における受注機会を拡大するなど、就労継続支援事業所における工賃等の向上のための支援を図ります。
- ◆ 福祉や医療等から雇用への推進のため、ハローワークや生活支援センター等の地域の関係機関と連携して、就労移行及び就労定着支援を推進します。

【成果目標】

項目	令和3年度実績	目標（令和8年度）
一般就労への移行者数（下記①②③合計）	10人	15人
①就労移行支援	8人	10人
②就労継続支援A型	0人	2人
③就労継続支援B型	2人	3人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が50%以上の就労移行支援事業所の割合	—	就労移行支援事業所の50%以上
就労定着支援事業の利用者数	2人	3人
就労定着率70%以上の就労定着支援事業所の割合	—	25%以上

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

【取組】

- ◆ 児童発達支援センターの専門的機能の強化を図り、事業所等との連携や、障がい児等の医療的ケアを含めた多様なニーズに対応する機関としての役割を担うため、体制整備を図ります。
- ◆ 医療的ケアが必要な障がい児等に対して、地域において包括的な支援が受けれるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めます。

【成果目標】

項目	令和5年度末（見込）	目標（令和8年度）
児童発達支援センターを市内に少なくとも1か所以上設置	1か所設置	維持
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を市内に少なくとも1か所以上	児童発達支援事業所4か所 放課後等デイサービス事業所3か所	維持
医療的ケア児支援の協議の場の設置	設置済み	維持
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2人	維持

（6） 相談支援体制の充実・強化等

【取組】

- ◆ 地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターによる相談支援事業者との連携を強化し、相談支援事業者への専門的な助言や指導により人材育成を図ります。
- ◆ 大村市自立支援協議会において各種相談に係る情報共有を行って、地域の実情に応じたサービスを検討し、既存サービスの改善を図ります。

（7） 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【取組】

- ◆ 障がい者個々のニーズに応じた障害福祉サービス等を利用することができるよう、障害福祉サービス等に係る制度の普及啓発を広報紙等を活用して情報提供を行います。
- ◆ 障がい者が必要とする最適なサービスを提供できるよう、障害福祉サービス事業所等の連携強化を図ります。

5 障害福祉サービス等の見込量と取組

(1) 基本的な考え方

障がい者が住み慣れた地域で本人の望む日常生活や社会活動を実現できるよう、障害者の意思を尊重し、ニーズを踏まえ、障がい者が必要な時に必要な場所で、地域の実情に応じた適切な支援を受けられるよう取組を進めることが重要です。

そのために身近な地域で気軽に相談できる体制やきめ細やかな障害福祉サービス等の質的・量的な充実を図ります。

また、障がい児支援については、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが求められています。

このようなことから、設定した目標における成果目標数値の達成を目指し、必要となる障害福祉サービス等の見込量と取組を定めます。

(2) 障害福祉サービス（相談支援を含む）の見込量と取組

障害者総合支援法や国の基本指針に基づき、これまでの実績や障がい者のニーズを考慮し、令和8年度までの見込量と取組を定めます。

①訪問系サービス

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅において、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む）、移動の援助等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護等の複数サービスを包括的にを行います。

第3章 第7期大村市障害福祉計画・
第3期大村市障害児福祉計画

【第6期計画の実績】

(数値は各年度末(2月)の実績値) ※令和5年度は令和5年7月実績分

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護	利用者数(人)	225	258	221	262	217	261
④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援	利用時間数(時間)	8,583	8,492	9,012	9,436	9,463	10,720

※人数：月間の利用者数、時間：月間の合計利用時間

- ◆ 障がいの状態の重度化や高齢化により、利用者数・利用時間数ともに増加傾向にあります。

【第7期計画の見込量】

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数(人)	175	176	178
	利用時間数(時間)	1,951	1,964	1,977
重度訪問介護	利用者数(人)	42	46	50
	利用時間数(時間)	8,550	9,289	10,092
同行援護	利用者数(人)	35	37	38
	利用時間数(時間)	857	888	921
行動援護	利用者数(人)	14	15	15
	利用時間数(時間)	88	91	94
総数	利用者数(人)	266	274	281
	利用時間数(時間)	11,446	12,232	13,084

※人数：月間の利用者数、時間：月間の合計利用時間

【取組】

- ◆ 障がい者が安心して生活するための基礎となる訪問系サービスの提供体制を確保するため、医療・保健・福祉等の関係機関との連携を図ります。
- ◆ 障がい福祉に関わる人材の育成や人材を確保するため、障がい福祉サービス事業所相互の連携強化や、職員のスキルアップ研修等に取り組みます。

②日中活動系サービス

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います(A型：雇用型、B型：非雇用型)
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために、企業・自宅等への訪問や来所による必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
就労選択支援 【令和7年10月～】	障がい者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等、短期間、夜も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

【第6期計画の実績】

(数値は各年度末(2月)の実績値) ※令和5年度は令和5年7月実績分

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
生活介護	利用者数(人)	308	287	322	297	336	301
	利用日数(日)	6,478	5,369	7,015	5,445	7,552	5,960
自立訓練(機能訓練)	利用者数(人)	3	0	4	0	5	0
	利用日数(日)	9	0	12	0	15	0
自立訓練(生活訓練)	利用者数(人)	11	11	11	7	11	7
	利用日数(日)	233	170	233	106	233	127
就労移行支援	利用者数(人)	29	20	29	21	29	23
	利用日数(日)	534	346	534	342	534	451
就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	47	54	47	51	47	64
	利用日数(日)	823	997	823	948	823	1,282

第3章 第7期大村市障害福祉計画・
第3期大村市障害児福祉計画

就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	433	396	460	432	487	445
	利用日数(日)	6,921	6,437	7,248	7,196	7,575	8,240
就労定着支援	利用者数(人)	4	0	4	0	4	1
短期入所(福祉型)	利用者数(人)	128	93	144	102	160	107
	利用日数(日)	750	672	821	649	892	668
短期入所(医療型)	利用者数(人)	6	0	6	7	6	12
	利用日数(日)	20	0	22	18	24	36
療養介護	利用者数(人)	25	26	25	28	25	28

※人数：月間の実利用者数、時間：利用者全員の月間の合計利用日数

◆ 就労継続支援(A型)(B型)の利用者数・利用日数は増加傾向となっています。

【第7期計画の見込量】

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数(人)	310	319	328
	利用日数(日)	6,135	6,315	6,501
自立訓練(機能訓練)	利用者数(人)	1	1	1
	利用日数(日)	20	20	20
自立訓練(生活訓練)	利用者数(人)	7	7	7
	利用日数(日)	127	127	127
就労移行支援	利用者数(人)	21	19	18
	利用日数(日)	413	378	346
就労継続支援(A型)	利用者数(人)	65	67	68
	利用日数(日)	1,310	1,338	1,367
就労継続支援(B型)	利用者数(人)	466	487	510
	利用日数(日)	8,621	9,019	9,436
就労定着支援	利用者数(人)	1	1	1
療養介護	利用者数(人)	28	28	28
短期入所(福祉型)	利用者数(人)	111	114	118
	利用日数(日)	690	713	737
短期入所(医療型)	利用者数(人)	12	13	13
	利用日数(日)	37	38	40
療養介護	利用者数(人)	28	28	28

※人数：月間の実利用者数、時間：利用者全員の月間の合計利用日数

【取組】

- ◆ 障がい者の日常生活を充実したものとするため、障がいの程度や状況等の把握を的確に行うとともに、関係機関と連携を図り、身体機能や生活能力の向上のための障害福祉サービスの確保に努めます。
- ◆ 障がい者の一般就労につながる就労移行支援や就労継続支援を効果的に行うため、ハローワークや就労系サービス事業所等関係機関の連携構築を支援します。

③居住系サービス

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用し、一人暮らしを希望する人等に地域生活を支援するため、一定期間、定期的な巡回訪問（助言や医療機関等との連絡調整等）や随時の対応（同行等）を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ、食事の介護等や日常生活上の援助を行います。

【第6期計画の実績】

（数値は各年度末（2月）の実績値）※令和5年度は令和5年7月実績分

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自立生活援助	利用者数（人）	3	8	3	4	3	8
共同生活援助(グループホーム)	利用者数（人）	203	207	213	233	223	223

※人数：月間の実利用者数

- ◆ 新規グループホームが増加していることや、入所施設や病院等から地域生活への移行先としてグループホームへの希望が多いことから、延べ利用者数は増加傾向となっています。

【第7期計画の見込量】

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数（人）	8	8	8
共同生活援助(グループホーム)	利用者数（人）	236	250	265

※人：月間の実利用者数

【取組】

- ◆ 障がい者の一人暮らし等、多様なニーズに応じた居住の場の確保を図るため、地域住民の障がい者への理解が深まるよう啓発活動を行い、障がい者が安心して地域で暮らせるような環境作りに努めます。
- ◆ 障がい者が安心して地域に定着できるよう、24時間の相談支援体制や緊急時の受入体制の充実を図り、地域生活支援拠点の整備を進めます。

④入所系サービス

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【第6期計画の実績】

(数値は各年度末(2月)の実績値) ※令和5年度は令和5年7月実績分

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
施設入所支援	利用者数(人)	109	105	108	98	107	101

※人：月間の実利用者数

- ◆ ほぼ計画どおりの実績となっています。

【第7期計画の見込量】

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	利用者数(人)	99	97	95

※人：月間の実利用者数

【取組】

- ◆ 障がいの状態や特性等を踏まえ、本人や家族の意向を尊重し、地域生活への移行を見据えた支援に努めます。
- ◆ 入所施設から地域生活への円滑な移行を促進するため、入所施設と地域のネットワークが緊密となるよう連携体制の整備に努めます。

⑤相談支援

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障がい者に対し、サービス利用前において、個々に必要かつ適切なサービスの利用計画を作成し、事業所等との連絡調整を行います。 また、サービス利用開始後において、サービス利用状況の検証（モニタリング）を定期的に行い、必要に応じ利用計画を見直し、サービス量の変更申請、事業所等との連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設、救護施設、更生施設、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、更生保護施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者が退所・退院し、地域で生活するための相談や住居の確保等の支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者が、安定した地域生活を送れるように常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に対して訪問や支援等を行います。

【第6期計画の実績】

（数値は各年度末（2月）の実績値）※令和5年度は令和5年7月実績分

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
計画相談支援	利用者数（人）	202	183	225	168	248	162
地域移行支援	利用者数（人）	2	0	2	1	2	1
地域定着支援	利用者数（人）	6	6	6	5	6	5

※人：月間の実利用者数

- ◆ 計画相談支援は、減少傾向にありますが、地域移行支援と地域定着支援は、ほぼ計画どおりの実績となっています。

【第7期計画の見込量】

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数（人）	181	202	226
地域移行支援	利用者数（人）	1	1	1
地域定着支援	利用者数（人）	5	5	5

※人：月間の実利用者数

【取組】

- ◆ 障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- ◆ 障がい者一人ひとりに十分な支援ができるよう、新たな相談支援事業所の参入や相談支援専門員の増員を図るとともに、自立支援協議会等の関係機関と連携を強化します。
- ◆ 入所施設からの退所や医療機関からの退院において重要な役割を担う地域移行支援や地域定着支援については、地域生活支援拠点を中心とし、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所による連携を強化し、円滑な移行に努めます。

(3) 障がい児支援（相談支援を含む）の見込量と取組

障害児通所支援及び障害児相談支援については、支援を要する児童が年々増加しており、今後も利用ニーズが高まることが見込まれます。

児童福祉法や国の基本指針に基づき、切れ目のない効果的な支援体制を確保するため、これまでの実績や障がい児のニーズを考慮して、令和8年度までの見込量と取組を定めます。

①障害児通所支援

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	未就学の障がい児（上肢・下肢又は体幹の機能に障がいのある児童）に、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	未就学の障がい児（重度の障がい等により外出が困難な児童）に、居宅を訪問し、児童発達支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【第6期計画の実績】

（数値は各年度末（2月）の実績値）※令和5年度は令和5年7月実績分

種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
児童発達支援	利用者数（人）	127	171	127	205	127	168
	利用日数（日）	1,180	1,464	1,180	1,746	1,180	1,603
医療型児童発達支援	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
	利用日数（日）	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
	利用日数（日）	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数（人）	508	473	564	517	620	578
	利用日数（日）	6,983	5,547	7,912	6,347	8,841	7,282
保育所等訪問支援	利用者数（人）	40	20	40	22	40	33
	利用日数（日）	44	22	44	23	44	35

※人：月間の実利用者数、日：利用者全員の月間の合計利用日数

第3章 第7期大村市障害福祉計画・
第3期大村市障害児福祉計画

- ◆ 児童発達支援の利用者数・利用日数は増加傾向にあり、放課後等デイサービスは計画値より下回っているものの、利用者数・利用日数は増加傾向にあります。

【第7期計画の見込量】

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数（人）	178	189	200
	利用日数（日）	1,699	1,801	1,909
放課後等デイサービス	利用者数（人）	630	687	749
	利用日数（日）	7,937	8,652	9,430
保育所等訪問支援	利用者数（人）	34	35	36
	利用日数（日）	36	37	38

※人：月間の実利用者数、日：利用者全員の月間の合計利用日数

②障害児相談支援

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
障害児相談支援	障がい児が、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用するにあたり障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

【第6期計画の実績】

（数値は各年度末（2月）の実績値）※令和5年度は令和5年7月実績分

種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
障害児相談支援	利用者数（人）	113	157	113	140	113	113

※人：月間の実利用者数

- ◆障害児相談支援は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の自粛傾向が続き、年間を通じた利用者数はコロナ禍前の急激な増加と比較して、緩やかな増加となっています。

【第7期計画の見込量】

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用者数（人）	128	144	163

※人：月間の実利用者数

【取組】

- ◆ 障がい児の適切な発育・発達支援につながるよう、疾病や障がいの早期発見、早期療育の推進に向けた取組を行います。
- ◆ 障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援体制を確保するため、個々の状態や特性を踏まえ、福祉・医療・保健・教育の関係機関の連携強化を図ります。
- ◆ 障がい児のニーズに応じた支援体制の充実を図り、障がい児への適切なサービスの提供に努めます。

（４）地域生活支援事業の見込量と取組

地域生活支援事業は、市町村に実施が義務付けられている必須事業のほか、市町村の判断で行う任意事業があります。本市では、障がい者がその能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による次の事業を実施します。

これまでの実績や障がい者のニーズを考慮して、令和８年度までの見込量と取組を定めます。

《必須事業》

- ①理解促進研修・啓発事業
- ②相談支援事業
- ③成年後見制度利用支援事業
- ④意思疎通支援事業
- ⑤日常生活用具給付等事業
- ⑥手話奉仕員養成研修事業
- ⑦移動支援事業
- ⑧地域活動支援センター事業

《任意事業》

- ①生活訓練等
- ②日中一時支援
- ③声の広報等発行
- ④奉仕員養成研修
- ⑤自動車運転免許取得・改造助成
- ⑥訪問入浴サービス

必須事業

①理解促進研修・啓発事業

【事業の内容】

障がい者が日常生活や社会生活を営む中で生じる「社会的障壁」を除去するとともに、地域住民に対し、障がい者や障がいへの理解を深めるための研修会や啓発活動などを行います。

【第6期計画での取組】

毎年12月の「障害者週間」に合わせ、障がいに関する特集記事を「広報おおむら」に掲載しました。

また、視覚に障害がある方を講師とする「ユニバーサルマナー研修」や医療的ケア児に関する講演会を行いました。

【第7期計画における取組】

- ◆障がい者への差別や社会的な障壁がなくなるよう、広報紙やホームページ等を活用し周知を図ります。
- ◆障がいや障がい者に対して、市民の正しい理解が深まるよう、障がいに関わる様々なテーマに応じた研修会や講座等を開催するとともに、啓発活動に取り組みます。

②相談支援事業

【事業の内容】

障がい者、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者が自立した生活ができるよう支援します。

【第6期計画での取組】

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービス等の利用支援等、必要な援助を行いました。

【第7期計画における取組】

- ◆障がい者が安心して生活ができるよう、基幹相談支援事業、相談支援機能強化事業、障がい者虐待防止事業等を実施します。
- ◆障害者自立支援協議会において、障がい者の相談支援体制に関する課題の情報共有を図ります。
- ◆大村市地域生活支援センターラフ・ラムを中核として、相談支援事業所相互の連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

③成年後見制度利用支援事業

【事業の内容】

知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な人の財産や資産の管理、金銭に関わることに不利益を被らないように支援する成年後見人制度の利用について、審判の申立が必要と思われる対象者に対し市長申立を行うほか、必要となる費用の一部助成を行います。

【第6期計画での取組】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
成年後見制度利用支援事業	利用者数（人）	2	2	2	3	2	3

◆成年後見制度を利用している人に対して、成年後見人等に対する報酬を助成しました。

【第7期計画における取組】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数（人）	3	3	3

◆知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な人に対し、成年後見人制度の利用に要する経費を助成します。

◆必要な人が利用できるよう、広報紙やホームページ等を活用し制度の周知を図るとともに、相談支援事業所等と連携を図り、制度に関する相談や情報提供を行います。

④意思疎通支援事業

【事業の内容】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者の派遣や、点字、音訳等の支援を行います。

【第6期計画での取組】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話通訳者派遣	年間派遣人数（人）	200	187	200	240	200	200
要約筆記者派遣	年間派遣人数（人）	92	25	92	75	92	80
手話通訳者設置	設置者数（人）	3	3	3	3	3	3

◆令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響でイベント等の開催が中止されたことにより、派遣回数が増減しましたが、令和4年度以降は少しずつコロナ禍前に戻りつつあります。

【第7期計画における取組】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣	年間派遣人数（人）	200	200	200
要約筆記者派遣	年間派遣人数（人）	90	90	90
手話通訳者設置	設置者数（人）	3	3	3

◆障がい者の意思疎通を図ることにより、社会参加しやすい環境を整えます。

◆ホームページ等で制度の周知を行い利用の促進を図るとともに、様々なイベントに手話通訳や要約筆記を派遣します。あわせて、手話通訳や要約筆記に対する理解が広まるよう周知を行います。

⑤日常生活用具給付等事業

【事業の内容】

在宅で重度の障がい者に対し、日常生活を容易にするために必要な生活用具の給付を行います。

【第6期計画での取組】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
介護訓練支援用具	給付件数（件）	9	14	9	8	9	9
自立生活支援用具	給付件数（件）	23	17	23	13	23	24
在宅療養等支援用具	給付件数（件）	21	14	21	24	21	28
情報・意思疎通支援用具	給付件数（件）	41	43	41	53	41	54
排泄管理支援用具	給付件数（件）	5,580	2,180	5,700	2,142	5,820	2,086
住宅改修費	給付件数（件）	3	4	3	4	3	6

【第7期計画における取組】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	給付件数（件）	10	10	10
自立生活支援用具	給付件数（件）	18	18	18
在宅療養等支援用具	給付件数（件）	22	22	22
情報・意思疎通支援用具	給付件数（件）	50	50	50
排泄管理支援用具	給付件数（件）	2,136	2,136	2,136
住宅改修費	給付件数（件）	5	5	5

◆障がい者の自立や介護者の負担軽減のため、日常生活を容易にするために必要な用具にかかる情報提供を行うとともに、個々の特性に合った日常生活用具の給付を行います。

⑥手話奉仕員養成研修事業

【事業の内容】

聴覚に障がいのある人の必要な情報やコミュニケーション保障を支援する手話奉仕員を養成する研修（養成講座）を行います。

【第6期計画での取組】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話奉仕員養成研修事業	養成講座修了者数 (人)	60	53	60	35	60	84

◆令和3年度と令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により修了者数が減少しましたが、令和5年度は修了者数が増加し計画値を上回りました。

【第7期計画における取組】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	養成講座修了者数 (人)	95	95	95

◆手話養成講座について、広報紙やホームページなどを活用し広く周知を図ります。

◆受講生の多くが修了することができるよう、講座におけるフォローアップを行います。

⑦移動支援事業

【事業の内容】

屋外での移動が困難な障がい者が円滑に外出することができるよう、ヘルパーを派遣するなどの支援を行います。

【第6期計画での取組】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
移動支援事業	利用者数（人）	60	48	60	50	60	50
	利用時間数（時間）	3,900	2,773	3,900	3,573	3,900	3,600

◆実利用者数、延べ利用時間数ともに微増しています。

【第7期計画における取組】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	利用者数（人）	60	60	60
	利用時間数（時間）	3,900	3,900	3,900

◆障がい者が社会生活を送るために必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を支援するため、利用者の状況やニーズを踏まえながら、ホームページ等を活用するなど、事業の周知を図ります。

⑧地域活動支援センター事業

【事業の内容】

障がい者に創作活動や生産活動の機会を提供し、社会参加、交流促進等を支援します。地域活動センターはその機能により、Ⅰ型からⅢ型の3つの類型に分類されます。

類 型	事業内容
地域活動支援センター Ⅰ型（1か所）	創作的活動や生産活動の機会の提供に加え、専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。
地域活動支援センター Ⅱ型（なし）	創作的活動や生産活動の機会の提供に加え、機能訓練、社会適応訓練等の事業を実施します。
地域活動支援センター Ⅲ型（2か所）	創作的活動や生産活動の機会の提供をし、社会参加、交流促進の事業を実施します。

【第6期計画での取組】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
地域活動支援センター	実施箇所数（箇所）	3	3	3	3	3	3
	1日平均利用者（人）	40	5	40	15	40	15

◆1日平均利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響のある令和3年度には落ち込みましたが、令和4年度以降は回復傾向にあります。

【第7期計画における取組】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	実施箇所数（箇所）	3	3	3
	1日平均利用者（人）	20	20	20

◆利用者のニーズを踏まえて実施される生活能力向上のための訓練や社会との交流活動に対し、支援を行います。

任意事業

①生活訓練等

【事業の内容】

聴覚に障がいのある人や言語機能に障がいのある人に対し、障がいの早期発見、適切な相談、指導及び訓練等を行います。

【第6期計画での取組】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
生活訓練等	年間利用者数（人）	74	64	74	65	74	65

◆「耳とことばの相談」を毎月1回実施しており、利用者数は計画値を下回っていますが、毎回、一定数の利用があります。

【第7期計画における取組】

種 類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活訓練等	年間利用者数（人）	65	65	65

◆毎回一定数の利用があり、ニーズがあると見込まれることから、広報紙やホームページ等で周知を図るとともに、適切な相談、指導等に努めます。

②日中一時支援

【事業の内容】

障がい者が日中に活動できる場の創出や、障がい者を介護している家族が一時的に休息ができるよう支援を行います。

【第6期計画での取組】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
日中一時支援	年間利用者数（人）	110	115	100	112	100	116

◆年間実利用者数は、年度によりバラつきがあります。

【第7期計画における取組】

種 類	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援	年間利用者数（人）	110	110	110

◆一定のニーズがあり、日中活動系サービス等を補う役割があることから、他のサービス等との調整を行うとともに、障害福祉サービス事業所等と連携し、必要なサービスの提供体制の確保を図ります。

③声の広報等発行

【事業の内容】

視覚に障がいのある人を対象に、広報紙等の内容を音訳して録音・編集した「声の広報」等を定期的に配布します。

【第6期計画での取組】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
声の広報等発行	年間発行回数（回）	22	22	22	22	22	22
	利用対象者数（人）	30	28	30	28	30	28

◆広報紙や小説などの音訳を行い配布しました。

【第7期計画における取組】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
声の広報等発行	年間発行回数（回）	22	22	22
	利用対象者数（人）	30	30	30

◆視覚に障がいのある人への情報保障等を支援するため、音訳を担う人材の育成や人材の確保等の環境整備を行うとともに、広報紙やホームページ等を活用し周知を図ります。

④奉仕員養成研修

【事業の内容】

聴覚や視覚に障がいのある人の交流活動の支援者である要約筆記者や音訳ボランティアの養成研修を行います。

【第6期計画での取組】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
奉仕員養成講座	養成講座修了者数（人）	10	6	10	9	10	10

◆令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、修了者数が減少しましたが、令和4年度以降は増加傾向にあります。

【第7期計画における取組】

種 類	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
奉仕員養成講座	養成講座修了者数（人）	10	10	10

◆中途失聴者や難聴者のための要約筆記者や、視覚障がい者のための音訳ボランティアは欠かせないものであることから、ホームページ等を活用した周知を行います。

⑤自動車運転免許取得・改造助成

【事業の内容】

身体に障がいのある人が社会活動のために自動車運転免許を取得する費用及び自動車の操行装置や駆動装置（ハンドル、アクセルペダル等）の改造に要する費用を助成します。

【第6期計画での取組】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
自動車運転免許取得・改造助成	年間助成者数（人）	5	3	5	5	5	5

◆ ほぼ計画どおりの実績となっています。

【第7期計画における取組】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得・改造助成	年間助成者数（人）	5	5	5

◆身体に障がいがある人の社会参加の推進を図るため、ホームページ等を活用し、制度に関する周知を行います。

⑥訪問入浴サービス

【事業の内容】

重度の障がいにより、家庭において入浴することが困難な人に対し、訪問入浴車による入浴サービスを行います。

【第6期計画での取組】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
訪問入浴サービス	支給決定者数（人）	1	0	1	0	1	0

◆令和3年度から令和5年度においては、利用実績はありません。

【第7期計画における取組】

種 類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	支給決定者数（人）	1	1	1

◆障害福祉サービス事業所等と連携し、利用者が必要なときに、必要なサービスを提供できる体制の確保を図ります。

第4章 資料編

1 障がい者施策関連の法体系と計画の位置付け

障がい者施策関連法等の動向

障害者基本法	身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	精神保健福祉法	その他関連法令
心身障害者対策基本法	S24年制定	精神薄弱者福祉法としてS35年制定、H10年知的障害者福祉法へ改正	精神衛生法としてS25年制定 S62年精神保健法、H7年精神保健福祉法へ改正	
S56年 国際障害者年、S58～H4 国連障害者の10年 ノーマライゼーション(※)の理念の下、「完全参加と平等」を目標に推進されている。				
H5 心身障害者対策基本法から 障害者基本法へ				
H7.5 市町村障害者基本計画策定指針 (策定は努力義務)				
H15 H16.6 市町村障害者基本計画策定義務化 (H19.4から)	H15.4月 支援費制度の施行 利用者がサービスを選択できる仕組み			H17.4 発達障害者支援法施行
H18 H18.6 障害福祉計画基本指針	H18.4月 障害者自立支援法の施行 3障害(身体・知的・精神)共通の制度			
H23 一部改正 障害者の定義見直し、 差別の禁止				
H24	H24.4月 障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法 施行 相談支援の充実、障害児支援の強化など			H24.10 障害者虐待防止法 施行
H25	H25.4月 障害者総合支援法 施行 障害者自立支援法が改正され、難病等も障がい福祉サービスの対象となる			H25.4 障害者優先調達推進法 施行
H28				H28.4 障害者差別解消法 施行 H28.4 障害者雇用促進法一部 改正法 施行(一部はH30.4)
H30	H30.4月 障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正法 施行 生活と就労に関する支援の充実など			
R1				R1.6 視覚障害者等の読書環境 の整備の推進に関する法律 (読書バリアフリー法) 施行
R2				R2.6 聴覚障害者等による電話 の利用の円滑化に関する法律 成立
R3				R3.6 障害を理由とする差別の 解消の推進に関する法律の一 部を改正する法律 成立
R4				R4.4 障害者情報アクセシビリ ティ・コミュニケーション施策推 進法 制定

2 障害者手帳について

障がいについてはそれぞれ手帳があり、それらを取得することによって、障がいの程度に応じ福祉サービスを受けることができます。手帳は、医師の診断や専門家の審査・判定により交付が決定されますが、発達障害については交付されません。

身体障害者手帳	身体障害者手帳は、以下の障害に該当すると認定された人に交付されます。 ○視覚障害 ○聴覚又は平衡機能の障害 ○音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 ○肢体不自由 ○心臓機能障害 ○じん臓機能障害 ○呼吸器機能障害 ○ぼうこう又は直腸の機能障害 ○小腸機能障害 ○ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 ○肝臓機能障害 障害程度等級表で1級から7級までの区分が設けられています。(等級の数字が小さいほど重度。手帳の交付は1～6級)
療育手帳	療育手帳は、知的障がい者に対して、児童相談所（18歳未満）又は障害者更生相談所（18歳以上）において、知的障がい者と判定された人に交付されるもので、程度によってA1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の区分が設けられています。
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳は、統合失調症やうつ病等の精神疾患があり、継続的に日常生活又は社会生活に支障がある人に交付されるもので、1級から3級までの区分が設けられています。(等級の数字が小さいほど重度)

3 アンケート調査について

(1) アンケート調査について

障害者基本法に基づく「大村市障害者基本計画」、障害者総合支援法に基づく「大村市障害福祉計画」、及び児童福祉法に基づく「大村市障害児福祉計画」の策定にあたり、大村市に在住する障がい者の生活実態やニーズ、サービスの利用実態や意向を把握することを目的とし、アンケート調査を実施しました。

◆アンケート調査集計数

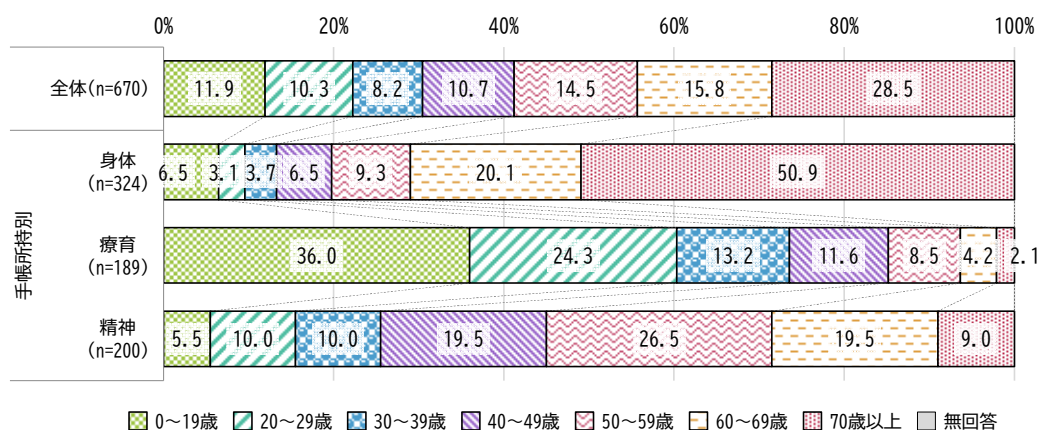
調査票の種類		発送数	回収数	回収率
障害者手帳所持者対象： 福祉に関するアンケート調査	身体障害者手帳所持者	508	270	53.1%
	療育手帳所持者	418	148	35.4%
	精神障害者保健福祉手帳所持者	395	178	45.1%
	各種手帳複数所持者又は不明	-	74	-
	手帳所持者合計	1,321	670	50.7%
一般市民対象：障がい福祉に関するアンケート		329	100	30.4%

※令和5年3～4月実施

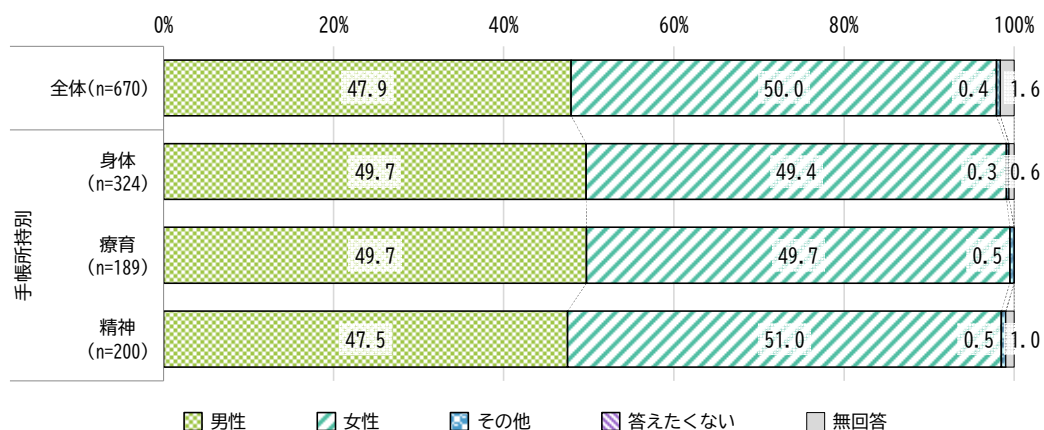
(2) 本計画の参考としたアンケート調査結果

◆障害者手帳所持者

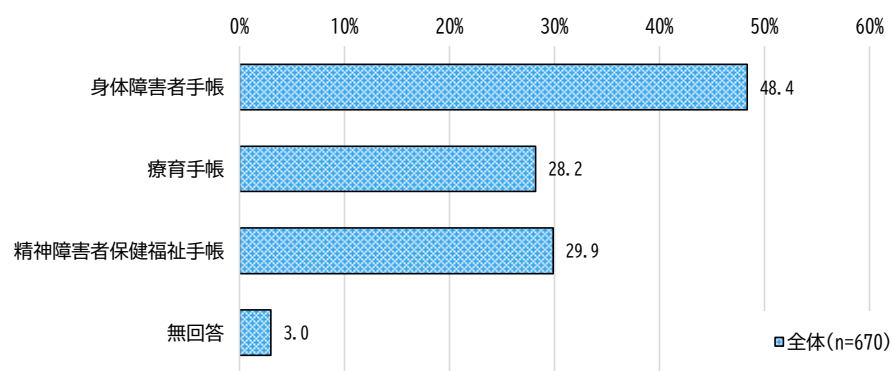
① あなたの年齢はいくつですか。



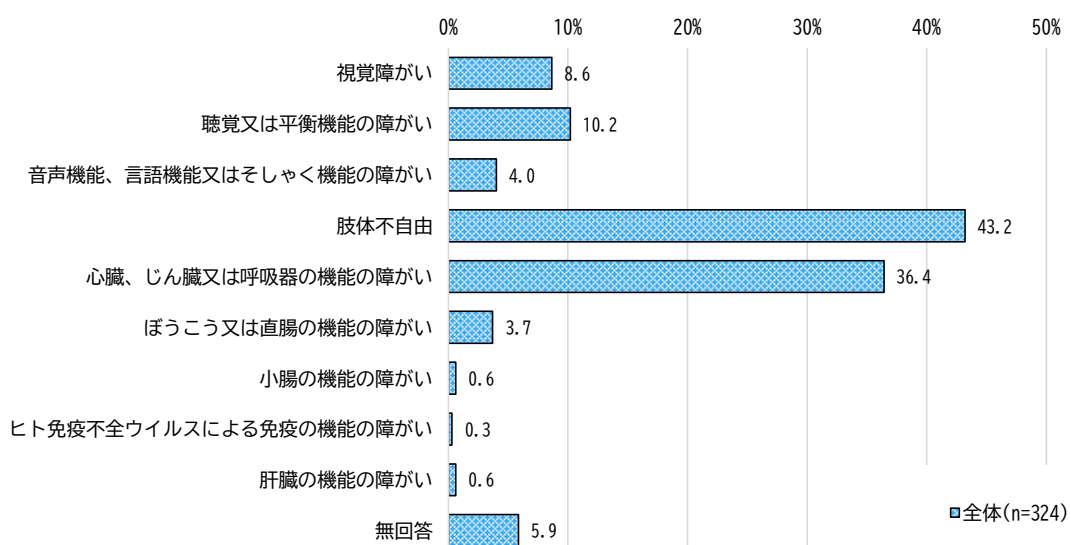
② あなたの性別は何ですか。



③ 現在お持ちの手帳の種類は何ですか。(複数回答)

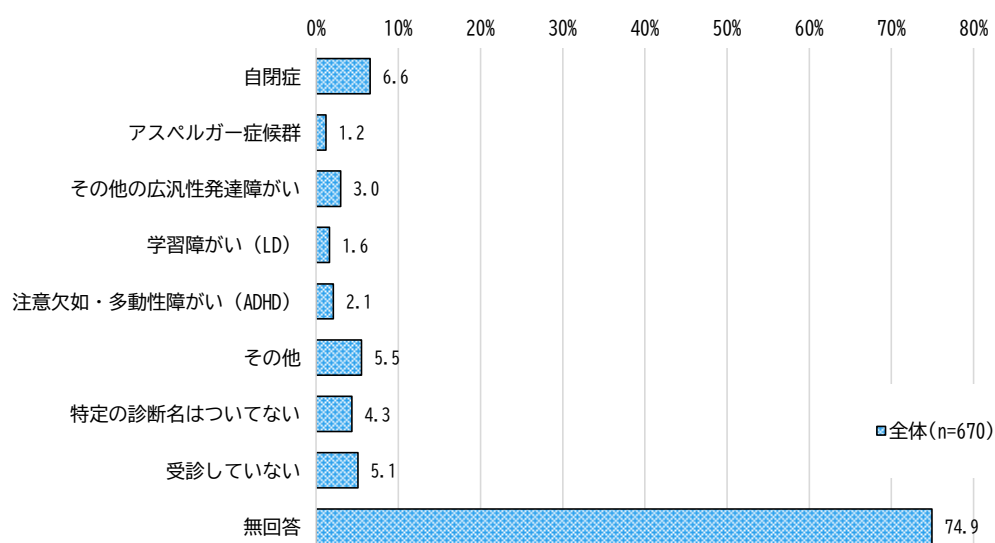


④ 障がいの種別は何ですか。(複数回答) ※③で身体と答えた方

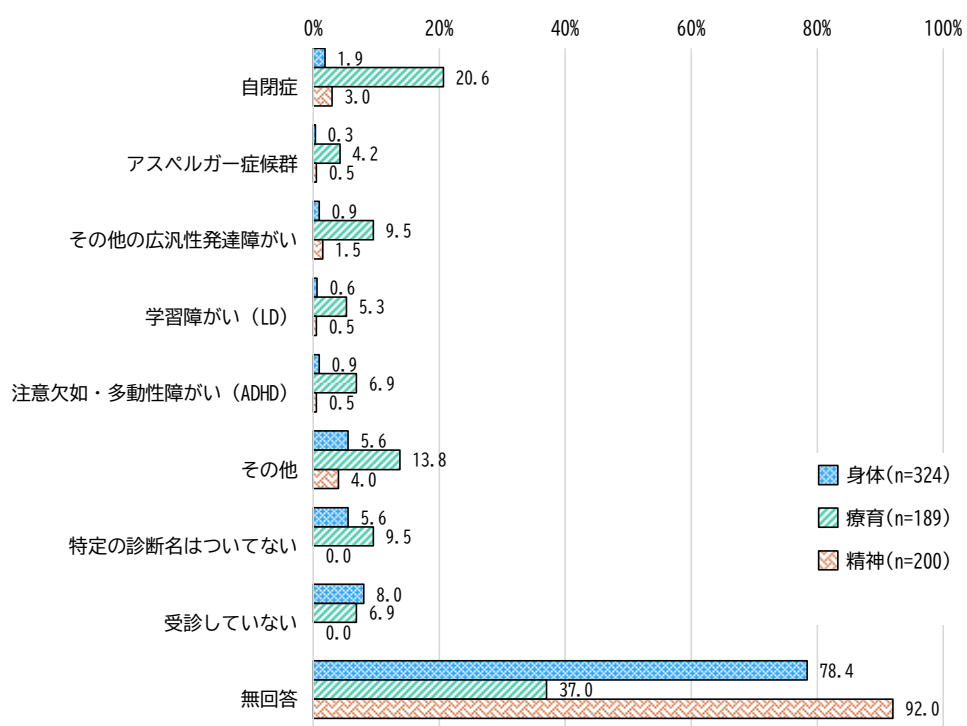


⑤ 発達障がいに関する診断名などがありましたらお答えください。(複数回答)

【全体】

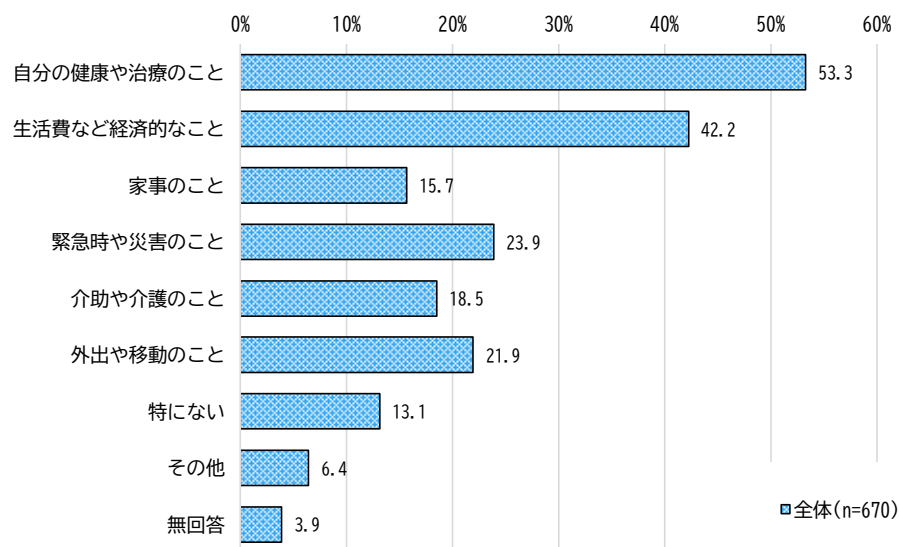


【手帳種別】

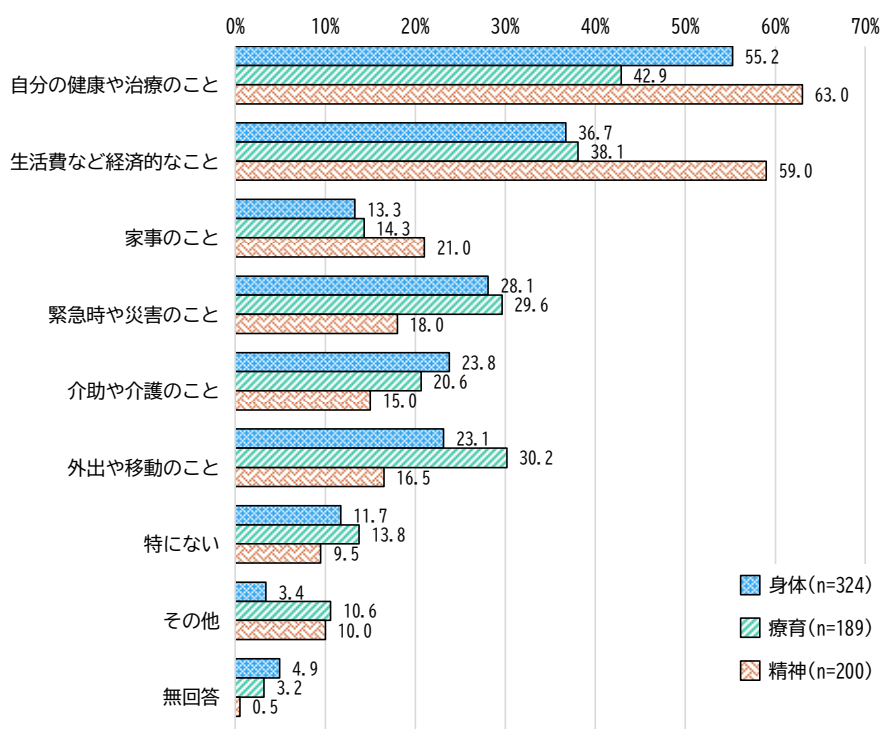


⑥ 現在あなたが不安に思っていることは何ですか。(複数回答)

【全体】

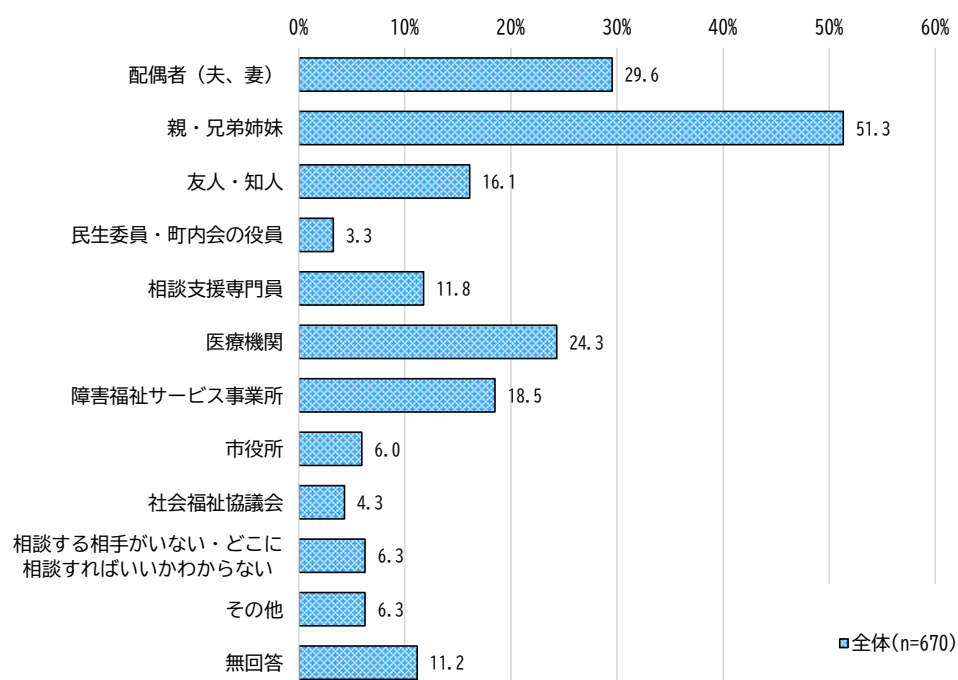


【手帳種別】

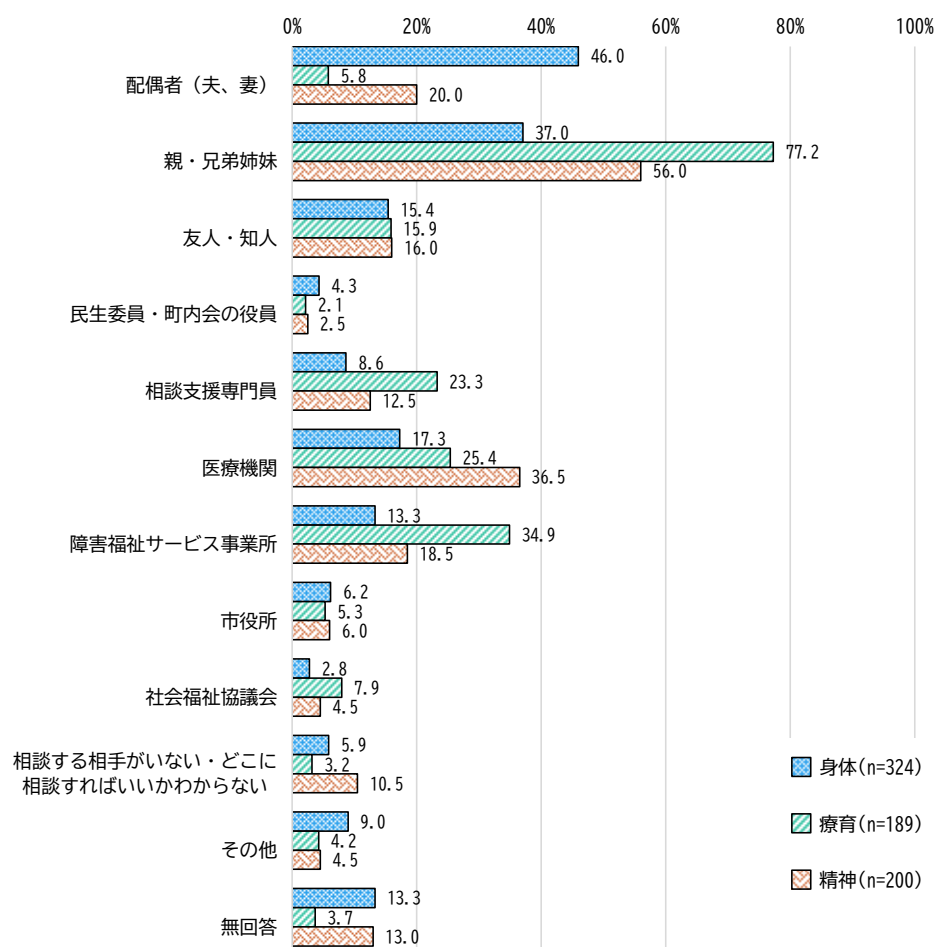


⑦ 困ったときや不安を感じるときの相談先はありますか。(複数回答)

【全体】

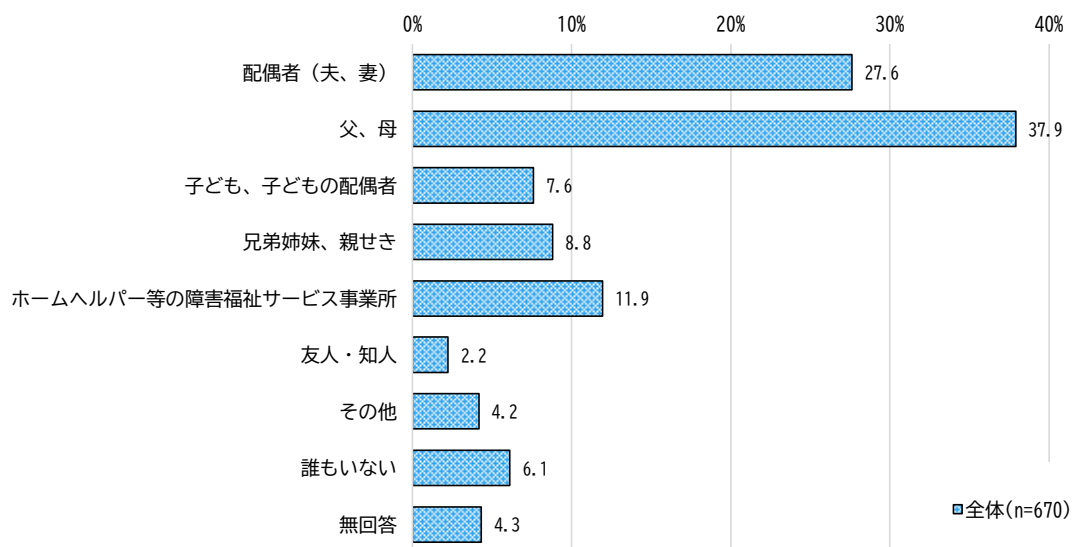


【障害種別】

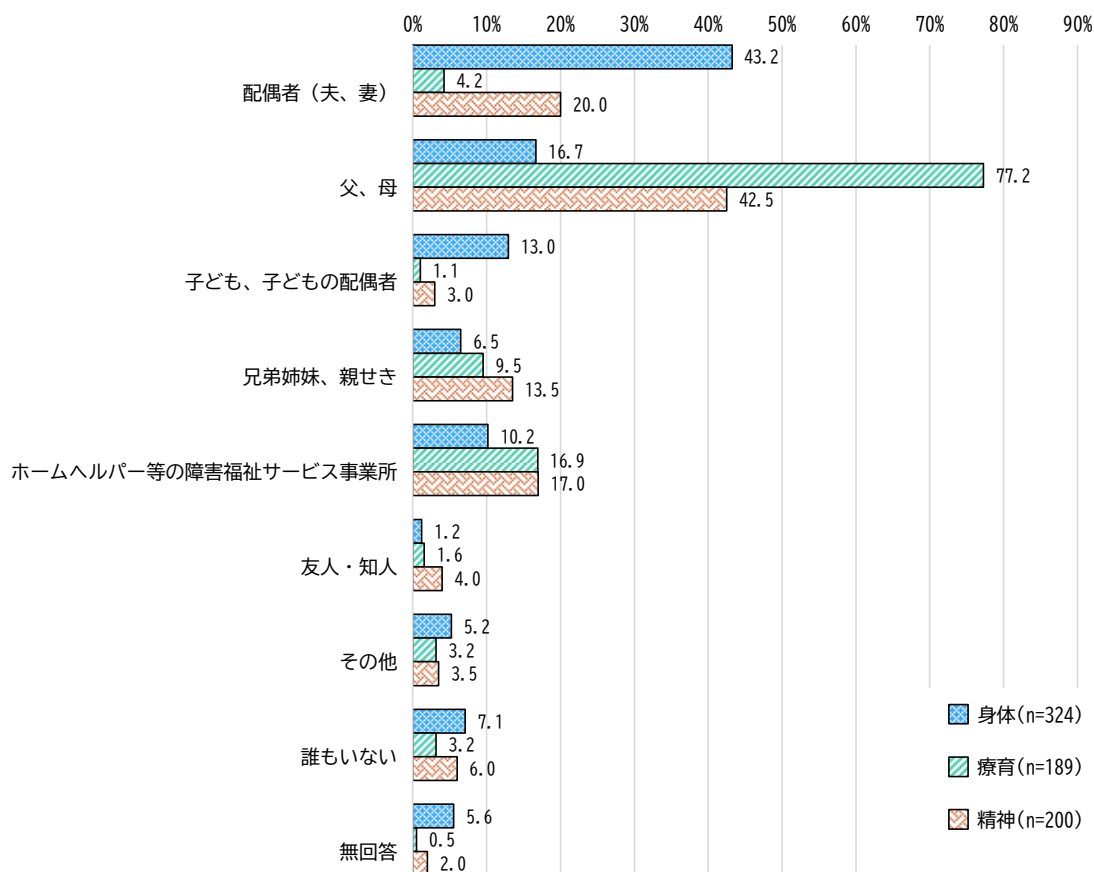


⑧ ふだん、あなたを主に介助・支援しているのはどなたですか。

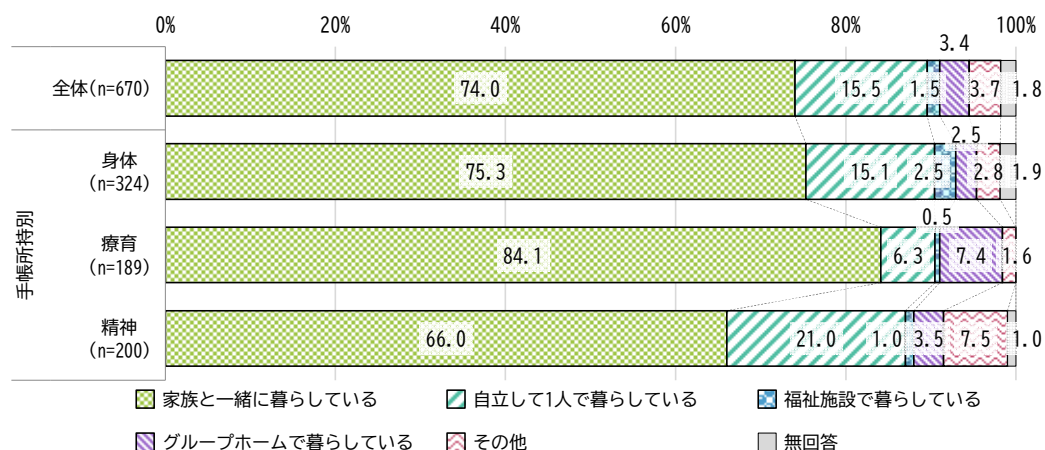
【全体】



【手帳種別】

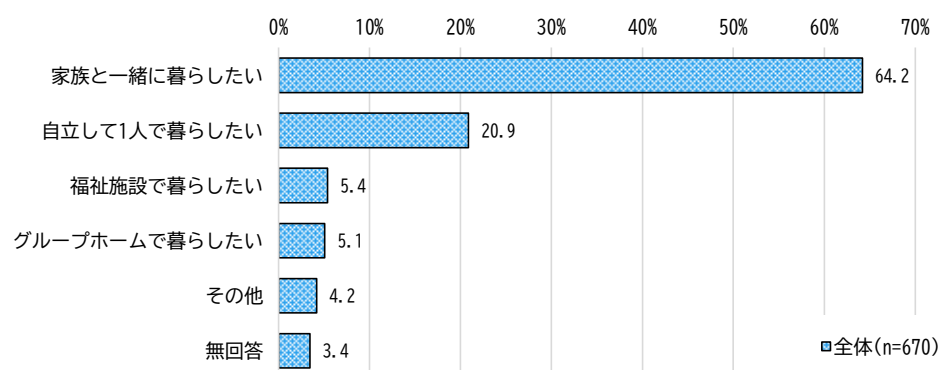


⑨ 現在あなたはどのように暮らしていますか。

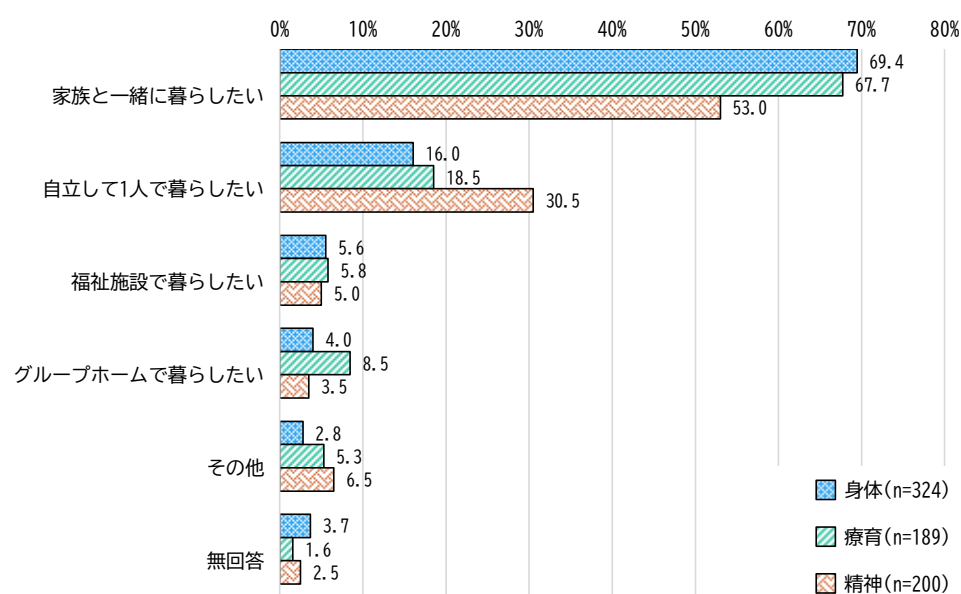


⑩ あなたは今後どのように暮らしたいですか。

【全体】

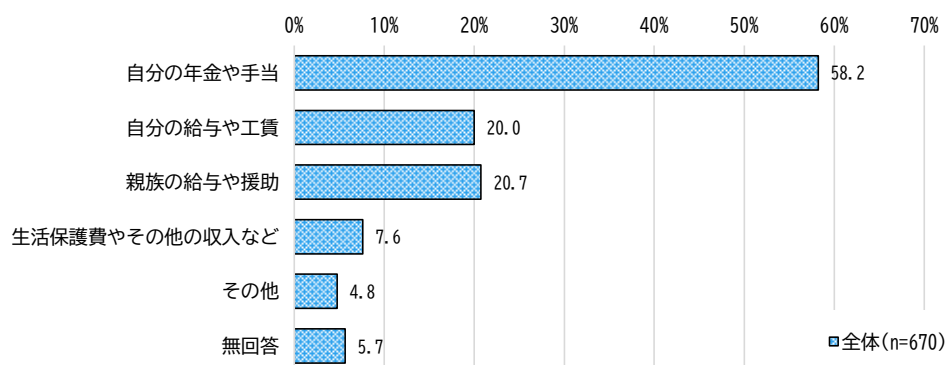


【手帳種別】

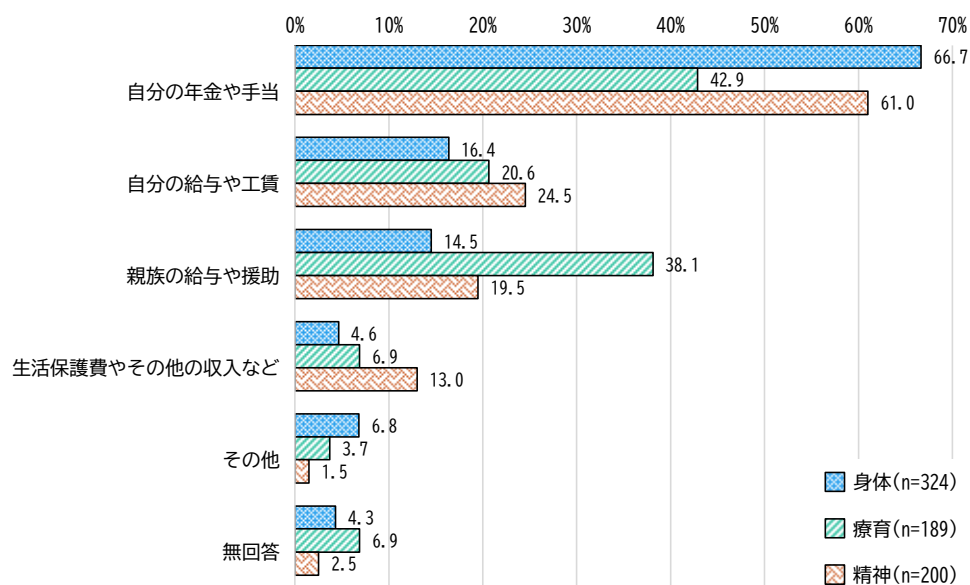


⑪ 生活していく上での主な収入は何ですか。

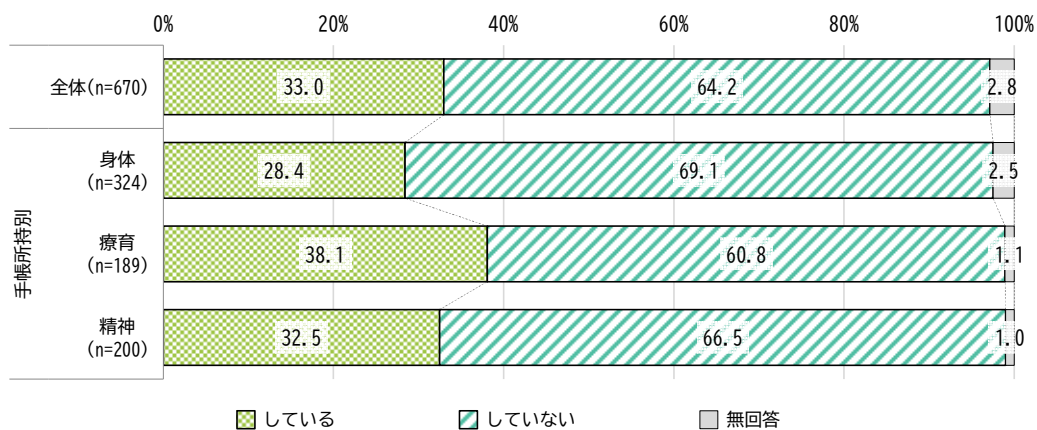
【全体】



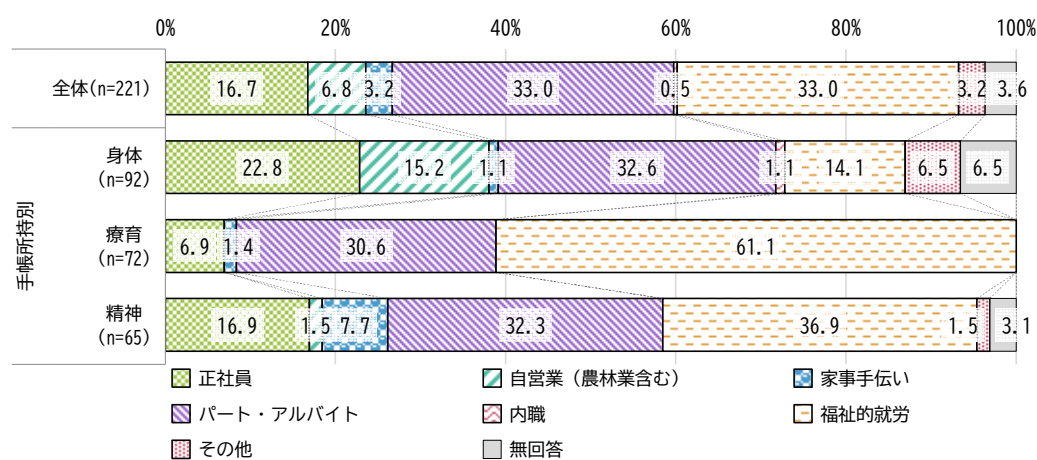
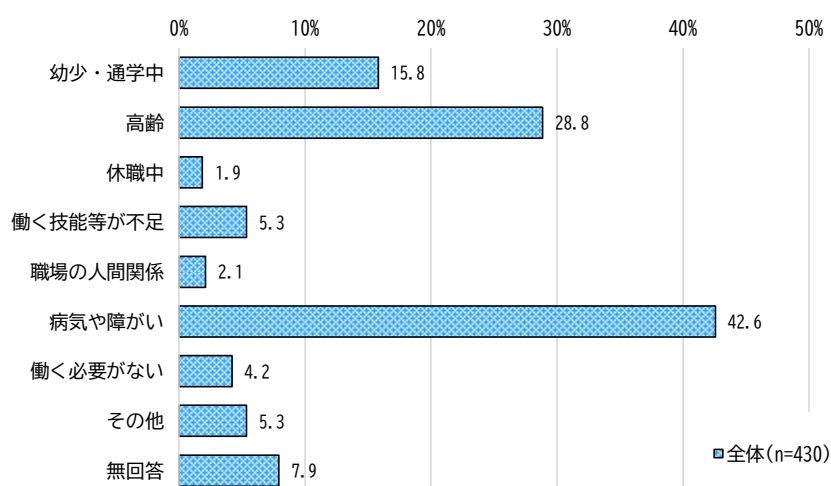
【手帳種別】



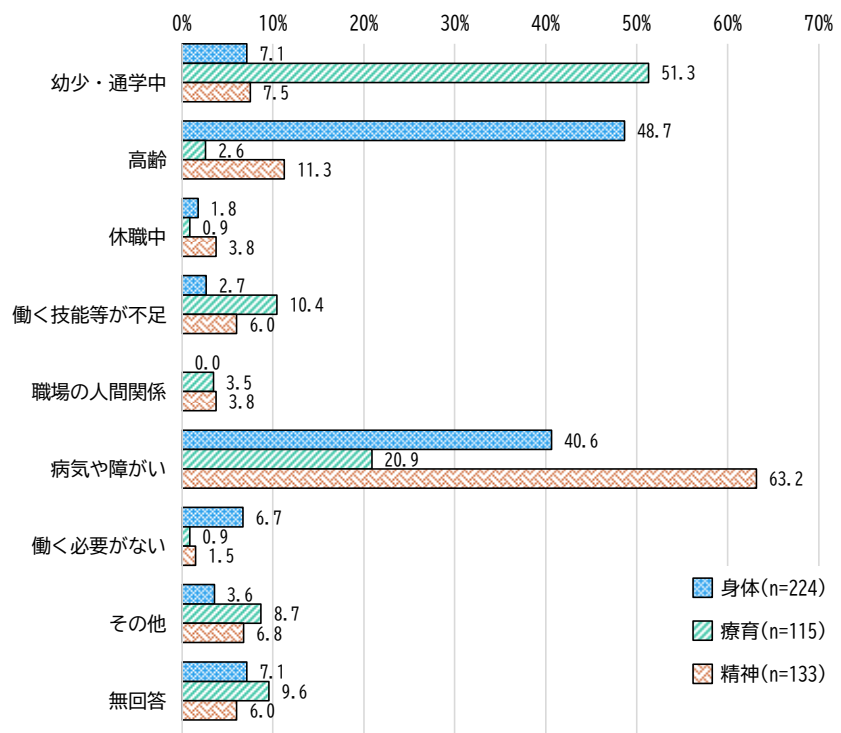
⑫ 現在あなたは仕事をしていますか。



⑬ 仕事の業種は何ですか。※⑫で「している」と回答した方

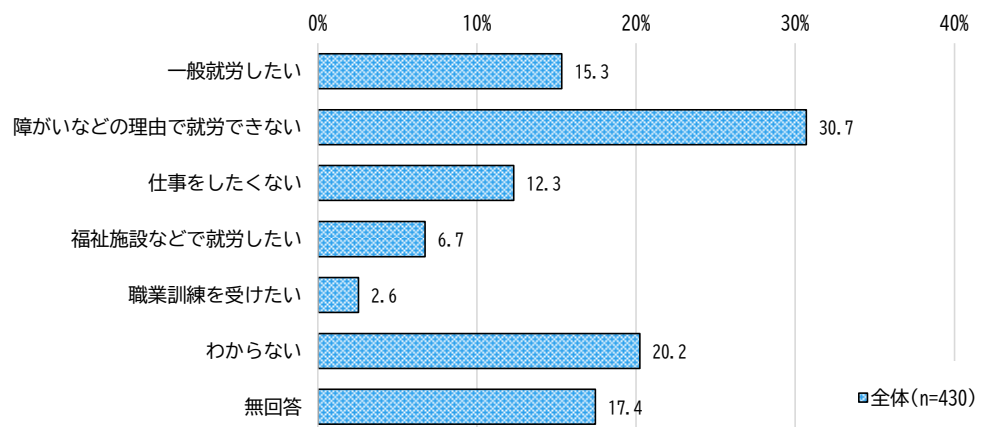
⑭ 仕事をしていない理由は何ですか。※⑫で「していない」と回答した方
【全体】

【手帳種別】

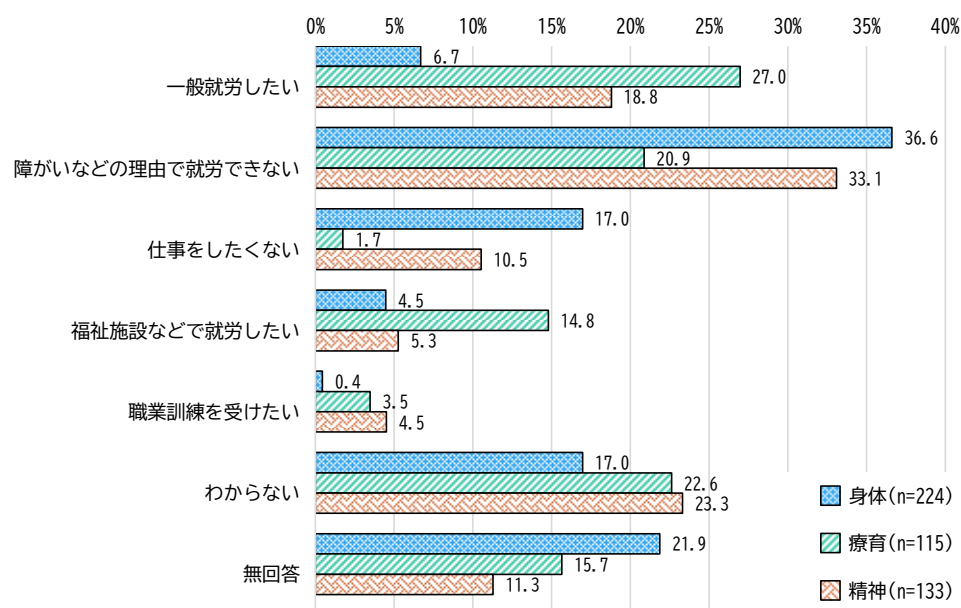


⑮ これから先、仕事をしたいですか。※⑫で「していない」と回答した方

【全体】



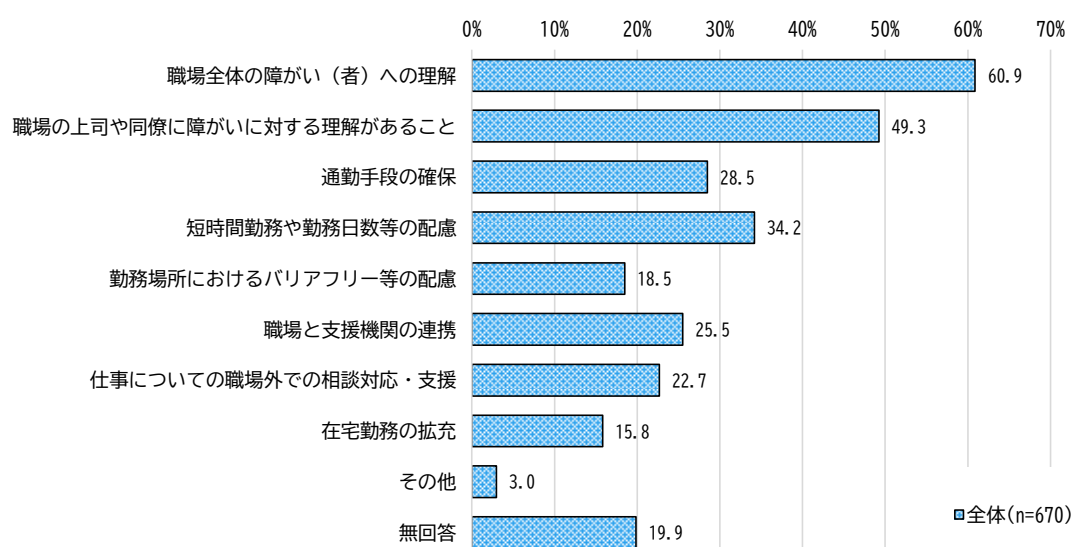
【手帳種別】



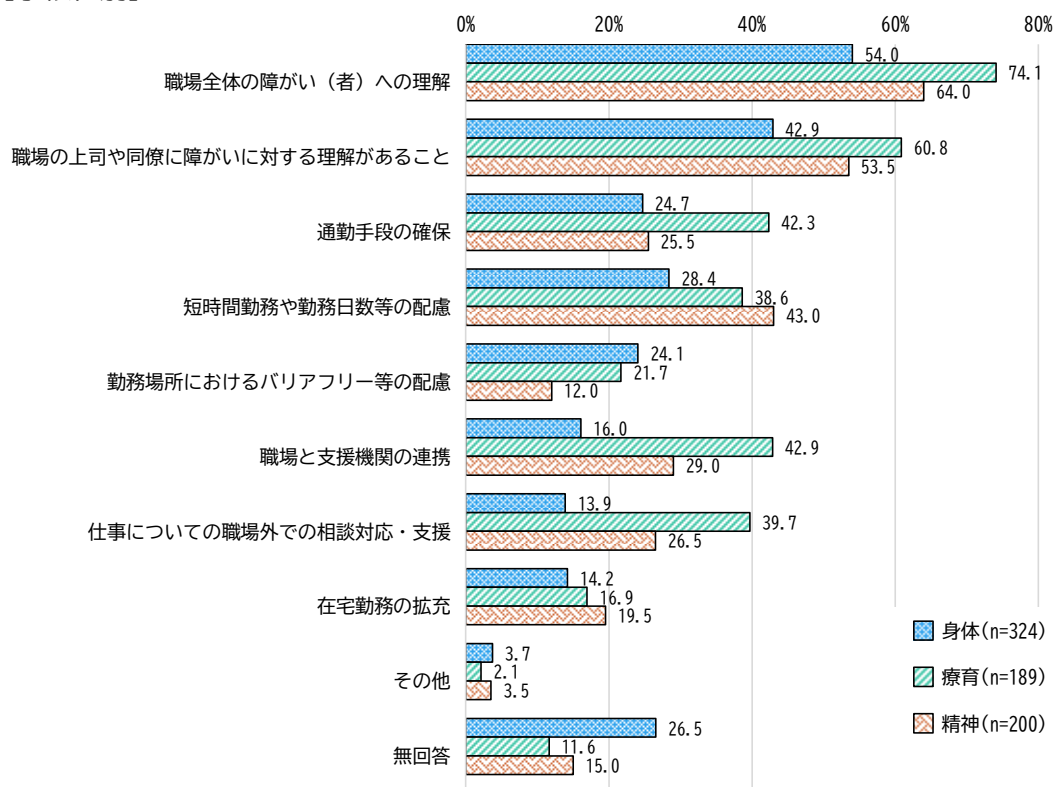
⑩ 障がい者の就労に際し、どのような配慮が必要だと思いますか

※⑫で「していない」と回答した方

【全体】

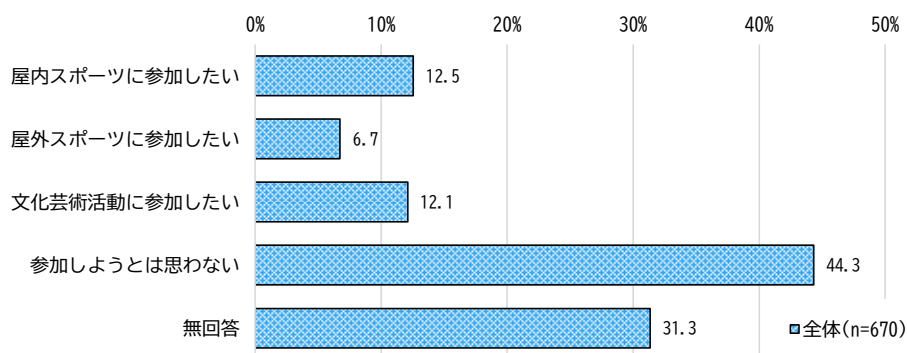


【手帳種別】

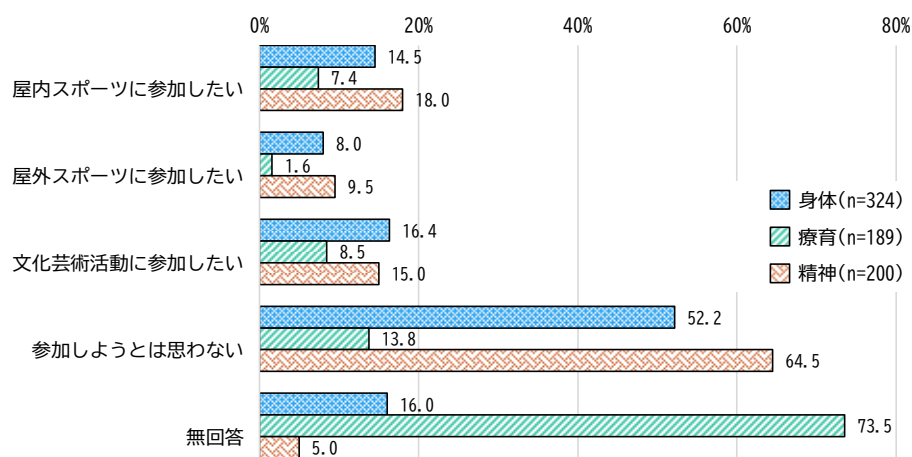


⑰ スポーツや文化活動への参加意向についてお答えください。（複数回答）

【全体】



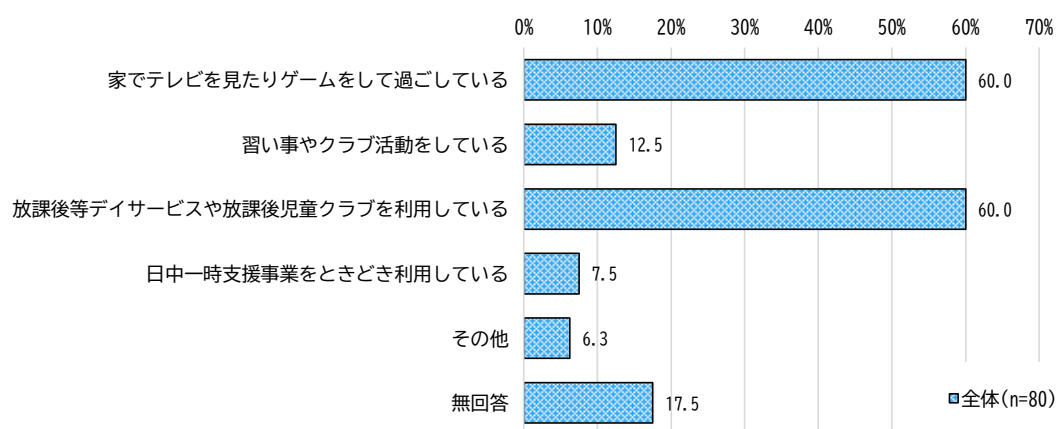
【手帳種別】



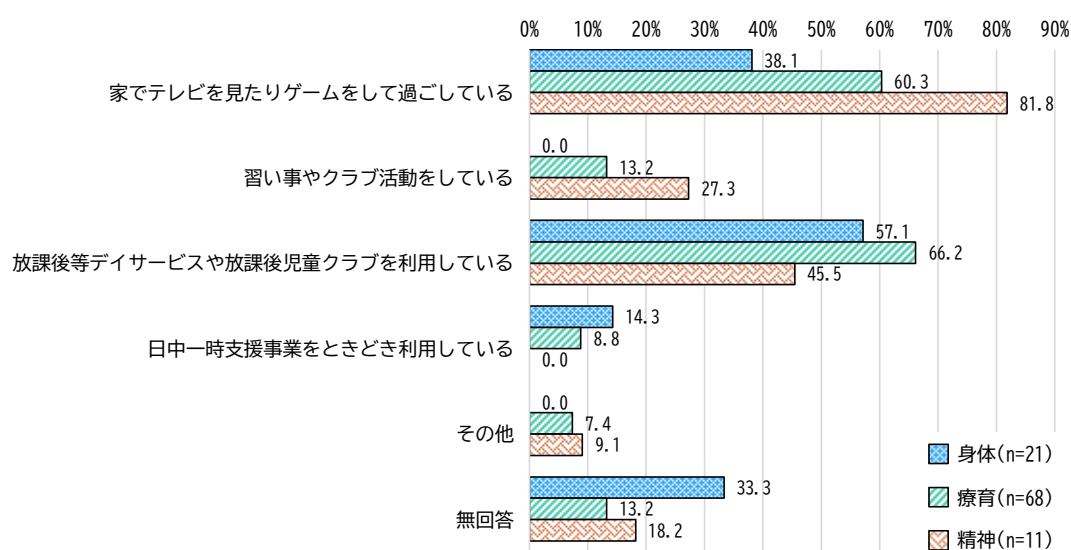
⑱ 休暇や放課後等の過ごし方についてお答えください。(複数回答)

※対象者が18歳未満の場合のみ

【全体】

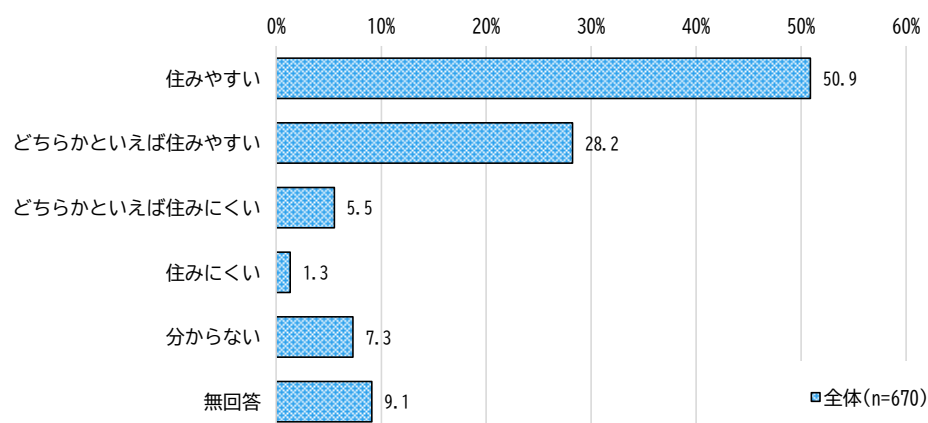


【手帳種別】

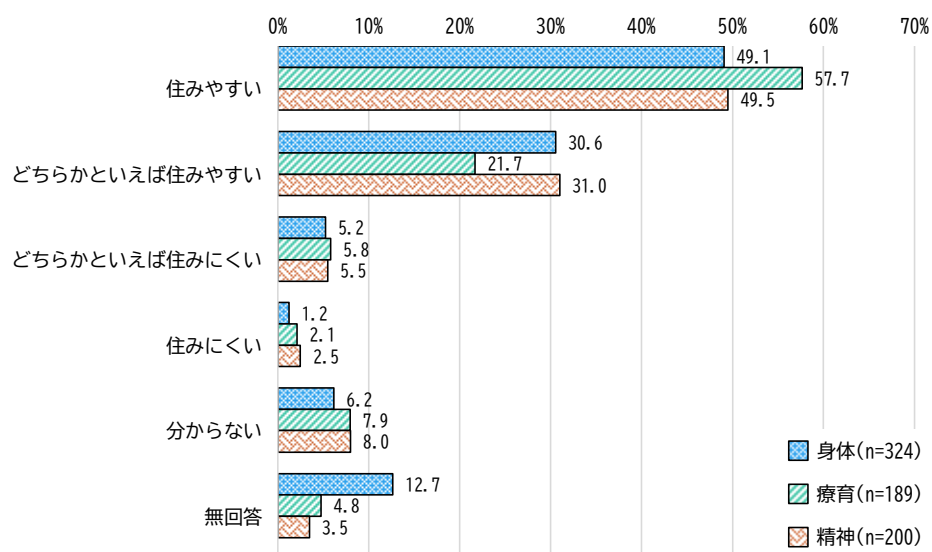


⑲ 大村は住みやすいと思いますか。

【全体】



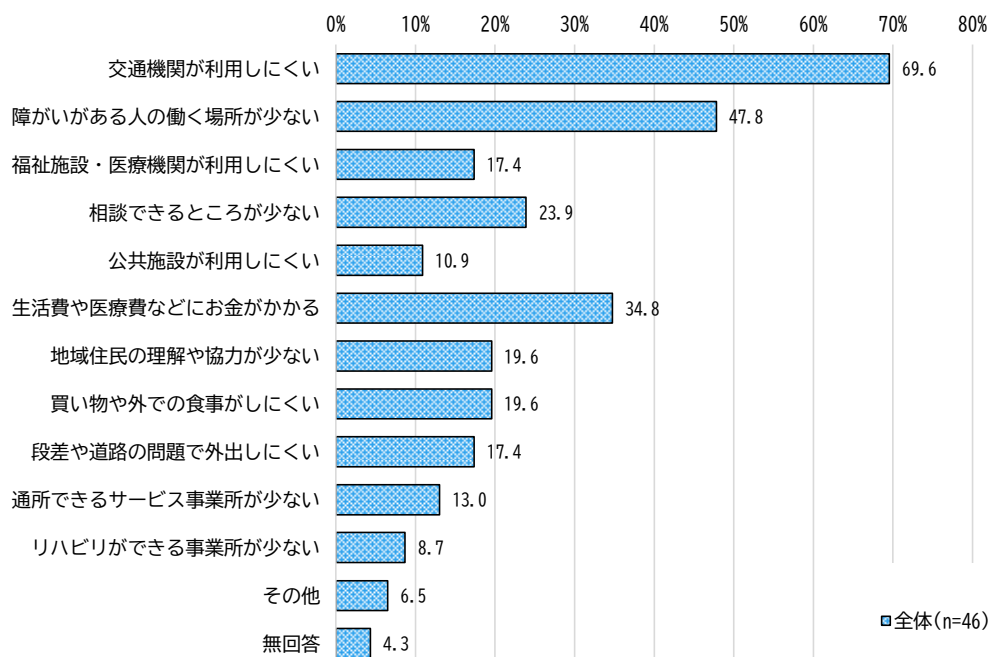
【手帳種別】



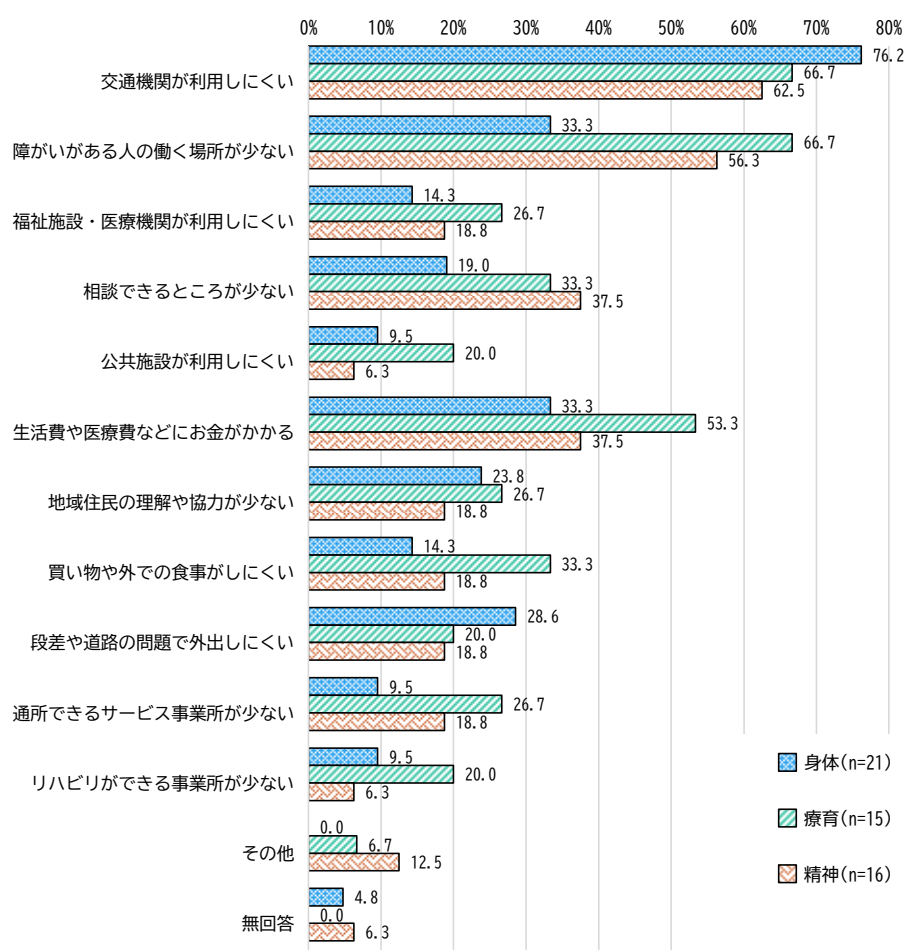
⑳ 大村に住みにくい理由は何ですか。(複数回答)

⑲で『どちらかといえば住みにくい』、「住みにくい」と回答した方

【全体】

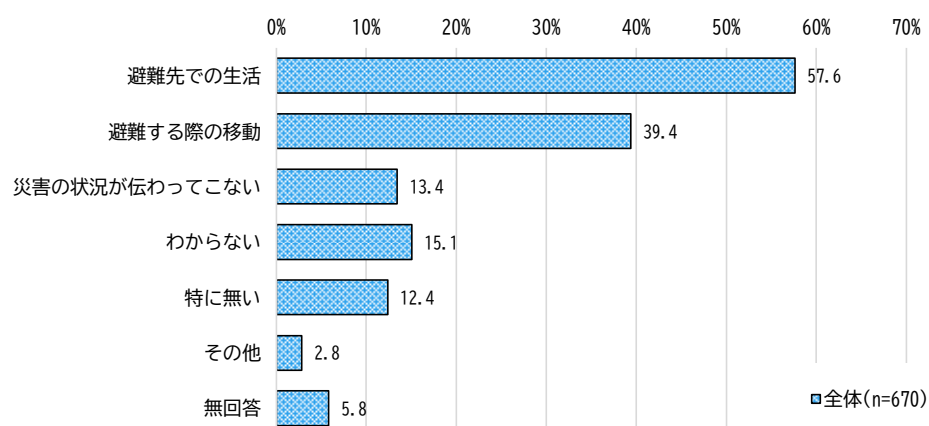


【手帳種別】

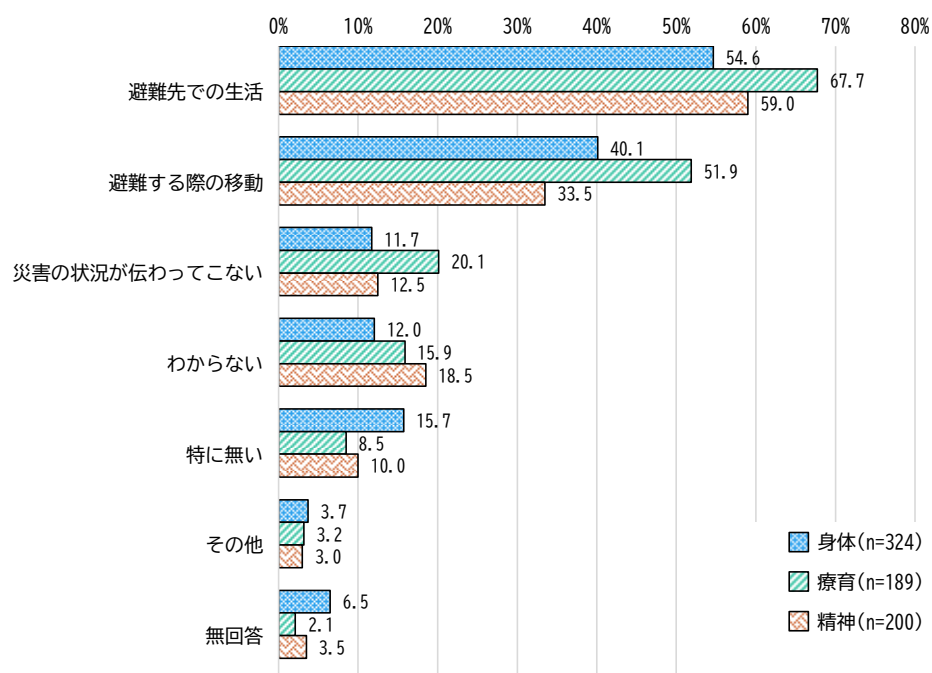


② 災害時の不安についてお答えください。(複数回答)

【全体】

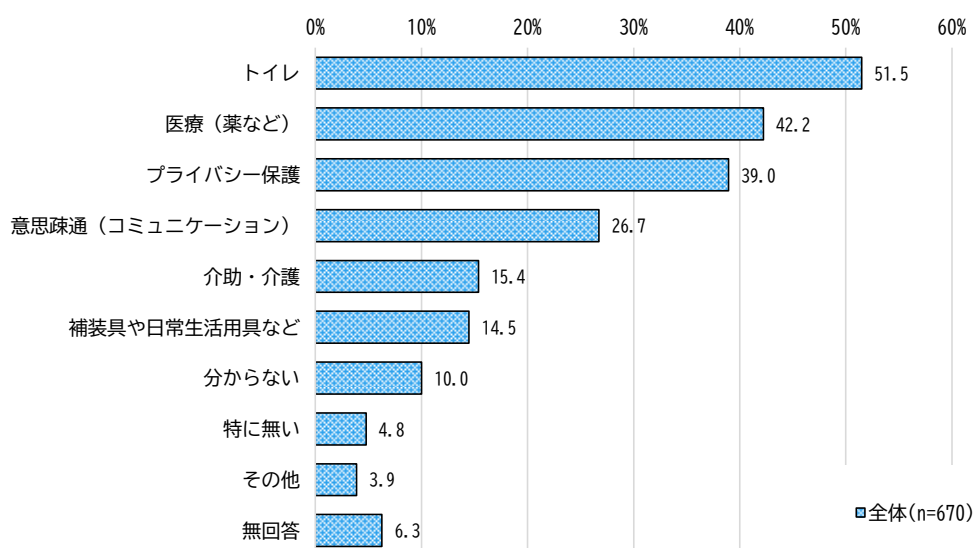


【手帳種別】

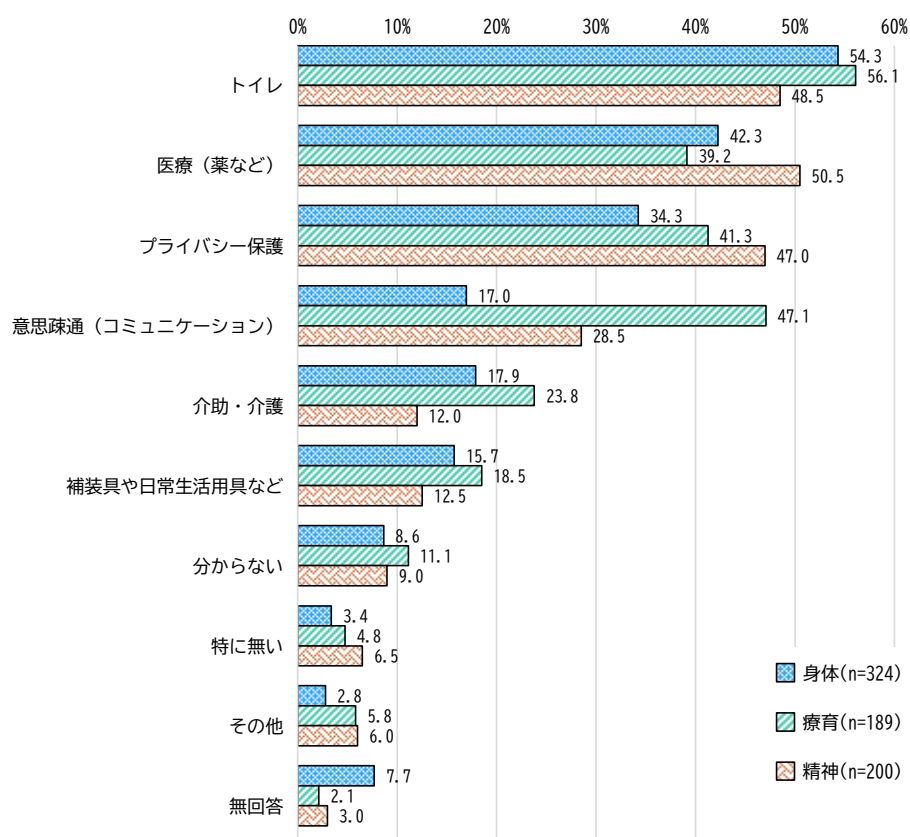


② 災害避難所などで困ることは何ですか。(複数回答)

【全体】

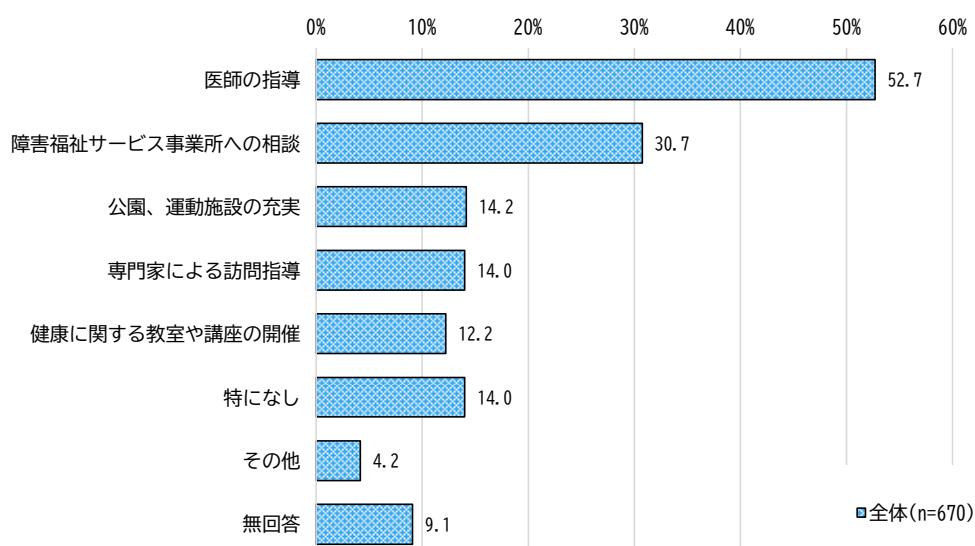


【手帳種別】

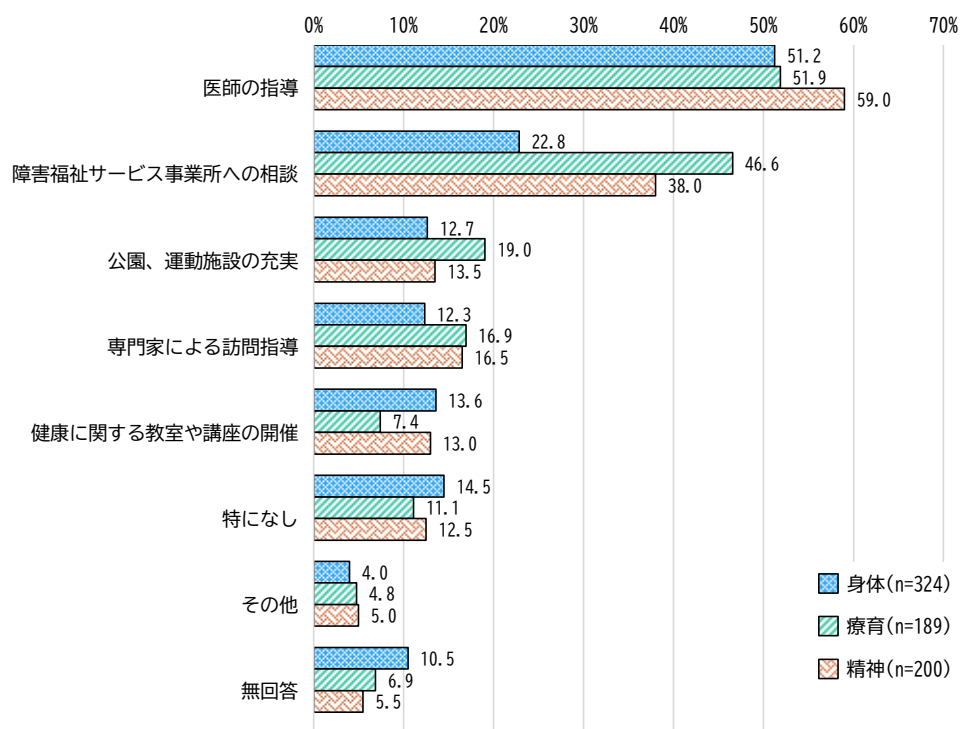


② 健康を維持するためにどのような支援が必要だと思いますか。（複数回答）

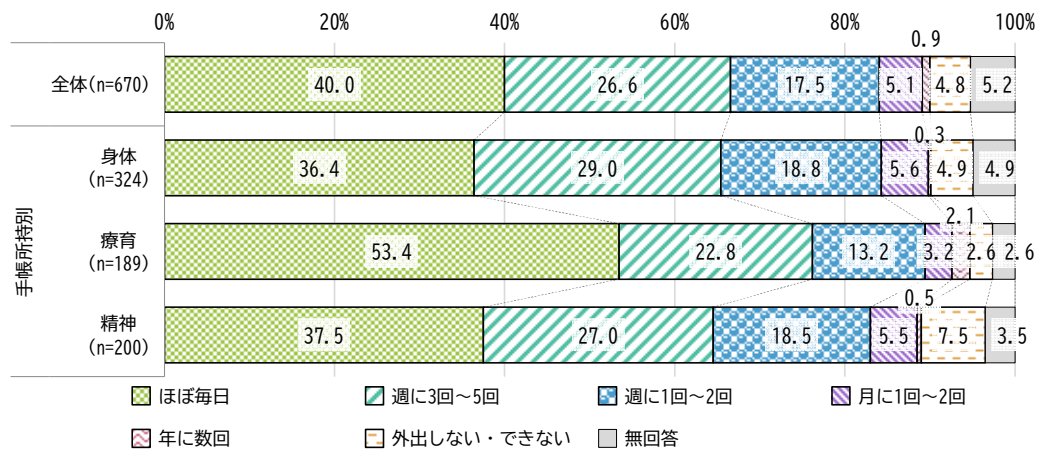
【全体】



【手帳種別】



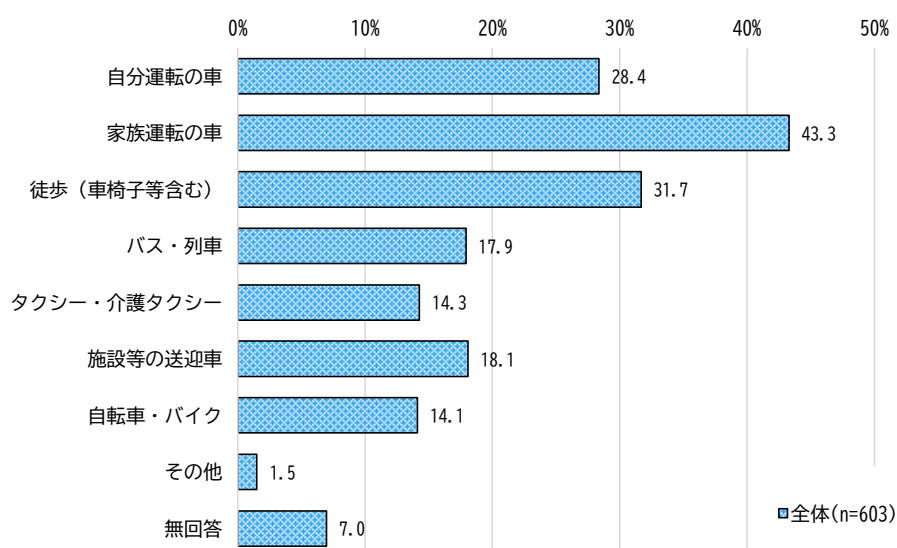
②④ 外出の頻度はどのくらいですか。



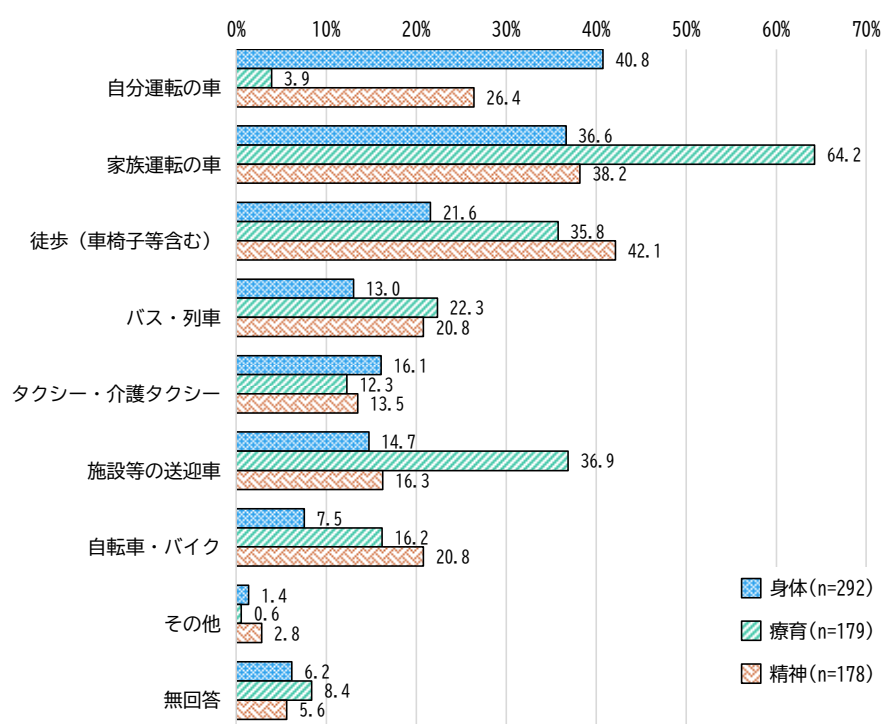
②⑤ 外出時の交通手段はどうしていますか。(複数回答)

※②④で「外出しない・できない」以外を回答した方

【全体】



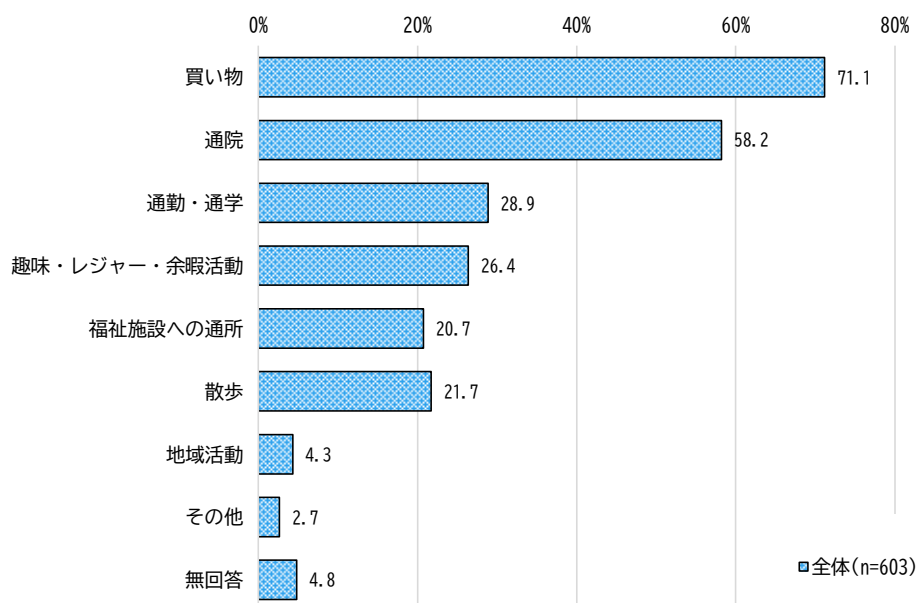
【手帳種別】



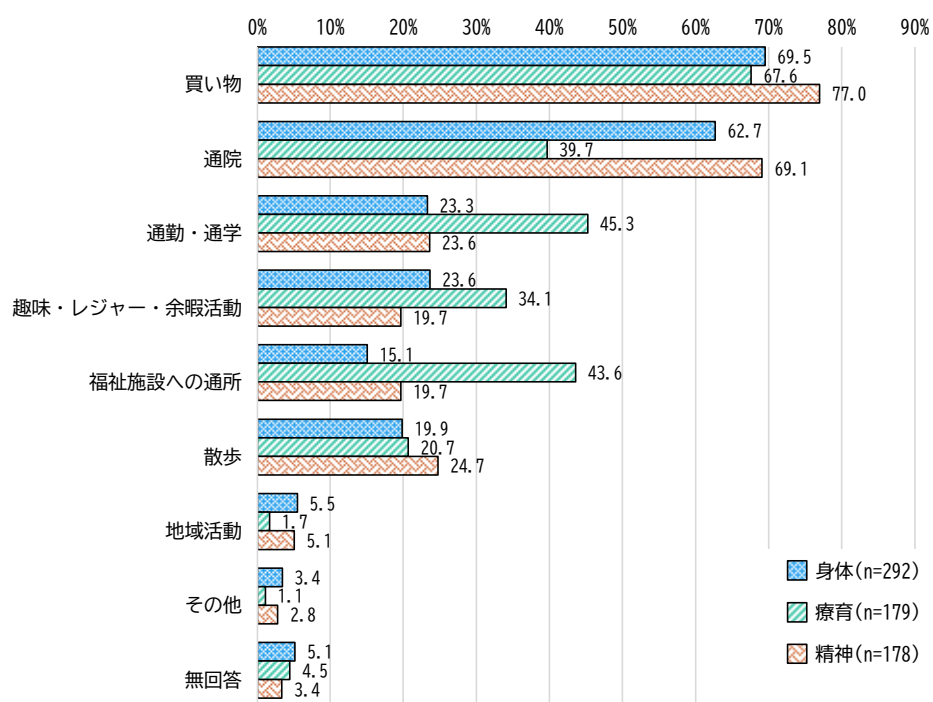
②⑥ 外出の主な目的は何ですか。(複数回答)

※②④で「外出しない・できない」以外を回答した方

【全体】

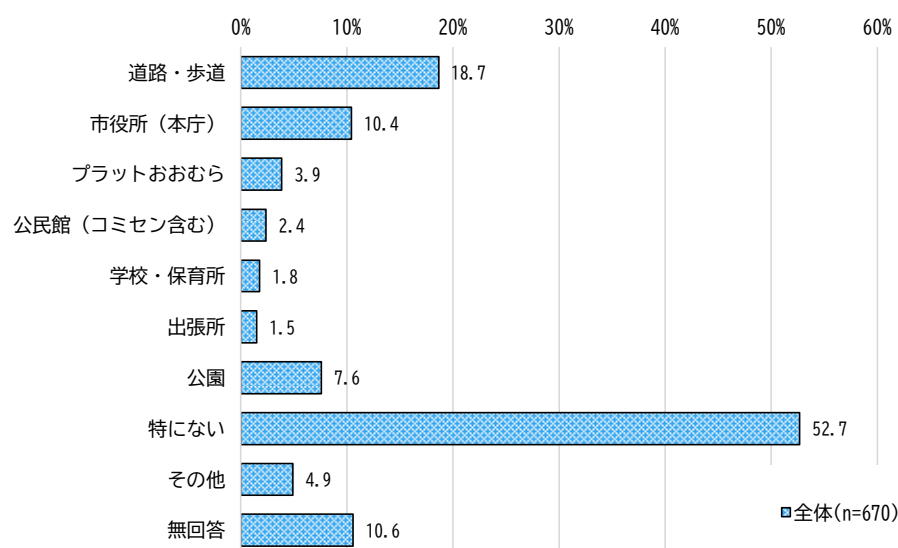


【手帳種別】

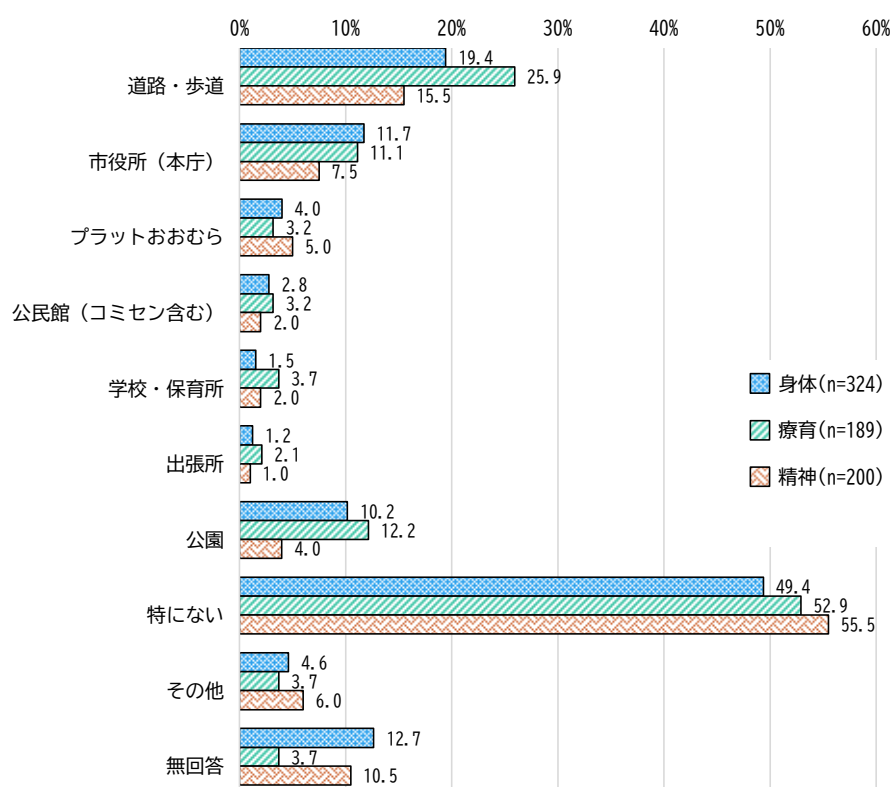


⑳ 大村市内で不便を感じた施設はどこですか。(複数回答)

【全体】



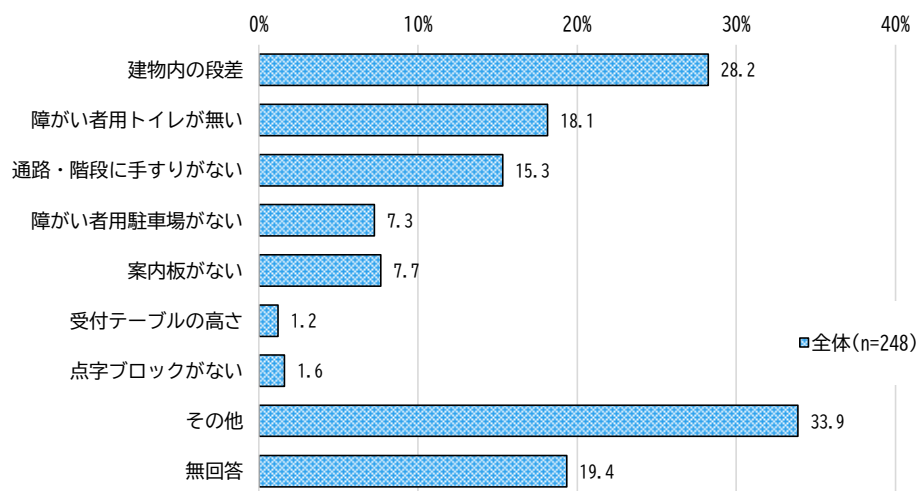
【手帳種別】



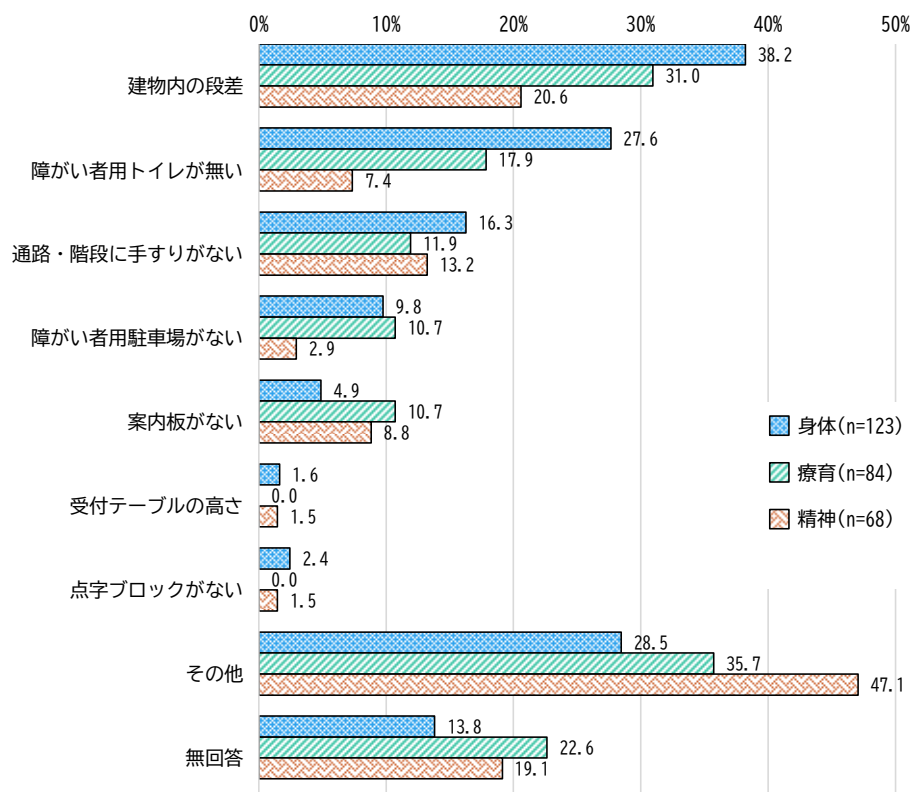
⑳ 公共施設の何に不便さを感じましたか。(複数回答)

※㉑で「特にない」以外を回答した方

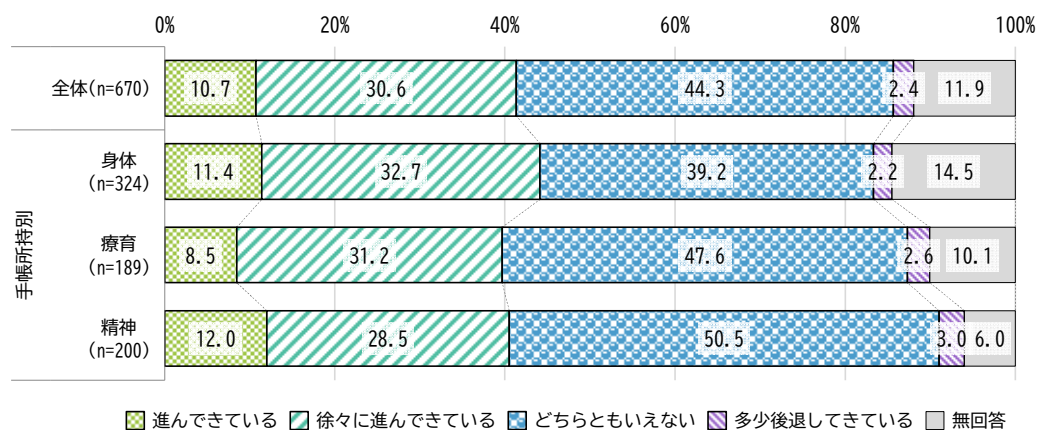
【全体】



【手帳種別】

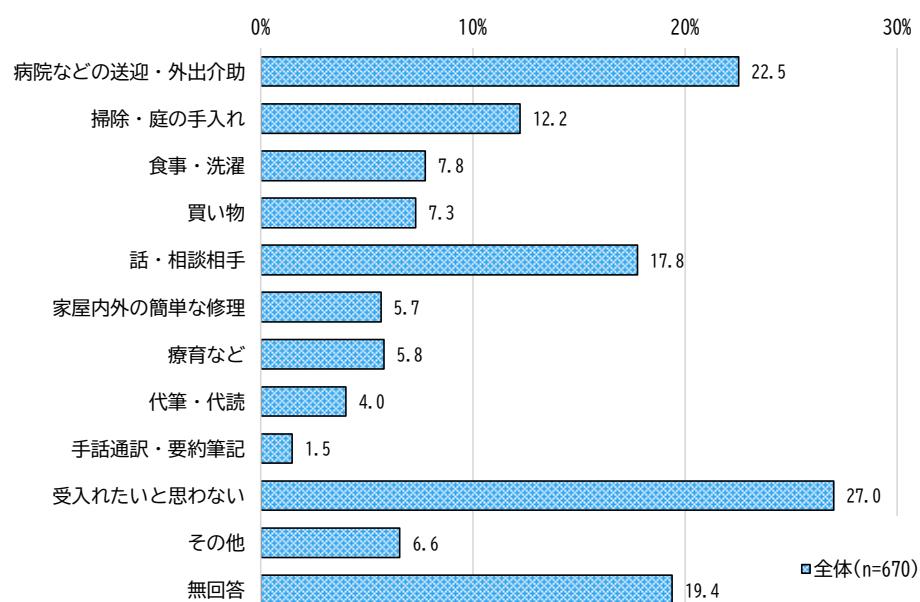


② 障がい者に対する理解や地域行政の社会的支援はどうですか。

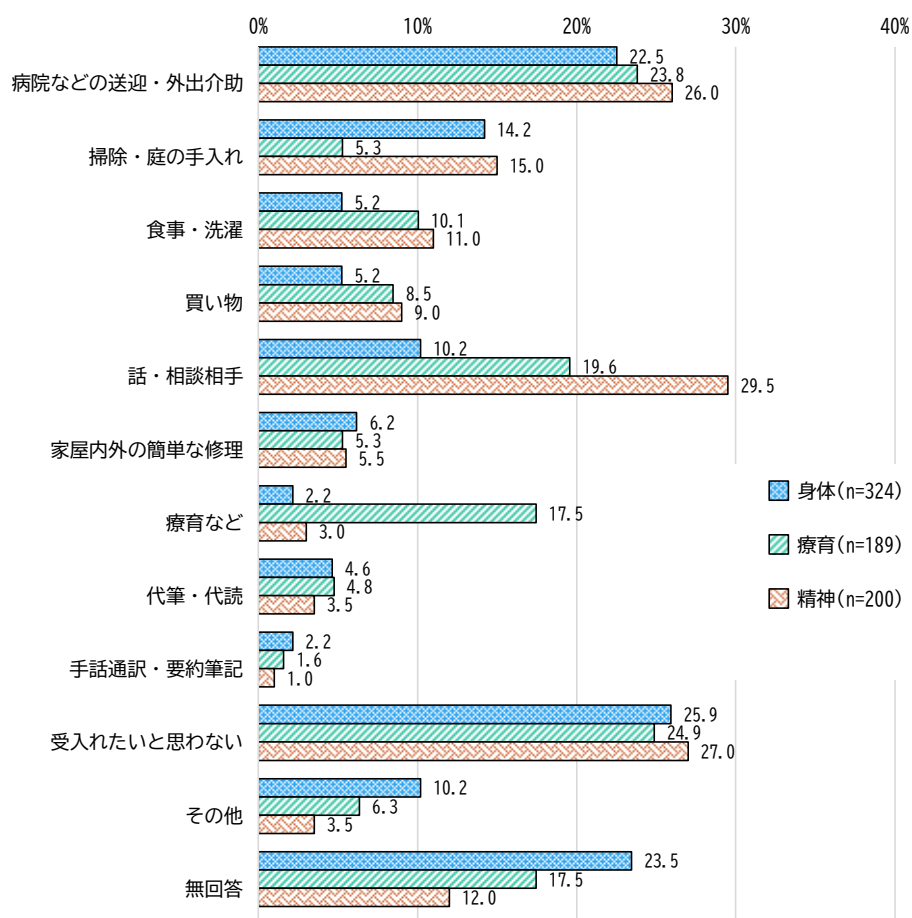


③ 日常の援助やボランティアにしてもらいたいことはありますか。(複数回答)

【全体】

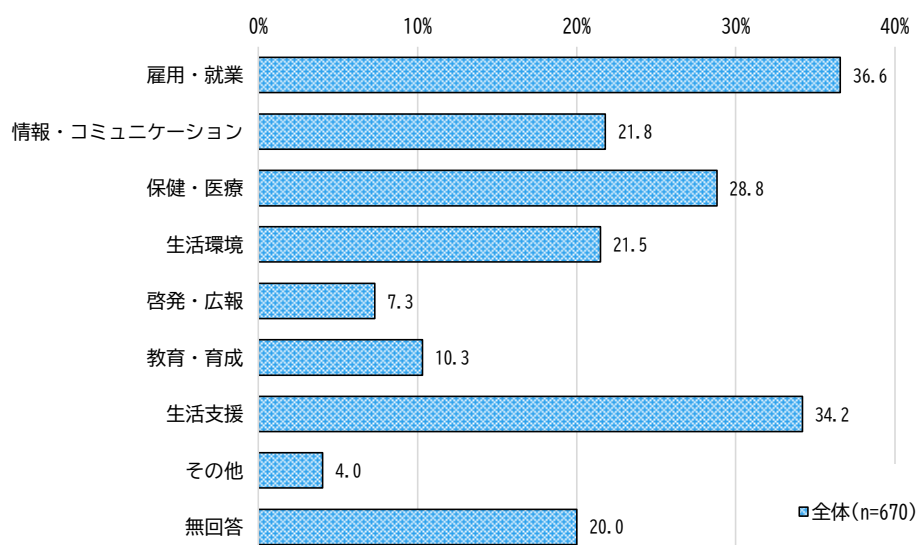


【手帳種別】

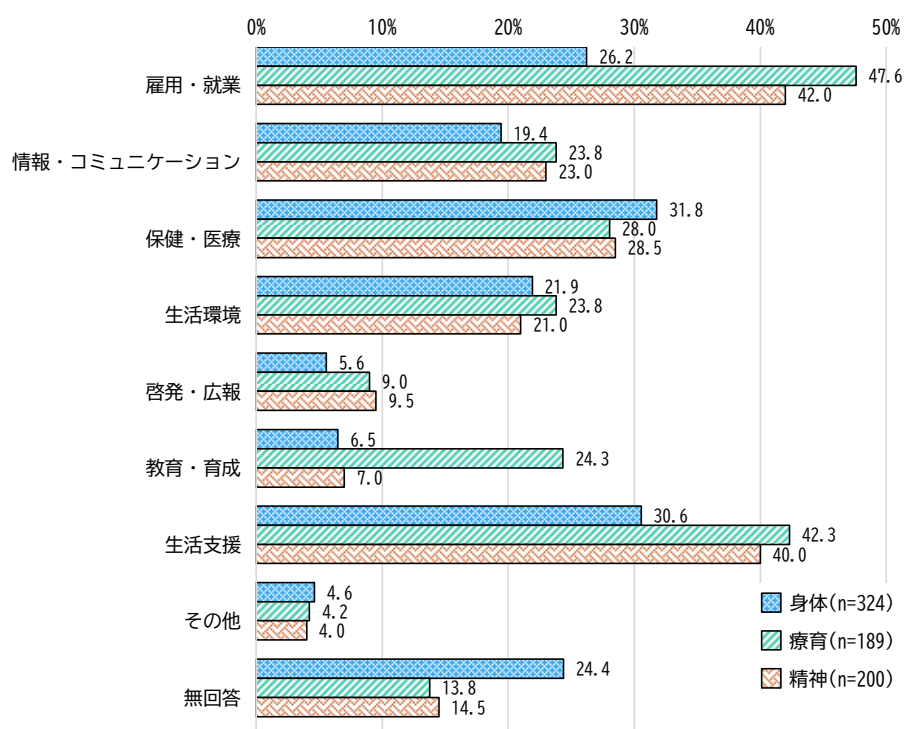


③ 充実させる必要があると思う障がいに関する施策は何ですか。(複数回答)

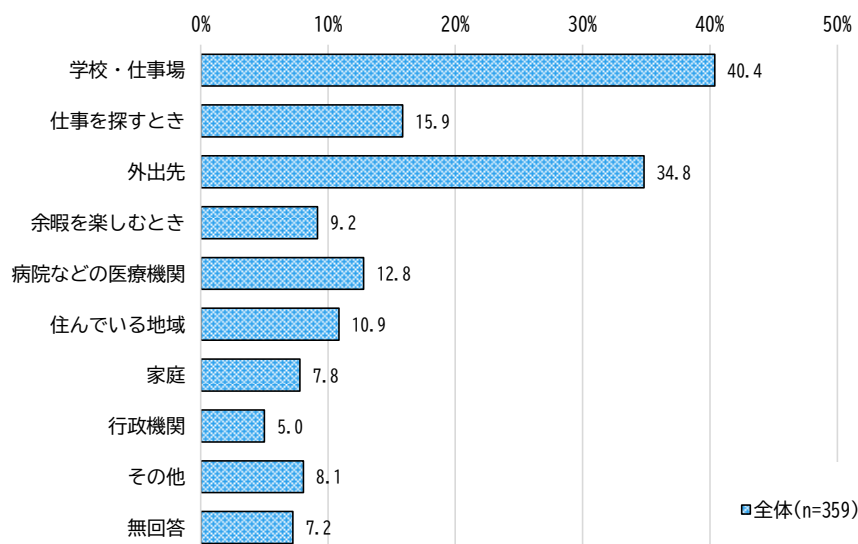
【全体】



【手帳種別】



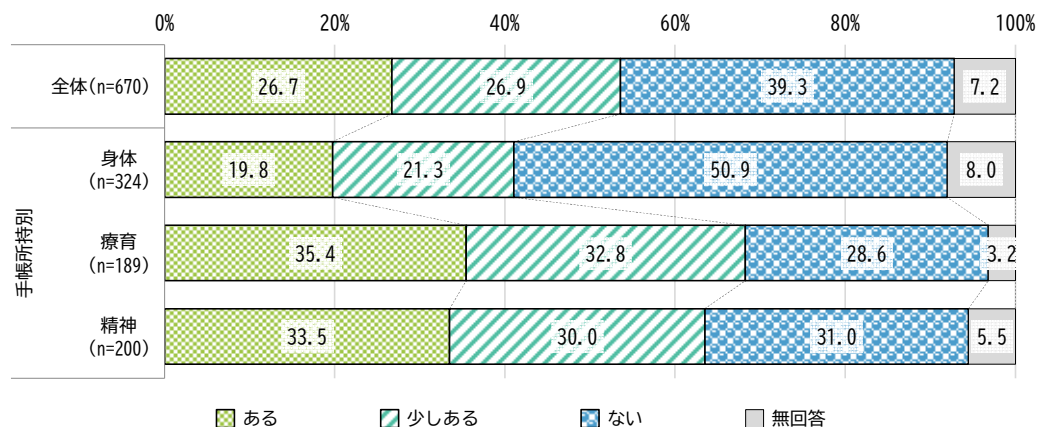
③ 障がいがあることで差別や、嫌な思いをしたことがありますか。



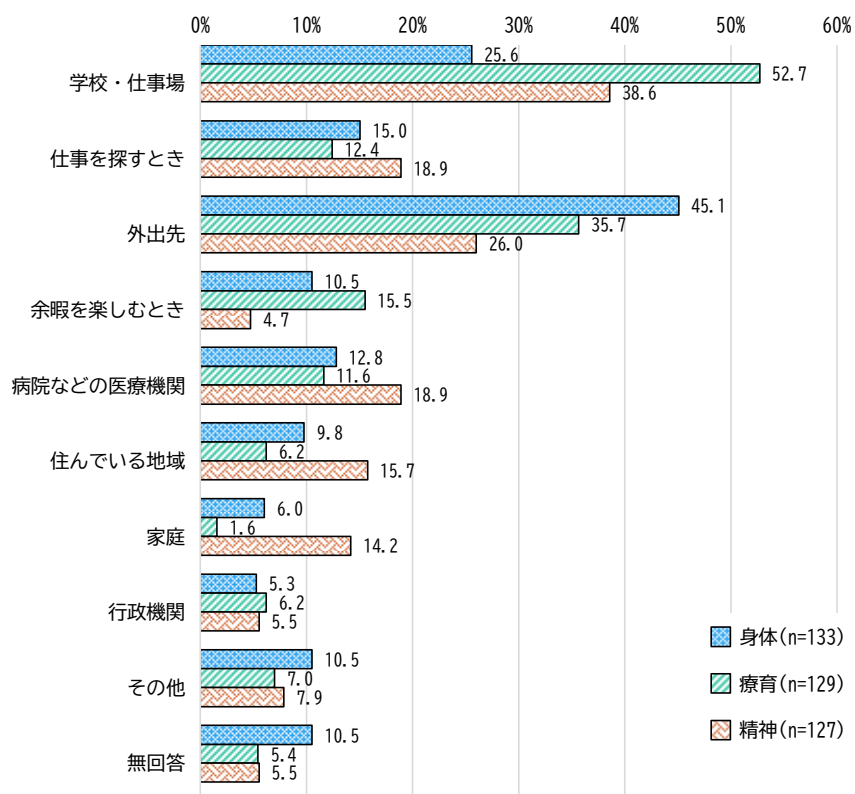
③ どのような場所で差別や、嫌な思いをしましたか。(複数回答)

※③で「ある」、「少しある」を回答した方

【全体】



【手帳種別】



③④ その他、障がい施策に関する市への要望

No.	意見
1	ケアマネージャーさんやヘルパーさんにはよくして頂いています。ありがとうございます。(本人代筆)
2	とにかく仕事を紹介して欲しい。
3	病気による体力低下時に入居できる所があれば
4	歩道を整備して頂けると外出しやすいのでお願いしたい。タクシーは高いので補助して頂けるか、歩行器でもバスに乗れると助かるし、行動範囲が広がり楽しみができるのでお願いしたいです。
5	私達は、2人暮らしですが、何かの時、近くに子供がいません。知人、その他誰もいません。近くに子供は心配しないで・・・と言ってくれますが、現在の世の中ひいてはいます。同じ班でも何年もお会いする事ありません。又、町内に入っている方は30件の内私たち79才、1人暮らしの83才あと50才の方4人、皆んなで6件です。町内会に入ってもデメリットのみでメリットがないとの事。ほんとうにさみしい時代になってしまいました！
6	現在特に要望は感じません。
7	スーパーに行っても物が高くて。これからの生活に不安を感じています。※障害がありますので、これからの医療費等を含む生活費の高とうに非常に不安を感じています。
8	ゴミの収集を自宅に
9	問 16. 23. 27. 28. 31 を出されている時点で市も感じていらっしゃると思います。実践をお願いします。
10	障害者年金などの額を増やして欲しい。

11	聴覚障がい児（少3）です。外出、歩道を歩く時、自転車のスピードが早く何度もひかれそうになったり、車も電気自動車などエンジン音が聞こえにくく、何度もキケンな目に合っています。なのでなかなか1人でおつかいや遊びに出すこともできません。自立のためにおつかいなどさせたいのですがなかなかむずかしいです。自転車（高校生とか）や車のマナーがわるすぎるかなと思います。小学生くらいから、しっかりマナーを教えてたらいいいのかなと思います。小学生も平気で人をキズつける言葉を言ったりするので、心の教育にかけているかと思います。親子で障がいをもちますが、大村は、すみにくいと感じます。駐車場も広い施設などはつかいやすく、いいのですが、ずっとここに住みたいかと聞かれると可能なら別の場所、町に行きたいと思いました。（人間性が・・・）
12	公共のトイレで便座がしゃがんでしないといけない所と手すりがなく立ち上がるときとてもつらい思いがします。どうかしらべてみて改善して下さい。バス停などのベンチがないところもあって不便です。見えない所をきれいに便利にしてほしいです。三城公園、図書館横のトイレ
13	娘は2歳時に聴覚障害と診断され、両耳に人工内耳を装着している。娘が手術をする少し前に内耳装着の補助が受けられるようになったため、高額な負担をかけずに手術できました。しかし数年使用しているため少しずつ劣化が進み買い換えの検討も視野に入れ始めました。調べると他県その他市では買い換えの補助があり新規に人工内耳を装着する時の負担軽減に加え断続利用に関する負担も軽減してくれるようです。大村市においてはろう学校が存在し長崎大学病院に他県と比較しても積極的に人工内耳を進める病院でもあります。買い換えに関する補助の検討をお願いします。
14	大村ボートと子供の施設は少々あるが、文化施設と大人の遊び場（公園・遊歩道・自転車専用道・美術館・観光施設等々）が整備されていない。老人や障害者が気楽に利用可能な施設を充実させて欲しい。温浴施設を民間に頼っているのはいかがなものか。民間施設との関係は公的なものとして利用は市と企業との関連性を問われるのではないかな。長崎、諫早ともに自前の施設を利用している。
15	道が舗装されておらず砂利道の所もあり歩道も狭くガタガタだったり歩くのが大変です。
16	困った時どこに相談すれば良いかわかりません。相談先を知りたい。よろしくお願いします。
17	軽度の障害でフルタイム働きたいが就業先がない。短時間ばかり。

18	大村市は住みやすいし生活しやすい。これからも少しずつでいいから前へ進めていただきたい。
19	特に身体の言動で不自由ではない状態ですのに役所からの相当の対応頂いており感謝申し上げ特に要望ありません。
20	自身高齢の為、若い人達、高齢者以外の障害者の意見を注視してください。次世代のために障害者はその程度によって様々な要望があると思います。運動機能の介助や聞こえない聴覚障害者の人達への教育（学習）の不足を補う事もご一考下さい。当アンケートのように全ての漢字にルビを付す事もいなくなるような文字教育、学習、障害のある人の職業訓練等でITをフルに使えるようにこれからの課題をお考え下さい。
21	市内のトイレを全て洋式にして欲しい。段差をなくして欲しい。公園や散歩先でのベンチ、街中で座れる所が欲しい。
22	買い物する時、雨が降っていたら買い物しにくいので駐車場に屋根をつけて欲しい。障害者専用の所だけ。そしたら車椅子の乗り降りも楽になると思います。お願いします。
23	ストーマ装具の補助金を上げて欲しい。（ストーマ装具の金額が上がった為）
24	いろいろな手続を今は市役所や担当課に出向き行っておりますが、これから先外出が困難になった場合を危惧しています。市の職員の方が家庭に訪問して行って頂きたいと思っております。この様なご時世リスクはあるかと思いますが、市職員として確実に身元を明らかにした上で訪問車も市の公用車とすぐにわかる何色使いの派手なデザインのものにしたりと策はあるかと思っています。ご検討の程よろしくお願いします。
25	免許返納後の交通費補助の充実
26	大村市関係機関（市役所含）に感謝しています。
27	社会は高齢者が増えています。難聴になる方も多くなるかも。筆談や手話を日常的に充実して欲しい。ただ今の要望（難聴者と会話をする時は難聴者がマスクを使用している場合なるべく相手の方はマスクを外して下さい）ば・・・といつも思います。
28	グランドゴルフ等で老人が場所を占拠していて弱者が利用できない。（住み分け・・・場所の時間等工夫が・・・）
29	回答文書と返信封筒のサイズが違うため苦勞した。返信封筒は送付したサイズの封筒サイズがいいと思います。

30	小さい子供は障害があっても早くから障害者にして欲しくない。私自身見ためにすぐわかるのに親が成人すぎても障害者扱いにしていなかったのが気にせずに生活できた事が一番良かったです。
31	抜き打ちで福祉作業所、施設の訪問をして欲しい。市として福祉施設等の職員等の研修の機会を作って欲しい。何の知識（病気、障害に対して）のない人が再就職されたりしているが適さない人もいる。※問32の質問にたいする意見→回答は1 人権に関わる発言や行動があるのに市役所や福祉に関わる人には届かない事が問題。私の事ではないが・・・
32	「広報おおむら」を録音したCDを貸し出して欲しい
33	以前にハローワークを通じて郵便局にコールセンター勤務として就労したことがありましたが、敷地内の駐車場に駐車することは禁じられ徒歩で片道10分かかる有料の駐車場に駐車することを強いられました。限られた収入の中から6000円もの駐車代を支払い苦しい状況でありましたので身体の負担をなくしたいと局側にお問い合わせしましたが聞き届けてもらえませんでした。局側にとっては身障者を雇用すると言うことで国からの助成金を受け取っていらっしやると思います。矛盾を感じながらも生活の為、2年間務めました。結局障害部が悪化し手術を受けることを余儀なくされ退職しました。その後どのような改善がされたか存じませんが私のような思いをされる方がないようにと願うばかりです。いつもお世話になっております。この度は返信が遅くなって申し訳ございませんでした。
34	封筒小さいです。もしくはこの用紙三つ折りではなく四つ折りにして下さい（笑）
35	市長様にも言ったのですが、私の場合父の元気なうちはいいのですが、病院があるからって言ったら面接でだめだと言われて勤務時間も長くされず父の手伝いをしながらやっていると何でもできないのもっと障害者等を理解してくれないと元気でお金があればどうにかなっても私みたいに上手く相手に言えず採用ってから企業の休日が通院のある曜日と同じか面接する人ももう少し広い目でやってくれないといろんな事で不便。とにかく困っています。障害者年金にもならず普通の年金でも料金がなくて1ヶ月払うだけでも大変です。助けて下さい。
36	長女夫妻と長男（持病がある）と同居していますが、子供達の勤務の都合で休日がとりにくく思ったように病院に行けない（高齢の為病の数が増えてくる為）例えば内科、歯科、皮膚科、泌尿器科年齢と共に増えてきます。要望として子供達が休みを取ってつれて行っていますので、せめてガソリン代でも出してもらえればと思います。

37	最近引っ越してきたので運動できる場所等の情報が少ない。足に障害があるので公園等の駐車場が気になります。
38	障害を持っている人への社会の理解につながる施策。自立できるような働きかけ。周りの人で困っている方が多く感じられる。
39	場所的に行政機関、買い物、病院が遠いのでバス等の手軽に利用できるように便数を増やして欲しい。
40	一人一人障害の頻度が違うのでその人にあった支援の細やかさ、充実度をやって欲しい。自分の場合で言うと障害者の就労として配慮が欲しい。就職先、収入面での充実度等
41	このアンケートもデジタルにしたら回答者も本音で回答できると思います。問19は住みやすいかどうかではなく住みにくいを前提とした内容が良いと思う。問24外出の内容が通所施設へ行くのと例えば休日外出では全く意味が違うと思います。通所は行かなければならない場所であり本心で行きたいかは別問題で休日の外出は自分の意思が主だと思う。私は休日に出掛けられないのがほとんどなので外出できないに回答。働き方についても既存の定職にはついていないがLINE スタンプを販売しているので働き方というかお金の稼ぎ方は多様化しているので質問の仕方に工夫が必要と思う。
42	色々なサービスや支援があるのに特別市の方から説明もない。知人等に聞いて知る事が多い。今はLINE 等もあるのでいっぱい発信して欲しい。アンケートに同封された封筒記入するところも小さい。アンケート用紙とサイズがあっていない。不親切も良いところですよ～送るんだったら住所、名前のシールも同封してはいかがですか。
43	年金を上げて欲しい。自分の給料だけでは年をとった時に難しくなると思います。
44	歩道が平らであって欲しい。斜めになって視覚障害者の白杖でも歩くのに不便、こけそうになる。
45	医療費補助金を増額してもらいたい
46	買い物に行った際に店員の不親切な対応、笑顔もなく重い品物でもたついていても知らない顔をする接客者は最低です。障害者だから甘える気持ちはありません。今の世の中自己中心者が多い、人情味のない人が居ます。市役所にしてもしかりです。ただ親切な方も多くおられます。
47	家の中でできる内職みたいな収入源

48	高速道路の割引サービスを受けられて助かっていますが、レンタカーを利用する際の割引がないので負担を感じます。
49	今回アンケートの封筒について 差出人表記については個人情報があるのでは？できれば封筒の表には記入したくありません。
50	物価高に年金、年金補助が追いついていないので迅速に柔軟に対応できる基準等あれば経済的不安を多少和らげることができると思う。
51	安心して出かけられる道路。交通機関が田の平から徳泉川内方面（レインボー道路まで）はないので対策をお願いします。まだ自分の足でどこでも行っているので安心して歩ける広い道路にしてほしい。ときわ保育園上の総道路を何とかしてほしい。車の対応もスムーズではない。
52	現在自立を目標にグループホームで頑張っているが、「自立」の段階として例えば市営アパートなど丸々1棟利用して一人暮らしを目指している人などを住ませ段階的に見守り指導ができるようにしてほしい。
53	4月から年長になります。2歳半から療育施設にお世話になりほぼ毎日幼稚園と療育で1日が終わります。本人はこの生活スタイルを楽しんでいて毎日少しずつ成長してできることも少しずつ増えてきて、療育に通わせてよかったと思います。療育施設の先生方に感謝しています。これから小学生に向けてまだ不安なこともたくさんありますが、頑張っていこうと思います。
54	現在療育機関やこども園と連携が取れており、子供も他の子と比較することなく（まだオムツだが気にせず）家庭以外の居場所が確保されている。ただコロナ渦もあって発達障害の子供を持つ親のコミュニティが増えてほしい。10人10色医療機関の診断以外にも世間話しながら子育てを話せる場があると生活も変わる。
55	日中一時支援のある男性が利用を控えるよう言われた。回数が多かったみたい。
56	支援学校卒業後の受け入れ先や進路が不安。福祉施設や作業所などが利用する側も受け入れる側も気持ちよく生活ができるような環境を作っていただきたい。
57	成人式案内はがきに障害のある人の受け入れ体制を書いてほしい。例えば付き添いの方は一緒に会場に入れますやこの辺に席を用意しています等。
58	身内がいなくなってから手帳や年金、書類の書き方等の援助がほしい。

59	療育手帳の更新は長崎までいかないといけないので大村市内でできるようにしてほしい。
60	バスの利用がしにくい。自家用車が増えたことで難しいと思うがバスは利用したい。タクシー券は非常に助かっている。(母)今は家族と不自由なく生活できているが、将来を考えると不安。姉はいるが、遠方なので無理。そろそろ相談した方がよいのではと思っている。金銭感覚が乏しいので給料も趣味につぎ込んでしまうことが度々。
61	総合的、横断的に支援できるトータルケアマネジャーが欲しい。障害者が就労できる場所を充実して欲しい。障害者は安心して生活(自活)できる施設が欲しい。
62	障がい福祉課の対応が悪い。手帳の申請、更新に行った際、内容をわかっておらず何度も訪問し待たされる。対応する人がわかっていないとわかりやすく説明するのは無理。障害の子を保つ親の気持ちを理解しておらず、上から目線で言われ立腹した。こんな人が障害福祉課に居て障害者への理解はできるのでしょうか?親身になって欲しい。相談してと口では言っているが対応が悪すぎ。知識がなさ過ぎでは相談したくない。嫌そうに対応するのであればこの仕事をすべきではない。
63	・大村市は住みやすいが、バスの本数が少ない。 ・公園のトイレが和式が多いので洋式を増やして欲しい。
64	大村にも軽度な人が行ける支援学校が欲しい。
65	バスが少ない。
66	軽度の知的は見ただ目では普通と変わらない。仕事を覚える速さ等他の人との差を感じて苦しい。「どうしてできないの?」「まだ覚えられないの?」「私たちはこれだけしてフォローしているし、してあげている・・・どうしたらいいか?」私も自分のことがわからない。自己理解していこうと努力したい。少しでも生きやすい世の中になっていけたらいいな。
67	家庭で本人が父と姉に暴言や暴力があり私も父も心身ボロボロ。父と私はグループホーム入所を希望。早めにグループホームに入れて下さい。私も父も包丁で殺されると思いました。相談対応してくれる方が居ると助かります。

68	障害によって受けられるサービスなどを市から教えてもらえない。いろいろ調べて窓口で相談しないと教えてもらえないことがある。進んで今受けられるサービスを案内して欲しい。将来の生活をよくするためにもいろいろなサービスを利用してやれることを増やして少しでも長く自立した生活が送られるようにしたい。小さいうちから療育を行うなうことで大きくなってからの自立に差が出ると思うので幼児期から療育につなげてもらえるようなシステムを充実させて欲しい。早期発見、早期治療は重要。
69	親亡き後暮らせる施設があると嬉しい。
70	障害年金の増額。家族亡き後不安。
71	緊急時に病院等の送迎、ホームヘルパーやボランティアの援助を希望。市のコミュニティバスを運用して欲しい。学生の試験中やイベント時に多数の人が乗り込み高齢者や妊婦、荷物を沢山保っている人が乗って来ても席を譲らない悲しい現象です。
72	自分は何でもできるので障害と思ったことがない。
73	相談員によって態度や対応が違う。事業所都合で相談員を変えたいと言われたが納得できない。子どもは慕っていたのに・・・利用者の事を考えない相談員は市として必要ですか？
74	障害を持っても手帳取得していない（できない）人も居ます。障害と言っても（特に精神障害）様々で生活の困難さは様々です。一般の方にそれを理解してもらおうとは思いますが市役所業務（行政）に携わる職員にはその事を配慮したうえで業務にあたって欲しい。先日手続を進める際に市民生活課で無理な提案をされました。それが原則と言われましたが、何度も「無理」と言っているのに同じ事を3回も。障害を持っているだけで通常の権利（その時はマイナンバー交付）を諦めなければならないのでしょうか？障害があるからこそ原則ではなく例外が適用され、代替の提案、提供を様々と検討する義務があると考えます。ただでさえ困難な日々を過ごし心痛めているのに市民の支えにもなる行政からこのような不当な扱いを受け失望しています。
75	情報が得やすい環境を作って欲しい。
76	病院に行く時や一緒に先生の話聞いてもらえるようなサービスが欲しい。
77	障害年金だけでは生活が苦しいのでなんとかして欲しい。
78	現在は親も元気で同居しているが、親が年を取りお互い介助が必要になった時、親も子も一緒に入居できるホームができると安心。

79	保育園時にされた事を覚えていて（当時は話せなかった）今そのトラウマを語っていてそこが成長のネックになっている。（ダメという言葉が嫌い、いじめられたくない）
80	子どもの仕事先へ訪問して責任者と話をして欲しい。職場で相談する人がいない。難しい職場なので悩みが多いので定期的に訪問して相談にのって欲しい。
81	8歳にはこの内容は理解できない。配布するならもう少し年齢の大きい子にして欲しい。本人の気持ちになって代筆するのがとても難しい、年齢を考えて欲しい。
82	今は両親が元気なので一緒に暮らしてます。両親が居なくなった後が心配。どこで暮らせば良いか、将来仕事を続ける事ができるか。生活面の補助してくれる人、金銭的な事、話を聞いてくれて具体的に決めておきたい事を（考えてくれる）相談にのって欲しい。（気軽に何でも話せる人がいい）
83	重度知的障害者が入れるグループホームを作って欲しい。
84	特に思いつきません。私は、態度が横柄なひとや、言い方がきつい人が苦手ですが、障がい福祉課の人は、みんな、優しくて説明が丁寧なので安心して利用できます。
85	障害から介護保険に移行する際の情報をもっと欲しい。
86	職場内で高次脳機能障害をわかっていない。
87	日頃より精神障害者に対する理解や支援を頂き厚く感謝申し上げます。今後もさらに充実し発展することをお祈りします。
88	いつもありがとうございます。
89	障害者の人たちがどのように暮らしているかがわからない。同級生が生きているかがわからない。活動所が親と行かないと遠すぎるし、近くに活動所があるが行った事はない。月1回通院しているが暇がその時くらいしか取れない。毎日YouTubeを見ているので一般の人がどのように1日を過ごしているかわからない。知らない事が多いので上記のわからない所を説明できる方がおられると助かります。よろしくお願いします。
90	市役所とプラットとどちらの窓口を利用すれば良いか戸惑う。
91	等級に関係なくJR料金を割引して欲しい。もう少しヘルプマークを認知して欲しい。市の方が勝手に無作為に抽出されたのに返信用封筒に氏名を書かせるのはどうかと思いますので無記名で返信します。

92	誰も相手にしてくれない。
93	障害や病気などなりたくてなった訳ではないので、本人はとても辛く感じている。親の保護も年をとると辛くなってきます。(収入や体力等) 生きやすく自立できるよう手助けいただけたら安心します。親がいなくなった後どうしていいか心配です。
94	私は社会や行政が自分らしくやあなたらしくを使うのは間違いだと思う。そもそも行政が自分らしくと言った時点で自分らしくない。結局自分らしくあなたらしくを押しつけているだけで全く役にたたない。私は社会が言う自分らしくは不要。生きやすくするどころか全くの間違いです。
95	大村は事務職の障害者雇用が少ないので事務職求人を増やして欲しい。
96	返信封筒が小さすぎる
97	生活資金が不足している
98	高次脳機能障害になって6年になるが、今はある程度自分でできているが、支援等が必要になった時はかかりつけ医に相談してからの段取りになると思うが、病院によっては専門外の病院があるので簡単な手順がわかる物があれば・・・
99	長寿介護課大村市地域包括センターの職員が訪問してその後のやりとりで嫌な思いをした。「あれもできる、これも可能」と言っておいて後に問い合わせると「それはできない」に変わり「できないことをなぜできると言う？」と言うと威圧的な態度になって「だったら何も言えない」と逆ギレ。市の職員がそのような態度は良くない。
100	偏見や差別に対してどのような考えや意見を言われるかを具体的に知りたくて直接聞いてみて自分なりに納得したいという為に市側へのそういう取り組みのできるような人たちが今どのような形で表現されているのかを具体的にいろいろ判然とできるような仕組みの仕方や方法や障害者へのいろんな方々への対象の為にいろんな対応のできる安心感をつかみ易いような理解、納得等の説明書き等の解説書作り偏見をなくすみたいなものを作っていただければ。
101	身体障害と比べ発達障害はわかりにくく理解されにくいので発達障害も個人個人症状が全く違うので教育現場での対応を再度見直して欲しい。教育者にもお理解して頂くにはもっと講習会を開催して欲しい。子どもひとりひとりに向き合って対応して欲しい。学校の対応によっては発達障害の子どもの不登校が増えているように思う。

102	大村市の福祉制度は他県、他市にない取り組みがされている。例) 心身障害者医療費助成制度 特に障害を生まれながら持ってしまった障害児に「対する市民の優しくて見守る「心」の成長を促す講話等を増やして欲しい。
103	住所変更をする際、市役所で住民票をプラットで療育手帳や精神保健福祉手帳をと移動させられるが、障害者側が移動しないといけないのが理解できない。市役所でも対応できるようにして欲しい。市役所内の障害福祉課とは・・・？また差出人を記入する必要があるのか疑問。障害者の中からそちらで選定して送付しているのであれば匿名で良いのでは。住所、氏名、電話番号を封筒に記入し福祉課宛てに郵送するとなると障害を告知（不特定多数へ）する事になると思うので返信しづらい。大村市の福祉の向上は応援したいが配慮不足に不安。返信用封筒に三つ折りしたこの書類が入らない。
104	アンケート形式でも何でも良いので障害者に対する特典などがあれば知りたい。
105	大村市内に発達障害の子が通学できる学校が必要。我が子は知的障害がないので虹の原、希望ヶ丘へは通学不可と言われた。桜ヶ丘も遠いので進路選びに困った。
106	障害年金を引き下げるのではなく上げて欲しい
107	過去、現在のデータから未来を想像する。世界福祉データ、日本の歴史データ、人工知能 AI 化
108	一人暮らしをしてみたいがグループホームや不動産で相談したが、経済的理由で不可。家賃1万円補助があっても他が高い。電気代、食品代等で価格上昇も不安。今両親と暮らして居るが両親亡き後どう生きていけばいいか、また家事ができないので賃貸でアパートを借りる際でも（グループホームだけでなく）できないことをしてくれるシステムが欲しい。グループホームだと共同風呂、洗濯機が気になる。なので自分の部屋に風呂、洗濯機がある施設的なものが欲しい。自立できるところはさせて欲しい。洗濯機など自分で買えるものは備えるので家賃+火災保険、掃除費用、水道代、光熱費がかかり、病院代が特にかかるので控除してもらってもひとり暮らしは今のところできない。安心して暮らせる所が欲しい。静かにひとりで暮らせるところが欲しい。病院が大村は充実しているのでそこは安心している。
109	身体、知的、精神に障害はあると言っても他の疾患を持っている方と同様に接して欲しい。
110	働きたくても受け入れ先がなく、まだまだ理解してもらえない。自分自身も他の人と同等の仕事力がない事が働く上で一番の困り事になっている。

111	現在入院中でコロナの為、長期間外出できない状況で人と接する機会も少ないので要望はありません。
112	今正社員で働いているが、精神の人を受け入れる所が少ないと思う。私たちも声をあげていくが、「正しい理解」がすすんで経済的にも安定した生活ができる人が少しでも増えたらいいと思う。
113	生活保護受給しなくて良いように支援をお願いします
114	・病気の為運転免許取得ができなかった。外出する為には家族と予定を合わせる事が多いがどこに行くもの車が必要と思う。バスや電車もあるが不便。(バスの時間が少ない、運転が荒く酔いそうになった)もっと気軽に外出できたらと思う。(家の中で窮屈に感じる事が多く、気分転換に出る事は多いので) ・市役所で手続する時、自分で覚えていないと新規で申請しなおさなくてはならず診断書をもらいに病院に行く手間があった。もっと簡単に手続ができるようになったらいい。(何回も住所を書いたり大変だった)手帳の更新の時期が来たらお知らせが来るようにして欲しい。市役所に行くのも大変なので行き易くなればいい。(対応が怖いと感じる事があり、それ以来ドキドキする) ・支援等自分で調べないとわからない、知らなかった事が多く分かりやすくして欲しい。
115	相談したい時は市役所の人話が聞いてくれる。
116	「障害はない方がいい」「障害は不幸だ」この考えが当たり前になっていて誰も公の場では公表する事はない。啓発使用にも意味があるのかと考えてしまうほどない方がいいもの、内緒にしておきたいと言うように社会生活を送る中で肌で感じる毎日です。どうしようもないのかもしれない。この苦しみを無かった事にして平穏な毎日だったと思われるのもしゃくにさわる。当たり前の中に必ず踏まれて犠牲になっている人がいる。弱い立場にいる人がいるという事に思いを寄せてもらったらそれ以上望む事はない。類は友を呼ぶという言葉は悪い意味でも使われていて自分がアスペルガーと診断された時自分のそばに居る人、友人全員がかわいそうと思って友人を作る事、新しい関係を作る事に消極的になった。
117	病院代、医療用品で月に数万必要。今は家族の収入のため1／8しか戻らず家族の生活もギリギリ。家族に迷惑をかけず生きていきたい。医療、福祉の費用が無償になれば助かる。(精神科だけでなく全ての科で)または自立して生活できる援助が欲しい。家族に迷惑かけたくない。自立したいと言うのは贅沢なんですか？

118	障害者を助けてくれる人達へのサービスの充実
119	自宅付近の道路をなおしてほしい（ガタガタ言う）自宅アパートの階段をなおしてほしい。
120	商業施設の駐車場は仕方ないと思えるのですが、医療センターの駐車場はもう少し考えて欲しいです。それなりの障害者の人達が通院している場所で時間がかかります。申請して許可証をもらっていますが、歩ける方と車イス、老人、妊婦の必要度で駐車場指示をしてもらいたいです。
121	発達障害のグレーな方向けの集まり、勉強会、交流会、相談会などができる窓口を作って欲しい。駐車場から施設までが遠かったりして、てんかん発作時に運び出す事が難しかった。障害者に対する理解を深めるために困っている人から話を直接聞いて欲しいです。グレーの子達に対する相談所を設けてくれないと更に増えるような気がします。対応を学び変える事で成長できるような気がします。
122	・ 他人に迷惑をかけてしまう。 ・ 災害時預かってくれる施設があると助かる。 ・ 他人に理解してもらえない ・ 日曜日に利用できる事業所がなくて困っている。 ・ 親も高齢で障害者をいつまでみれるかわからないのに病気、障害があるため入れる施設がない。 ・ 施設の予約が多く親に何かあったら今後どうしていいかわからない不安。 ・ 施設に入れないから自宅でみているため自宅の負担が大きい。 ・ 障害者の程度によってもっと支援が欲しい。 ・ 施設、事業所を開所する時には障害者のために開所するのに施設事業所の都合で今までできていたものが利用できない。職員の方も大切ですが、弱い障害者は利用できず、家族も困っています。 ・ 障害者の程度に合わせたサービス、施設がたくさんあるといいと思います。 ・ 障害者をみている家族にいろいろな情報が欲しい。
123	障害福祉課は1階に作って欲しい。駐車場が近いと便利です（雨が降った時に困ります）。エレベーターも広めに作って欲しい。子供が大人になっても安心して暮らせるグループホームが増えて欲しい。大きな施設では目が届かないので小規模な所で暮らすのが理想です。
124	障害者に対してまだまだ差別や偏見がある。理解を少しでもしてもらえるといじめ等もなくなるかな・・・小学校のうちから障害者に対しての授業等もっと多くあっていいかと思います。大人になってからの交通手段も難しい。

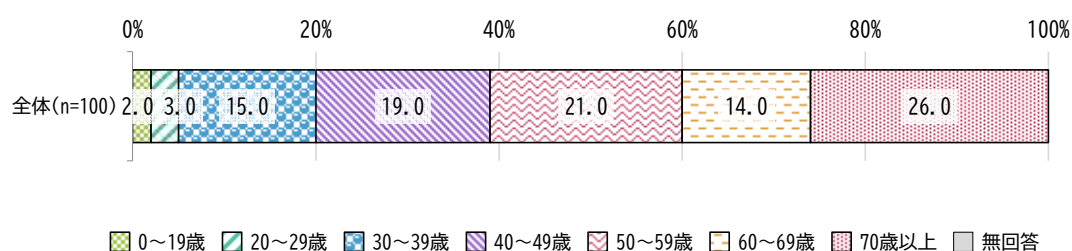
125	選挙券が来た時に郵便投票もめんどくさいので施設内や病院で投票できたら楽です。
126	通所の利用者でもお泊まりが何回もできている人もいるのに全く利用できない人もいる。その辺りはなぜと思うことがある。練習もできない。職員が足りないと言われることが多く、半分はあきらめている。将来親が見れなくなった時に入れる施設が今のうちから予約できたら安心。出来るならやはり大村の施設がいいが、今ないのであれば大村以外を探す事になるので今のうちにそんな施設ができる、あると相談支援員さんから提案、連絡が欲しいです。安心して障害があっても親も子も過ごせる未来の保証が欲しいです。よろしくお願いします。
127	現在諫早特別支援学校に通学しています。けいれんと気管切開をしているため通学バスに乗ることができず、毎日往復1時間以上かけて親に車で送迎してもらっています。通学バスに乗る事ができるようになるか、他県（確か京都）でも実例がありますが、介護タクシーに訪問看護師さんを同乗してもらい通学できるようにして欲しいです。現在小学1年生ですが、高校まで通学するならばあと12年間あります。その間に変わってくれることを切に願います。よろしくお願いします。
128	選挙の投票の時、身体が不自由なので何回もジロジロ見られて悲しかった。身体が自由があまりきかないので身体障害者デイサービスとみのはらのような所をもうひとつ中央部に作ってもらいたい。毎日に行けないけど週1回位行きたいけど、とみのはらは遠いので行けない。
129	来年度卒業して生活介護を利用予定ですが、仕事を続けられるか不安です。営業時間が事業所によって違いがあり、送迎時間も合わせるのが難しいと感じています。
130	平成18年10月本格施行自立支援法の後見人制度は完璧であるか？障害者年金の管理は充分なのか（横領）？

131	・B型就労後、日中一時を利用したいのですが、利用できる事業所、日数が全く足りません。なので、親が就労したくてもできません。家以外での楽しく過ごせる場所を増やして下さい。 ・アンケートの集計を市のホームページに乗せて下さい。 ・放デイを利用できる日数が少ないのと聞いた事があります。親の就労に制限がかかったり、子の療育が充分に出来ません。必要とする人への日数利用出来るように対策をお願いします。必要とする方々は減りはしないと思うので。 ・安心して利用できるグループホームの増設をお願いします。今障害のあるなしに関わらず明日は自分の事として。 ・当事者家族にできる事があれば協力します。 ・このアンケートを返送してしまったら担当者等が手元に残りません。
132	大村市は本当に住みやすい所だと思っています。できればこのまま住み続けたいと思いますが、福祉、特に発達障害を含む見た目には理解が難しい人への対応はまだまだだと思っています。このアンケートはとても読みにくいと思います。ふりがなふってあればと思われるかもしれませんが、文字が多すぎて何を書かれているかわかりにくく行間も狭いためとても見にくいです。多分福祉の現状はこれなんだなと思います。
133	楽しそうなイベントが大村には沢山ありますが、出掛けとなると車イスでは大変です。子どもメインのものは障害児でも参加できるような企画があると嬉しいなと思います。
134	障害のある当事者、家族、支援者が日頃感じている事、要望などを行政に伝える機会が無いので今回のアンケート調査は有り難いと思いました。無作為に選んだとの事だったので今回選ばれなかったけど、声を届けたかった人、手帳を取得出来ないけど発達障害など支援を必要としている人（例えば放課後デイサービスを利用している子を持つ保護者、支援者）へも定期的にアンケート調査の実施、意見、要望をいつでも気軽にメールできる障害福祉課独自の投稿フォームがあればいいなと思いました。障害のある子どもに関しては障害福祉課だけでなく、教育委員会、子ども未来部にも関わる内容も多いので相談へ行っても、たらい回しされる事のないよう情報を共有し対処して頂ければと思います。どうぞよろしくお願い致します。
135	放課後等デイサービスの利用時間が17時までと短く高校生は利用しづらく30分も利用できない時がある。19時位まであれば宿題もできる。

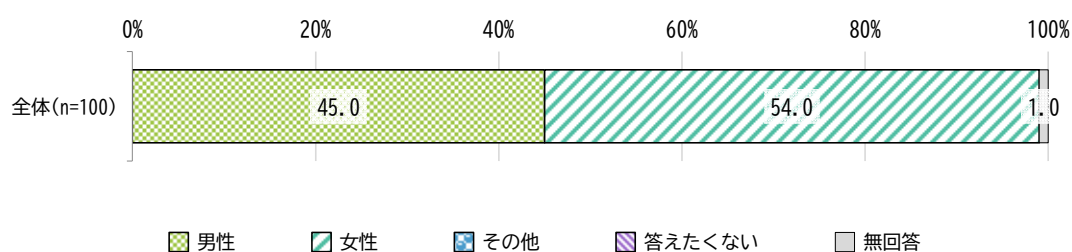
136	高1の息子は0歳の時に肝移植をしました。軽度の知的障害もあります。毎日朝と夕に免疫抑制剤など7種類の薬を飲んでいます。3ヶ月に1回長大病院へ私(母)が付き添い高速バスに乗り受診しています。20歳までは小児慢性がきくそうで月に15,000円の支払いですんでいます。下に健常兄の兄弟が2人います。主人は公務員で所得にギリギリひっかり数年前から児童手当が減額されたままです。東京と埼玉に住んで居た時、中学卒業まで医療費は0円でした。大村もそうあってほしいものですが、せめて子ども医療を高校生まで延長してください。アトピーもひどいので皮膚科にも通院しています。中学を卒業した時点で障害者福祉医療の申請をしましたが、案の定却下されました。この所得制限とは一体なんなのですか？このままでは小児慢性が終われば高額な薬代と病院代を支払うことになります。ただ生きるだけでお金がかかるのに、兄弟もいてお金がかかるのに。これからのことが不安でしょうがありません。どうにか助けて頂きたいものです。勝手に高所得者にされていますが裕福でもなんでもありません。高校の就学奨励費も皿なので支給されません。入学用品10万以上支払いました。放課後デイサービスも上限37,200円なので(23日/月)利用した分全て支払うという形です。なので月10日までと決めています。
137	障害者雇用でも賃金をもっと上げて欲しい。一人暮らしは厳しいです。
138	マイナンバー受け取りなど、障害があっても必ず来いと言われた。家族の負担などを考えてもう少し柔軟に対応していただけるとありがたいです。
139	重度、身体不自由の子どもでもゆっくり楽しんで遊べるボールプール、トランポリン等雨が降っても室内で遊べる公園施設のようなものができたら嬉しいです。トイレ事情などもありますので、障害、車いすの方&身体不自由の方のおむつ替えなども落ち着いてできる広いトイレなども含めて少しずつでも・・・・・・外出時に気がねする事なく使用出来る施設、設備が増えてくれたらなあ～と思っています。(衛生面などの配慮も・・・・)
140	強い意思を持って未記入
141	障害年金でないと経済的に苦しい、診断書代も高いし
142	手続きするとき、福祉課とか市役所のスタッフの話す内容がわかりづらい

◆一般市民調査

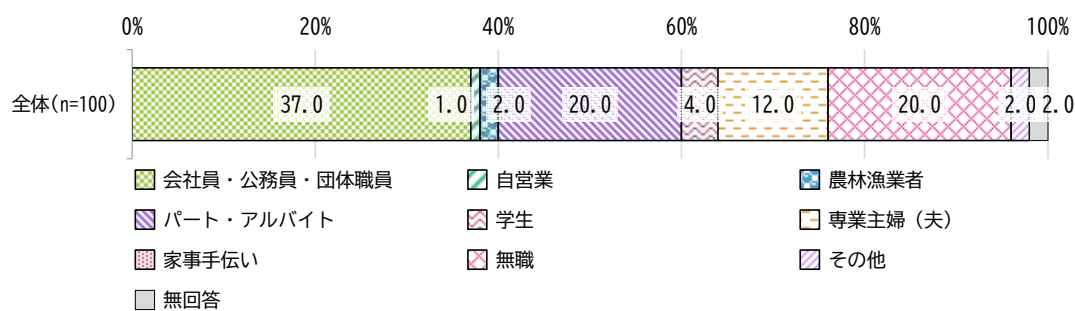
① あなたの年齢はいくつですか。



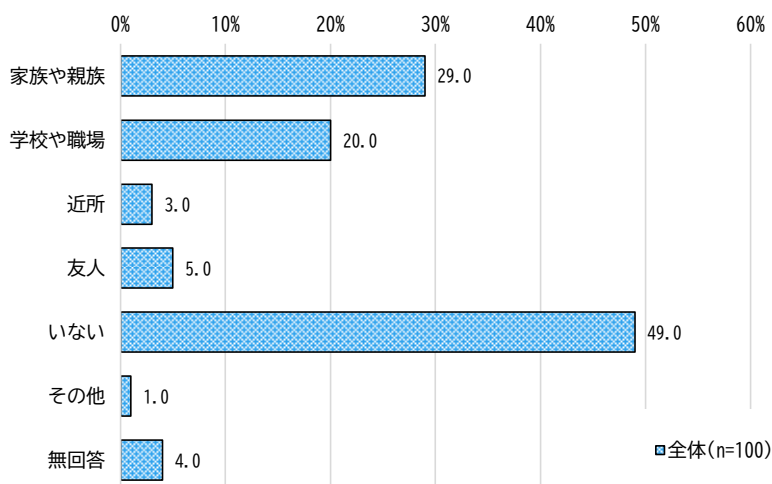
② あなたの性別は何ですか。



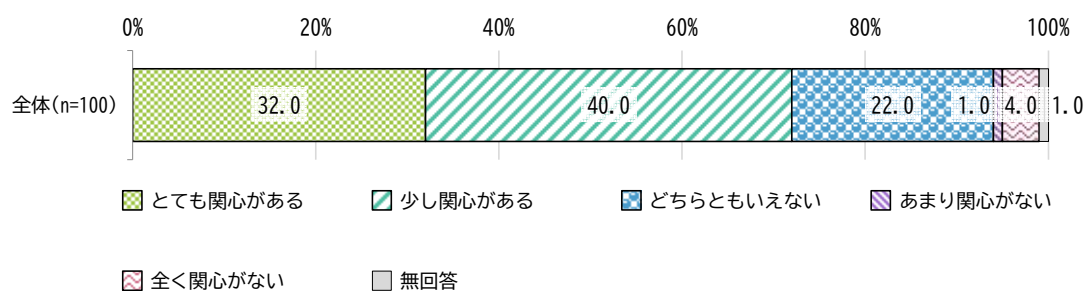
③ あなたの、現在のお仕事についておうかがいします。



④ 身近に障がいのある人はいますか。(複数回答)

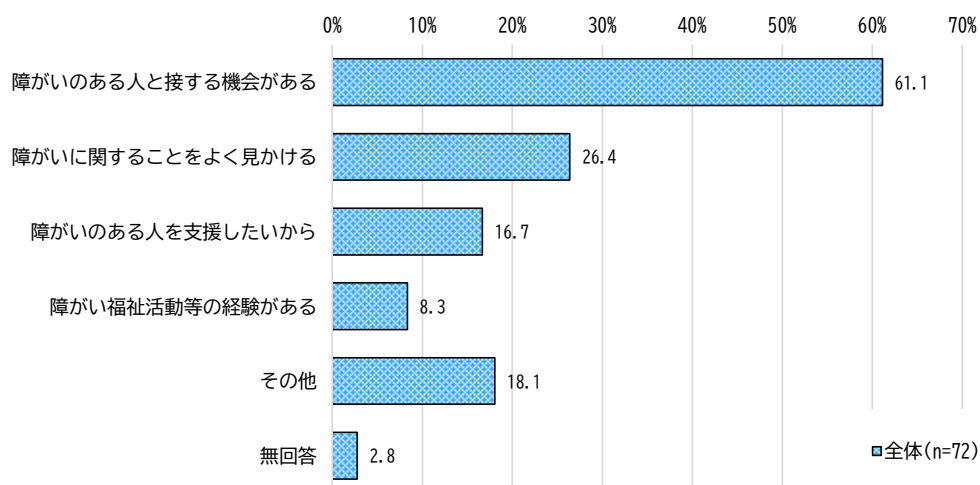


⑤ 障がい福祉への関心度について、あてはまるものをお答えください。



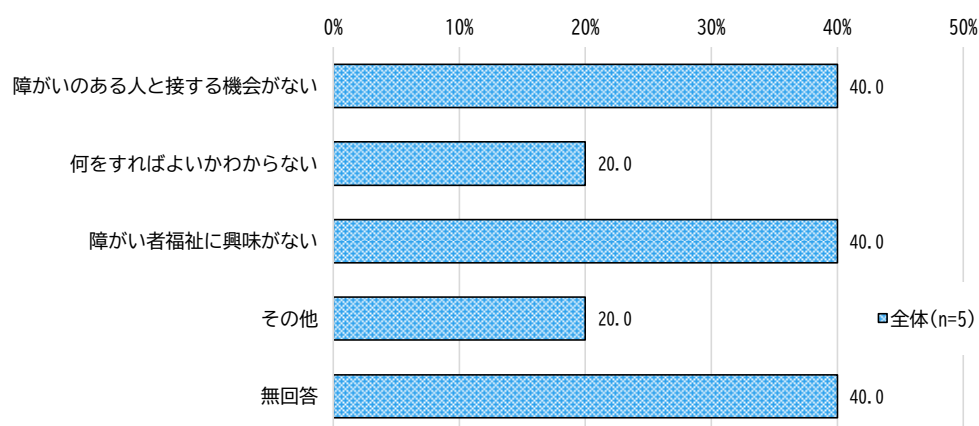
⑥ 関心がある理由は何ですか。(複数回答)

※⑤「とても関心がある」、「少し関心がある」を回答した方

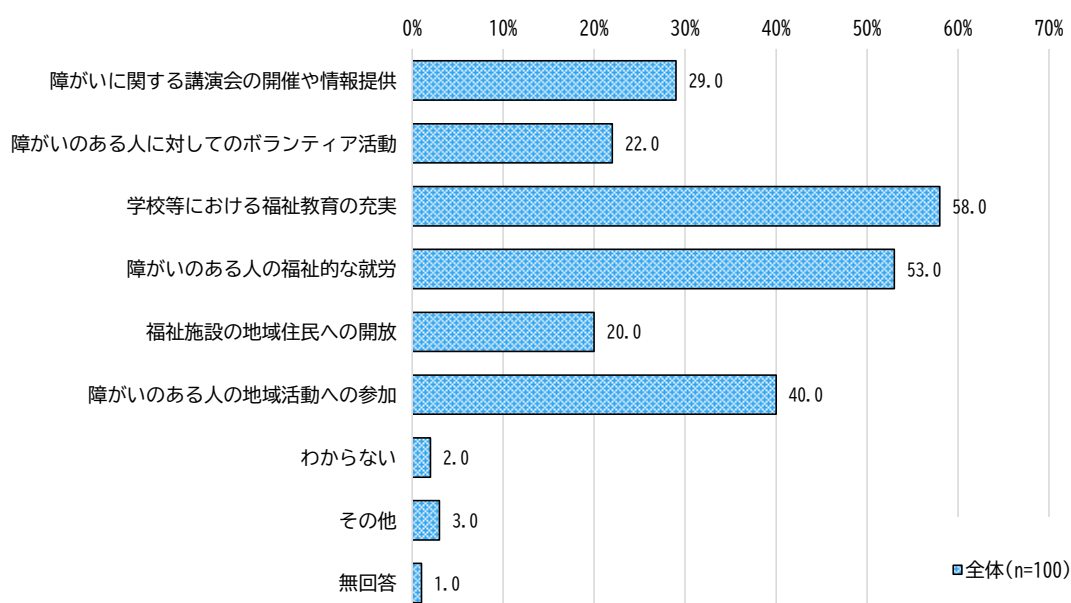


⑦ 関心がない理由は何ですか。(複数回答)

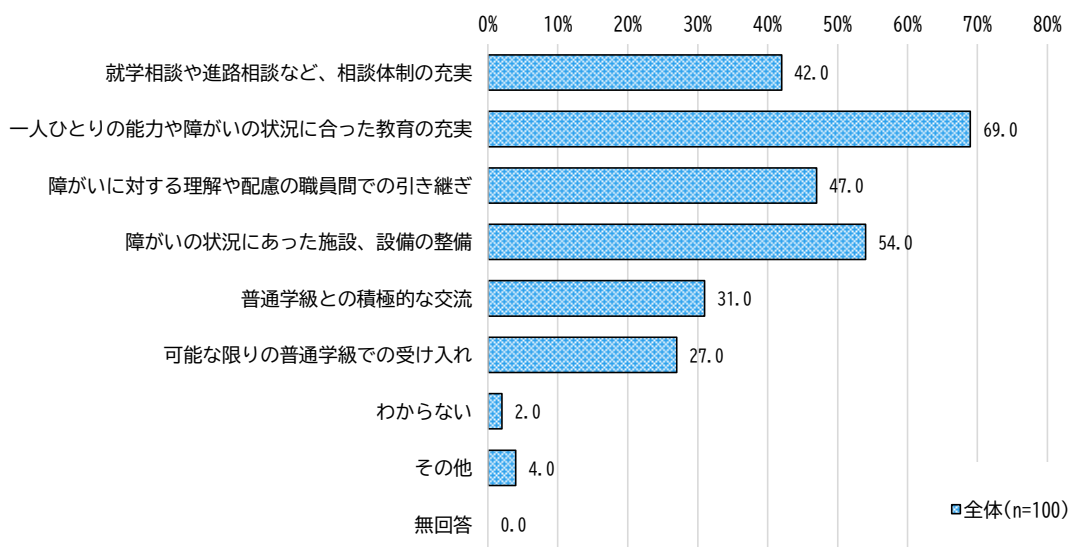
※⑤で「障がいのある人を支援したいから」、「障害福祉活動等の経験がある」と回答した方



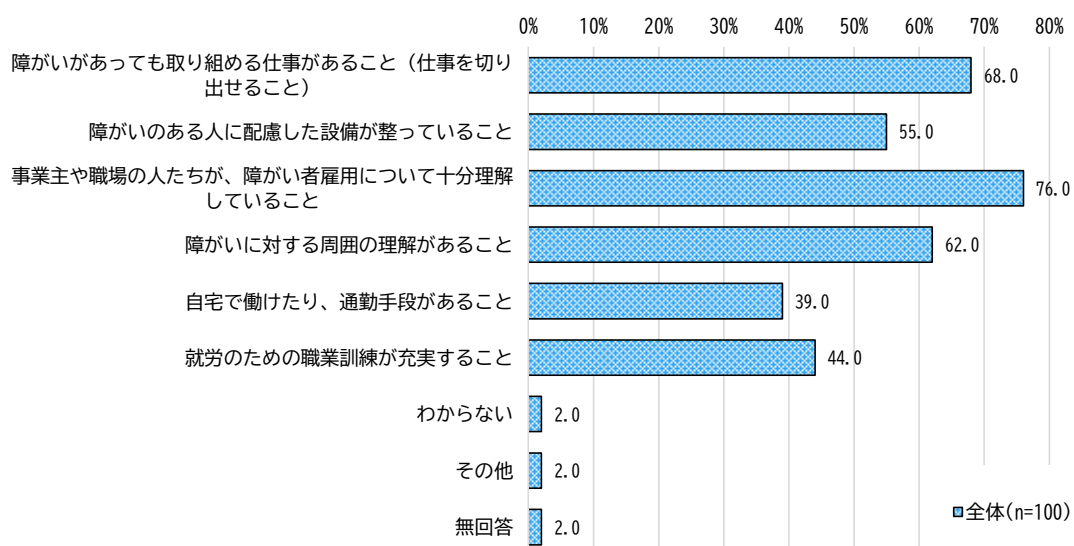
⑧ 障害のある人が、地域で自立した生活を送り積極的に社会参加できるようになるために、市民の理解に必要なことは何ですか。(複数回答)



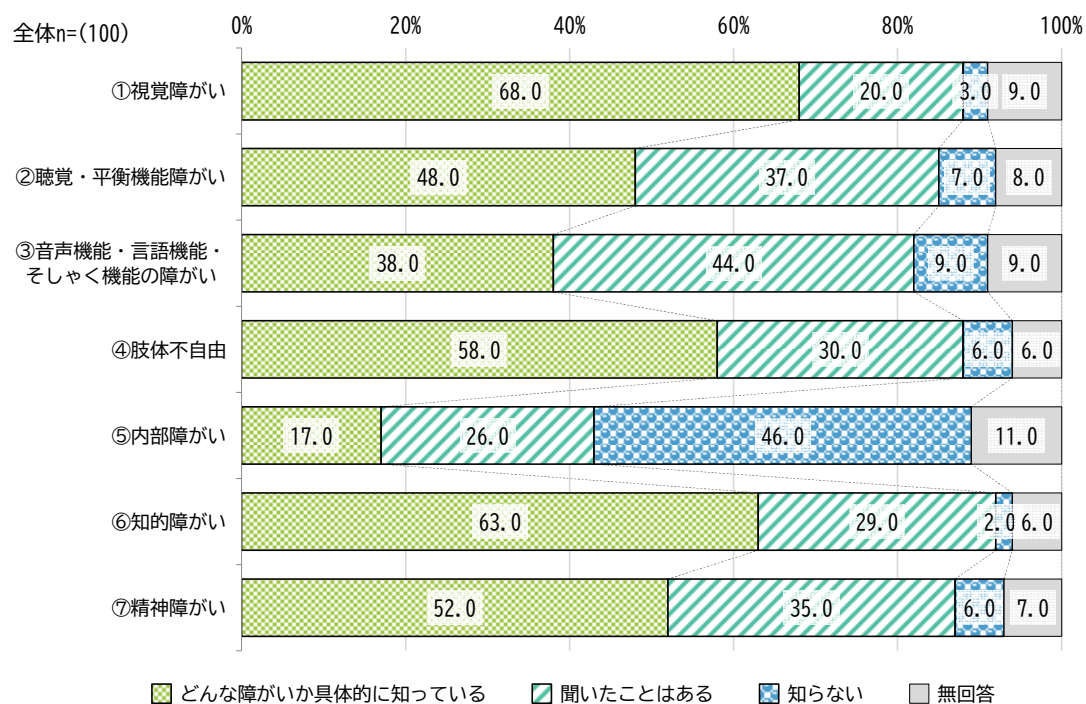
⑨ 障害のある児童・生徒の教育に関し、どのようなことが必要であると思いますか。(複数回答)



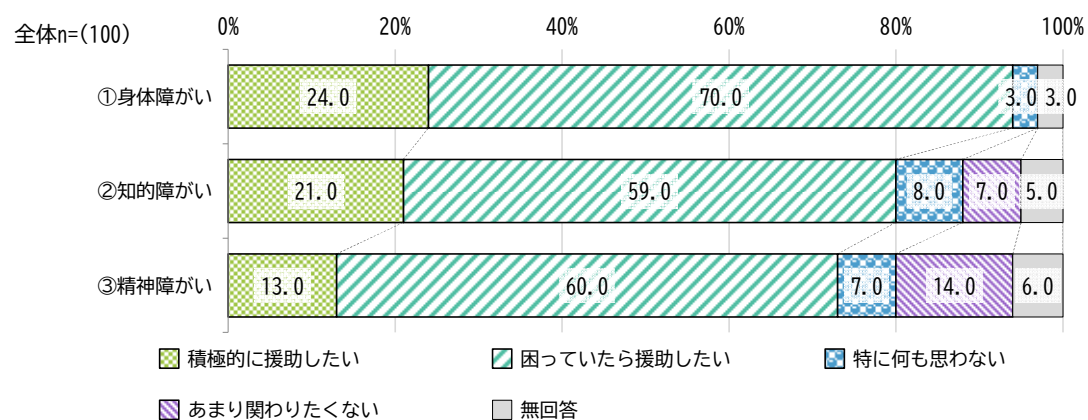
⑩ 現在、障害のある人への就労支援施策が推進されています。あなたは、障がいのある人が働くために、どのような条件が必要だと思いますか。(複数回答)



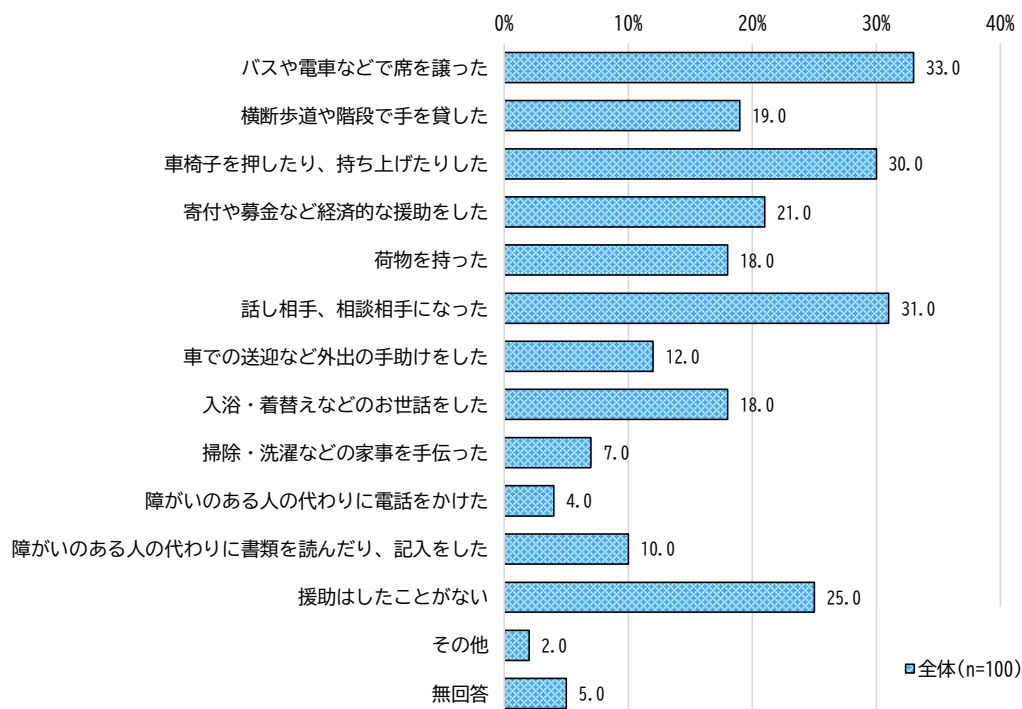
⑪ それぞれの障がいの認知度について（それぞれに○）



⑫ 障がい者への援助に対する意識について（それぞれに○）

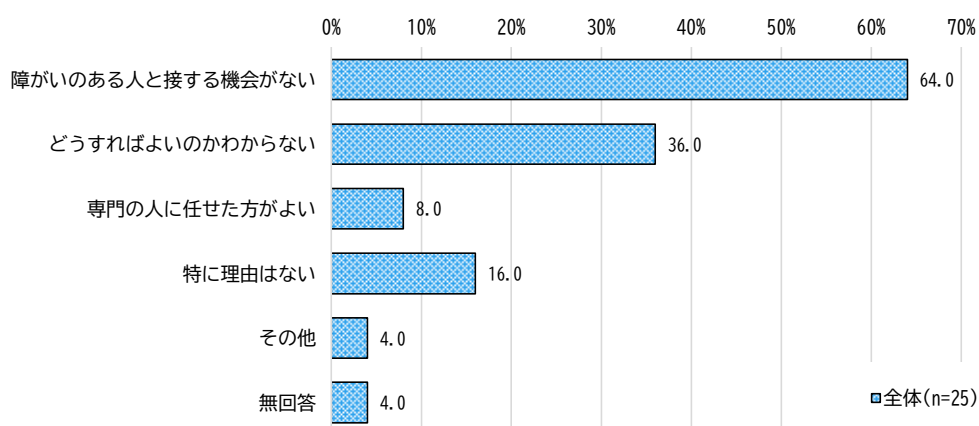


⑬ 障がいのある人に対して、何らかの援助をしたことがありますか。(複数回答)

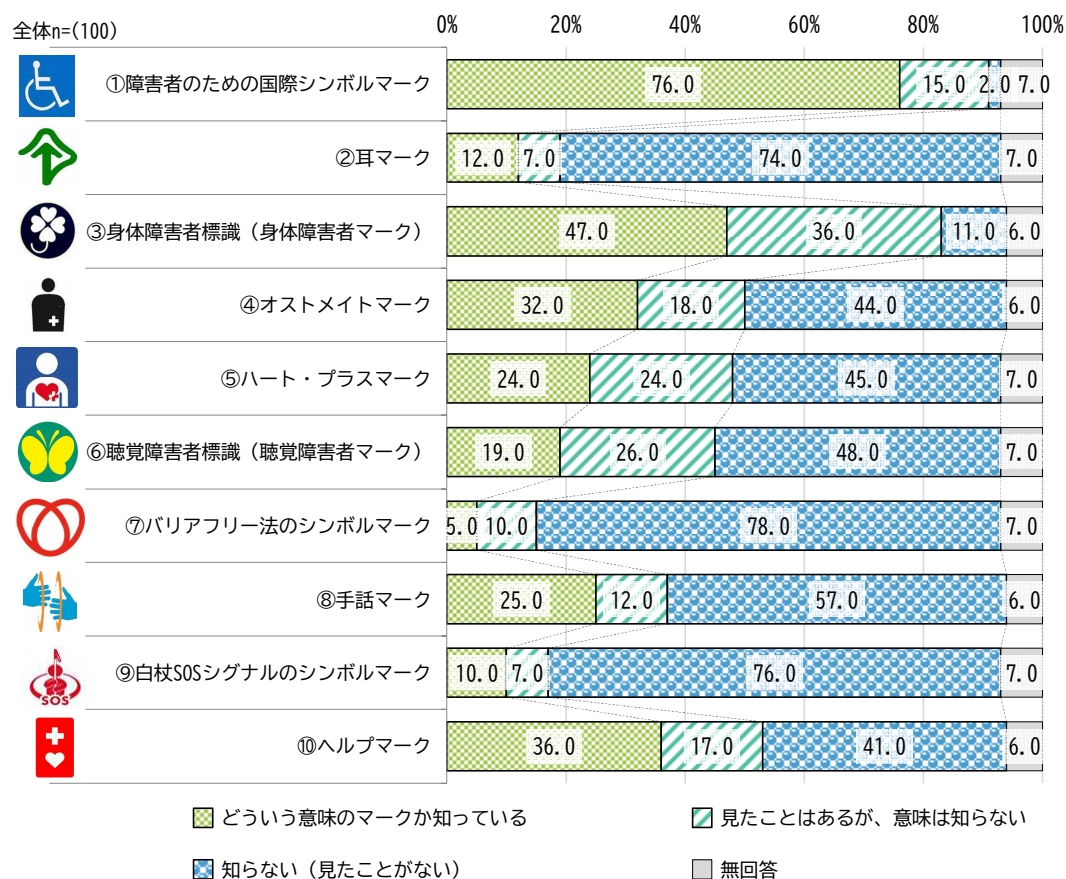


⑭ 援助をしたことがない理由は何ですか。(複数回答)

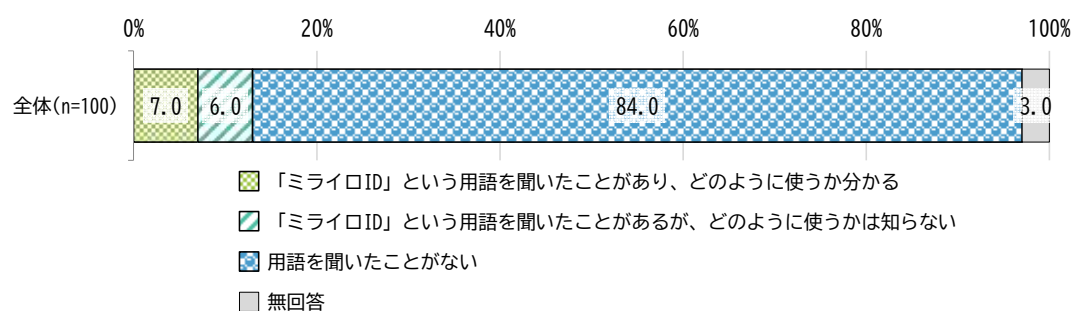
※⑬で「援助はしたことがない」と回答した方



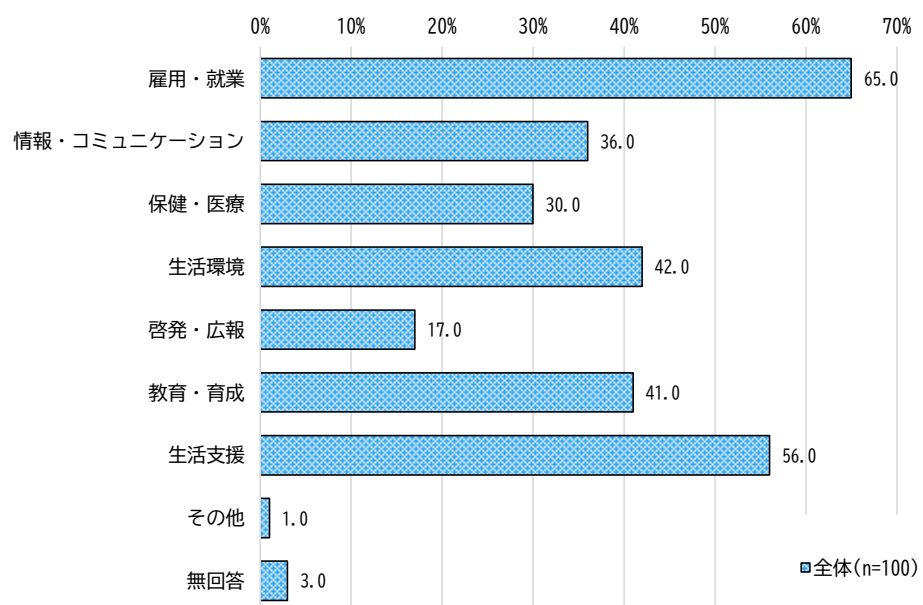
⑮ 障がい者マークの認知度



⑯ 障害者手帳アプリ「ミライロID」を知っていますか。



⑰ 充実させる必要があると思う障がいに関する施策は何ですか。(複数回答)



⑱ その他、障がい者（児）に関することで市への要望があればお聞かせください。

No.	意見
1	問15の「障がい者マーク」大村市の広報紙にいれてもらえたら関心度が高まると思います。
2	マーク等あまりの無知にガックリです。
3	昨年亡くなった姉のこともあり少し興味があり改めて勉強になりました。ありがとうございました。
4	障がい者（児）支援に関わる支援者の育成について、今後の方針など知りたい（参画させて頂きたい）。
5	就労支援を考えている。事業者向けの窓口がどこにあるのかわからないのでわかりやすくしてくれると良いと思います。
6	障がい者へのケアがもっと～必要だと思う
7	スポーツ大会・交流 Vファーレン球場
8	様々な障がいについて学校で子供の頃から教育し理解してもらう事がとても重要だと思います。理解のない人の心ない言葉により傷つくことがないようにしてほしい。

4 障害福祉サービス事業所一覧

■居宅介護

	名称	定員	指定年月日	所在地	連絡先(電話)
1	居宅介護事業所 ひよこの家	-	H20.7.1	856-0027 大村市植松3丁目780番地15	0957-52-5683
2	クオレ	-	H22.11.1	856-0009 大村市松原本町408番地2	0957-56-8457
3	泉の里ホームヘルパー派遣事業	-	H27.10.1	856-0831 大村市東本町583番地	0957-54-2105
4	合同会社 優倫会 ホームヘルパーステーション絆(きずな)	-	H24.3.1	856-0028 大村市坂口町477番地1	0957-20-8066
5	社会福祉法人 この海会 ヘルパーステーション スマイル	-	H18.10.1	856-0835 大村市久原1丁目595番地1	0957-46-6583
6	スマイルケア	-	H18.10.1	856-0807 大村市宮小路1丁目281-2	0957-27-4899
7	セントケア大村	-	H23.10.1	856-0826 大村市東三城町7番地9 フジビル201	0957-52-7101
8	トータルサポート 太陽	-	H20.1.1	856-0018 大村市今富町649-7	0957-46-8329 0957-47-8444
9	福祉生協ヘルパーステーションいきいき大村	-	H18.10.1	856-0829 大村市松山町613-1	0957-47-8666
10	ホームヘルパーしんり	-	H18.10.1	856-0824 大村市水田町753-10	0957-48-6040
11	ホームヘルパーステーション 慈恵荘	-	H28.4.1	8560806 大村市富の原2丁目6-1	0957-28-8150
12	ヘルパーステーション樺	-	H18.10.2	856-0802 大村市皆同町35-3	0957-55-0503
13	ホームヘルプ菜の花	-	H29.2.1	856-0023 大村市上諏訪町1629-22	0957-51-6746
14	トータルケアなないろ	-	H29.10.1	856-0813 大村市西大村本町343 泰晃ビル2F	0957-51-1015
15	ケアヘルパー泉の里	-	H 27.10.01	856-0041 大村市徳泉川内829番地	0957-54-2106
16	ヘルパーステーション秋櫻	-	H30.8.1	856-0024 大村市諏訪2丁目576番地4	0957-20-7700
17	ニチケアセンター大村	-	H30.9.1	856-0024 大村市諏訪2丁目521-1将ビル104	0957-49-5496
18	ヘルパーステーションゆかり	-	R3.10.1	856-0807 大村市宮小路213-10	0957-47-8331
19	居宅介護 ゆめ	-	R5.11.1	856-0817 大村市古賀島町501-5 コーポ古賀島102号	0957-33-9151

■重度訪問介護

	名称	定員	指定年月日	所在地	連絡先(電話)
1	泉の里ホームヘルパー派遣事業	-	H18.10.1	856-0831 大村市東本町583番地	0957-54-2105
2	居宅介護事業所 ひよこの家	-	H27.2.1	856-0835 大村市久原1丁目3-20番	0957-52-5683
3	クオレ	-	H22.11.1	856-0009 大村市松原本町408番地2	0957-56-8457
4	合同会社 優倫会 ホームヘルパーステーション絆(きずな)	-	H24.3.1	856-0028 大村市坂口町477番地1	0957-20-8066
5	社会福祉法人 この海会 ヘルパーステーション スマイル	-	H18.10.1	856-0835 大村市久原1丁目595番地1	0957-46-6583
6	スマイルケア	-	H18.10.1	856-0807 大村市宮小路1丁目281-2	0957-27-4899
7	セントケア大村	-	H23.10.1	856-0826 大村市東三城町7番地9 フジビル201	0957-52-7101
8	トータルサポート 太陽	-	H20.1.1	856-0018 大村市今富町649-7	0957-46-8329
9	福祉生協ヘルパーステーションいきいき大村	-	H18.10.1	856-0829 大村市松山町613-1	0957-49-0876
10	ホームヘルパーしんり	-	H18.10.1	856-0824 大村市水田町753-10	0957-48-6040
11	ホームヘルパーステーション 慈恵荘	-	H18.10.1	856-0806 大村市富の原2丁目6-1	0957-28-8150
12	ヘルパーステーション樺	-	H18.10.2	856-0802 大村市皆同町35-3	0957-55-0503
13	ホームヘルプ菜の花	-	H29.2.1	856-0023 大村市上諏訪町1629-22	0957-51-6746
14	トータルケアなないろ	-	H29.10.1	856-0813 大村市西大村本町343 泰晃ビル2F	0957-51-1015
15	ヘルパーステーション秋櫻	-	H30.8.1	856-0024 大村市諏訪2丁目576番地4	0957-20-7700
16	ニチケアセンター大村	-	H30.9.1	856-0024 大村市諏訪2丁目521-1将ビル104	0957-49-5496
17	ヘルパーステーションゆかり	-	R3.10.1	856-0807 大村市宮小路213-10	0957-47-8331
18	居宅介護 ゆめ	-	R5.11.1	856-0817 大村市古賀島町501-5 コーポ古賀島102号	0957-33-9151

■短期入所

	名称	定員	〒	所在地	連絡先(電話)
1	三彩の里	2	856-0016	大村市原町802番地1	0957-55-8833
2	鈴田の里	5	856-0845	大村市大里町1150番地	0957-53-0054
3	デイサービスわくわく	5	856-0845	大村市大里町1150番地	0957-53-0054
4	短期入所事業 アトム	6	856-0845	大村市大里町39番1	0957-52-3114
5	さつき園	3	856-0032	大村市東大村1丁目2270番地77	0957-54-5023
6	生活介護事業所 希	6	856-0024	大村市諏訪1丁目749番地5	0957-56-8306
7	彩(さい)	4	856-0805	大村市竹松本町676番地1	0957-55-0177
8	短期入所事業 At Home あとむ	2	856-0845	大村市大里町39番地1	0957-52-3114
9	こすもすⅦ	16	856-0813	大村市西大村本町353番地	0957-52-0255
10	みさかえの園あゆみの家	4	856-0835	大村市久原2丁目1346番地1	0957-27-3115
11	短期入所施設はなあかり	4	856-0002	大村市東野岳町1163番地2	0957-46-3117
12	グループホームケイ・コムの家	7	856-0844	大村市満陸町346番地2	0957-56-8591
13	レジデンス大村	4	856-0828	大村市杭出津3丁目353番地1	0957-50-3767
14	ビレッジ大村	1	856-0835	大村市久原2丁目1194番地5	0957-51-0300

■生活介護

	名称	定員	指定年月日	所在地	連絡先(電話)
1	鈴田の里	50	H24.3.1	856-0845 大村市大里町1150	0957-53-0054
2	デイサービスセンター とみのほら	20	H18.10.1	856-0806 大村市富の原2丁目5-5	0957-55-7555
3	デイサービスわくわく	20	H25.11.1	856-0845 大村市大里町1150	0957-53-0054
4	三彩の里	24	H21.4.1	856-0016 大村市原町802-1	0957-55-8833
5	デイサービス ふわり	20	H21.5.1	856-0804 大村市大川田町434番地2	0957-56-9000
6	指定生活介護事業所 とよたけ	14	H21.10.1	856-0847 大村市西部町1019番地1	0957-53-7581
7	さつき園	40	H23.10.1	856-0032 大村市東大村1丁目2270-77	0957-54-5023
8	生活支援センター アトム	20	H25.3.1	856-0845 大村市大里町39-1	0957-52-3114
9	ワーキングヒルズ	15	H25.5.1	856-0017 大村市荒瀬町463-1	0957-55-6011
10	生活介護事業所 希	15	H25.4.1	856-0041 大村市徳泉川内町490-1	0957-56-8306
11	フォレストおおむら	10	H27.10.1	856-0042 大村市平町1851-8	0957-47-6936
12	デイサービスセンター ふる里	37	H21.9.10	856-0021 大村市鬼橋町1416番地	0957-27-4500
13	デイサービス絆	12	H21.9.10	856-0028 大村市坂口町413番地	0957-20-8055
14	ほのぼのハウス	20	H21.9.10	856-0829 大村市松山町460番地2	0957-20-8885
15	松原のさと	30	H22.5.1	856-0009 大村市松原本町274番地	0957-56-2378
16	泉の里デイサービス	60	H24.3.1	856-0831 大村市東本町583番地	0957-54-2105
17	あいたすデイサービス	15	H26.5.1	856-0826 大村市東三城町186番地1	0957-53-8028
18	ゆたかカレッジ長崎キャンパス	6	R2.5.1	856-0828 大村市杭出津3丁目353-6	0957-49-6000
19	彩(さい)	20	H29.7.1	856-0805 大村市竹松本町676番地1	0957-55-0177
20	デイサービス 悠久ひろば	35	H30.11.1	856-0002 大村市東野岳町1699番地4	0957-27-4017
21	デイサービス ひこばゆ	30	H30.11.1	856-0008 大村市松原2丁目219番地1	0957-47-5126
22	宅老所 悠	10	H30.11.1	856-0002 大村市東野岳町1704番地2	0957-46-5877
23	みさかえの園あゆみの家 通所 ひばり	5	H31.4.1	856-0835 大村市久原2丁目1346-1	0957-27-3115
24	Risana520	6	H31.4.1	856-0021 大村市鬼橋町1419-2	0957-47-5208
25	生活介護事業所さざんか	20	R1.10.1	856-0002 大村市東野岳町1163	0957-46-3117
26	デイサービス楽々園	14	R3.7.1	856-0807 大村市宮小路3丁目1394番地2	0957-42-4116
27	ライフサポート ネオ	10	R3.10.1	856-0845 大村市大里町35番地5	0957-52-3114
28	STAY.by Risana520	6	R5.4.1	856-0021 大村市鬼橋町1419番地2	080-2595-7373
29	geluk(ヘルック)	20	R5.4.1	856-0032 大村市東大村2丁目1112番93	0957-47-7745

■施設入所支援

	名称	定員	〒	所在地	連絡先(電話)
1	三彩の里	50	856-0016	大村市原町802番地1	0957-55-8833
2	障害者支援施設 パールハイム	40	856-0046	大村市木場2丁目463番地1	0957-53-6709
3	鈴田の里	50	856-0845	大村市大里町1150番地	0957-53-0054

■療養介護

	名称	定員	〒	所在地	連絡先(電話)
1	みさかえの園あゆみの家	110	856-0835	大村市久原2丁目1346番地1	0957-27-3115

■グループホーム

	名称	定員	指定年月日	所在地	連絡先(電話)
1	グループホーム カサロツサ	-	H23.4.1	856-0016 大村市原町955-2	0957-55-3182
2	大村地域生活支援センター	113	H24.10.1	856-0841 大村市陰平町57-1	0957-46-6581
3	指定共同生活介護援助事業所 三浦の里	40	H24.10.1	856-0847 大村市西部町1016番地1	0957-53-7511
5	グループホーム癒	14	H25.3.1	856-0020 大村市小路口本町504番地3	0957-27-4311
4	グループホーム ばびるす	4	H25.5.1	856-0028 大村市坂口町1122-1	080-5278-7696
6	レジデンス大村	20	H26.9.1	856-0828 大村市杭出津3丁目353-1	0957-50-3767
7	グループホーム ピアハウスビハーラ	16	H27.9.1	856-0804 大村市大川田町868番地7	0957-55-6285
8	グループホームケイ、コムの家 絆	7	H28.6.1	856-0844 大村市清陸町346番地2	0957-56-8591
9	共同生活援助事業所 美珠	13	H28.7.1	856-0046 大村市木場2丁目463-1	0957-53-6709
10	グループホーム 元気ハウス	11	H30.11.1	856-0826 大村市東三城町11-4	0957-47-6095
11	こすもすⅦ	16	H31.1.1	856-0813 大村市西大村本町353番地	0957-52-0255
12	グループホームSuisai	20	R1.10.1	856-0804 大村市大川田町991-1	0957-56-9002
13	At Home あとむ	7	R2.5.1	856-0845 大村市大里町39番地1	0957-53-6723
14	ビレッジ大村	9	R2.7.1	856-0835 大村市久原2丁目1194番地5	0957-51-0300
15	ふれあいサービス支援グループ わおん奏	17	R3.7.1	856-0027 大村市植松3丁目645番地56	0957-54-1551
16	わおん大村赤佐古	29	R4.1.1	856-0048 大村市赤佐古町1134番地1	095-846-9612
17	ヒーリングハウス宙	10	R4.7.1	856-0828 大村市杭出津2丁目762番地19	080-6133-4284

■自立生活援助

	名称	定員	〒	所在地	連絡先(電話)
1	わかば		856-0832	大村市本町458番地2	0957-52-9974

■自立訓練(生活訓練)

	名称	定員	〒	所在地	連絡先(電話)
1	指定自立訓練(生活訓練)事業所 とよたけ	6	856-0847	大村市西部町1019番地1	0957-53-7511
2	ゆたかカレッジ長崎キャンパス	10	856-0828	大村市杭出津3丁目363番地1	0957-49-6000
3	就労継続支援B型事業所 ライフアップ奏	6	856-0020	大村市小路口本町360番地1	0957-54-1551

■就労移行支援

	名称	定員	〒	所在地	連絡先(電話)
1	就労移行支援事業所 セルフ大村	6	856-0847	大村市西部町1016番地1	0957-53-7511
2	障がい者就労支援施設 きらく大村	6	856-0813	大村市西大村本町366-1	0957-52-2300
3	グッド・バランス	10	856-0831	大村市東本町275番地	0957-46-3228
4	ゆたかカレッジ長崎キャンパス	8	856-0828	大村市杭出津3丁目363-6	0957-49-6000
5	就労継続支援B型事業所 ライフアップ奏	6	856-0020	大村市小路口本町360番地1	0957-54-1551

■就労継続支援(A型)

	名称	定員	〒	所在地	連絡先(電話)
1	障害者支援施設 パールハイム	10	H24.3.1	856-0046 大村市木場2-463-1	0957-53-6709
2	障がい者就労支援施設 きらく大村	10	H25.3.1	856-0813 大村市西大村本町366-1	0957-52-2300
3	就労支援センター 愛	20	H26.11.1	856-0828 大村市杭出津2丁目1240 1F	0957-55-2962
4	グッド・バランス	10	H29.10.1	856-0831 大村市東本町275番地	0957-46-3228

■就労継続支援(B型)

	名称	定員	〒	所在地	連絡先(電話)
1	大村さくらの家	30	H20.4.1	856-0046 大村市木場1-1106-11・12	0957-54-8422
2	特定非営利活動法人 癒	20	H20.7.1	856-0808 大村市黒丸町221番地1	0957-55-3258
3	キッチンあい彩館	20	H23.1.1	856-0841 大村市陰平町57-1	0957-46-6585
4	就労継続支援B型事業所セルフ大村	34	H21.3.1	856-0847 大村市西部町1016番地1	0957-53-7511
5	三彩の里	30	H21.4.1	856-0016 大村市原町802-1	0957-55-8833
6	ワーキングヒルズ	30	H21.4.1	856-0017 大村市荒瀬町463-1	0957-55-6011
7	ワークショップ みらい	20	H21.5.1	856-0841 大村市陰平町1518	0957-53-0054
8	LINO きらめき	20	H21.10.1	856-0846 大村市日泊町234-6	0957-54-6699
9	特定非営利活動法人桜山	20	H22.7.1	856-0046 大村市木場2-573-3	0957-54-5586
10	障害者支援施設 パールハイム	50	H24.3.1	856-0046 大村市木場2-463-1	0957-53-6709
11	いきいき農園	20	H24.3.1	856-0806 大村市富の原1丁目1567-1	0957-47-8335
12	太陽工房	20	H26.10.1	856-0018 大村市今富町656番地5	0957-47-8928
13	フォレストおおむら	10	H27.10.1	856-0042 大村市平町1851-8	0957-78-2121
14	SAKURA+	20	H28.4.1	856-0832 大村市本町438-1	0957-56-9670
15	障がい者就労支援施設 きらく大村	10	H29.5.1	856-0806 大村市富の原1丁目1474番地7	0957-47-9336
16	就労継続支援B型事業所S' more	20	H30.4.1	856-0813 大村市西大村本町343 泰晃ビル	0957-51-1015
17	ふくろうの家	20	H31.4.1	856-0835 大村市久原1丁目3-20番	0957-46-5966
18	L village	20	R2.6.1	856-0831 大村市東本町104番地7	0957-56-8969
19	グッド・バランス2	20	R3.5.1	856-0832 大村市本町328番地1 2F	0957-46-3366
20	縁	20	R3.6.1	856-0835 大村市久原2丁目1194番地5	0957-46-3720
21	合同会社 あんじゅ	20	R3.11.1	856-0805 大村市竹松本町1051番地5	0957-47-5974
22	就労継続支援B型事業所 ライフアップ奏	20	R4.4.1	856-0020 大村市小路口本町360番地1	0957-54-1551
23	就労継続支援B型事業所コノユビトーマレ	20	R4.8.1	856-0812 大村市杭出津3丁目83番地1	0957-51-5891
24	ビレッジTWO	20	R5.10.1	856-0820 大村市協和町799番地2	0957-51-5612
25	就労継続支援B型 Pastel	20	R5.11.1	856-0027 大村市植松3丁目802番地1	0957-46-5702

■相談支援事業所

	名称	定員	〒	所在地	連絡先(電話)
1	指定相談支援事業所 とよたけ	-	856-0847	大村市西部町1019番地1	0957-53-7581
2	大村市地域生活支援センター ラフ・ラム	-	856-0832	大村市本町458番地2	0957-52-0690
3	相談支援センター スマイル	-	856-0835	大村市久原1丁目595番地1	0957-47-5007
4	相談支援センター 悠	-	856-0002	大村市東野岳町1699番地2	0957-46-5877
5	指定特定相談支援事業所 パール	-	856-0046	大村市木場2丁目463番地1	0957-53-6709
6	相談支援センター 青風	-	856-0813	大村市西大村本町303番地6	0957-47-6172
7	相談支援センター アトム	-	856-0845	大村市大里町39番地1	0957-52-3114
8	相談支援事業所らんぴーど	-	856-0813	大村市西大村本町343 泰晃ビル2F	0957-51-1015
9	あいずサポートセンター	-	856-0806	大村市富の原二丁目140番3	0957-47-8627
10	指定特定相談支援事業所 ゆかり	-	856-0807	大村市宮小路1丁目213番地10	0957-42-3780
11	相談支援事業所あじさい	-	856-0002	大村市東野岳町1163番地2	0957-46-3117
12	COMPASSサポート大村	-	856-0832	大村市本町259番地1 横尾ビル2階	0957-54-3288
13	相談支援事業所 READY	-	856-0832	大村市本町223番地1 セントロビル2階	0957-47-7681
14	相談支援事業所 ぼかぼか	-	856-0046	大村市木場2丁目382番地15	0957-47-9092

■地域活動支援センター

	名称	定員	〒	所在地	連絡先(電話)
1	アトリエぼれぼれ	20	856-0832	大村市本町413番地1大村市こどもセンター内	0957-53-5521
2	地域生活支援センターラム	20	856-0832	大村市本町458番地2	0957-52-0690
3	地域生活支援センター Tomo	10	856-0826	大村市東三城町6番地1	0957-51-6303

■医療型障害児入所施設

	名称	定員	〒	所在地	連絡先(電話)
1	みさかえの園あゆみの家	110	856-0835	大村市久原2丁目1346番地1	0957-27-3115

■児童発達支援(未就学児)

	名称	定員	〒	所在地	連絡先(電話)
1	大村市療育支援センター(ステップ)	10	856-0825	大村市西三城町138番地	0957-53-8200
2	児童発達支援事業所すいすい	10	856-0804	大村市大川田町421番地2	0957-55-3122
3	どれみ	10	856-0808	大村市黒丸町160番地1	0957-47-6631
4	ふぁそら	5	856-0808	大村市黒丸町160番地1	0957-47-6631
5	Risana520	5	856-0021	大村市鬼橋町1419番地2	0957-47-5208
6	チャイルドハート大村	10	856-0027	大村市植松2丁目726番地21 植松インタービル2F	0957-52-0305
7	シーど	10	856-0828	大村市杭出津2丁目587番地2	0957-51-4159
8	こども発達支援センター もみじ	10	856-0814	大村市松並2丁目851番地3	0957-46-3928
9	かしのきランド	10	856-0022	大村市雄ヶ原町1298番地29	0957-46-3110
10	COMPASS発達支援センター大村	10	856-0832	大村市本町259番地1 横尾ビル2階	0957-54-3288
11	発達支援ルーム くじらぐも	10	856-0806	大村市富の原2丁目906番地1-2	0957-46-3396
12	児童発達支援 たっち	10	856-0804	大村市大川田町338番地2	0957-55-4711
13	みさかえの園あゆみの家 通所 ひばり	5	856-0835	大村市久原2丁目1346番地1	0957-27-3115
14	COLOR	10	856-0024	大村市諏訪3丁目73番地1	0957-46-3312
15	COMPASS発達支援センター大村.NEXT	10	856-0807	大村市宮小路1丁目258-7	0957-46-3278
16	児童発達支援サポートゆかり	10	856-0027	大村市植松3丁目630番地3	0957-42-3780
17	COMPASS大村Link	10	856-0832	大村市本町328番地1	0957-46-3238
18	児童発達支援サポートゆかりパステル	10	856-0813	大村市西大村本町359番地	0957-42-3780
19	夢(どりのいむ)	10	856-0024	大村市諏訪1丁目895番地	0957-47-6812
20	おはなのいえ 竹松本町	10	856-0805	大村市竹松本町691-7	0957-47-8993
21	COMPASS児童発達支援センター大村	20	856-0806	大村市富の原1丁目1537番地	0957-47-7838
22	STAY.by Risana520	6	856-0021	大村市鬼橋町1419番地2	080-2595-7373
23	フリースマイル大村草場	10	856-0007	大村市草場町245-12	0957-47-6681
24	COLOR Sun	10	856-0024	大村市諏訪3丁目73番地1	0957-46-3312
25	おはなのいえ宮小路	10	856-0807	大村市宮小路2丁目1309番地2	0957-47-6468
26	カンタービレ	10	856-0801	大村市寿古町812番地11	0957-47-6557

■保育所等訪問支援

	名称	定員	〒	所在地	連絡先(電話)
1	保育所等訪問支援 スキップ	-	856-0832	大村市本町458番地2	0957-52-9974
2	ふわり久原	-	856-0835	大村市久原1丁目595番地1	0957-47-5757
3	子育てステーションこでまりα	-	856-0018	大村市今富町10番地36	0957-51-5329
4	大村市療育支援センター	-	856-0825	大村市西三城町138番地	0957-53-8200
5	Risana520	-	856-0024	大村市鬼橋町1419-2	0957-47-5208
6	COLOR	-	856-0024	大村市諏訪3丁目73番地1	0957-46-3312
7	児童発達支援 たっち	-	856-0806	大村市大川田町338-2	0957-55-4711
8	サンクスラボ・アフタースクール大村	-	856-0843	大村市今村町72番地3	0957-56-8650
9	サンクスラボ・アフタースクール西本町	-	856-0837	大村市西本町538番地3	0957-46-5773
10	フリースマイル大村	-	856-0832	本町223番地1 セントロビル3F	0957-46-5990
11	おはなのいえ 本場	-	856-0046	大村市本場2丁目382番地18	0957-47-6468
12	COMPASS児童発達支援センター大村	-	856-0807	大村市宮小路1丁目258番地7	0957-47-7838
13	COLORがらす	-	856-0813	西大村本町359番地	0957-46-3312

■放課後等デイサービス(就学児)

	名称	定員	〒	所在地	連絡先(電話)
1	ぶるーむ	10	856-0828	大村市杭出津2丁目588番地5	0957-46-3696
2	児童発達支援 ふわり本町	10	856-0832	大村市本町436番地9	0957-47-9100
3	放課後等デイサービス ファイト	10	856-0805	大村市竹松本町623番地3-1F	0957-47-6256
4	放課後等デイサービス げんきっこ	10	856-0807	大村市宮小路3丁目5番地1	0957-55-0740
5	ふわり久原	10	856-0835	大村市久原1丁目595番地1	0957-47-5757
6	アトムくん	10	856-0845	大村市大里町35番地5	0957-52-3114
7	どれみ	10	856-0808	大村市黒丸町160番地1	0957-47-6631
8	放課後等デイサービス夢(どりいむ)	10	856-0024	大村市諏訪1丁目895番地	0957-47-6812
9	ふぁそら	5	856-0808	大村市黒丸町160番地1	0957-47-6631
10	Risana520	5	856-0021	大村市鬼橋町1419番地2	0957-47-5208
11	子育てステーション こでまり	10	856-0018	大村市今富町10番地36	0957-56-8721
12	ふわり本町	10	856-0832	大村市本町585番地3	0957-47-9100
13	おはなのいえ 木場	10	856-0046	大村市木場2丁目382番地18	0957-47-6468
14	チャイルドハート大村	10	856-0027	大村市植松2丁目726番地21 植松インタービル2F	0957-52-0305
15	レード	10	856-0828	大村市杭出津2丁目587番地2	0957-51-4159
16	児童デイサービスえくぼ	10	856-0804	大村市大川田町421-2	0957-46-3933
17	おはなのいえ宮小路	-	856-0807	大村市宮小路2丁目1309番地2	0957-47-6468
18	かしのきランド	10	856-0022	大村市雄ヶ原町1298番地29	0957-46-3110
19	COMPASS発達支援センター大村	10	856-0832	大村市本町259番地1横尾ビル2階	0957-54-3288
20	子育てステーション こでまりα	10	856-0018	大村市今富町10番地36	0957-51-5329
21	おはなのいえ 木場えこる	10	856-0826	大村市木場2丁目382番地15	0957-47-9092
22	いろは	10	856-0808	大村市坂口町1125番地1	0957-51-5383
23	児童デイサービス ぱれっと	10	856-0804	大村市大川田町421番地5、423番地2、421番地2	0957-55-3122
24	みさかえの園あゆみの家 通所 ひばり	5	856-0835	大村市久原2丁目1346番地1	0957-27-3115
25	サンクスラボ・アフタースクール大村	10	856-0843	大村市今村町72番地3	0957-56-8650
26	COLOR	10	856-0024	大村市諏訪三丁目73番地1	0957-46-3312
27	COMPASS発達支援センター大村.NEXT	10	856-0807	大村市宮小路1丁目258-7	0957-46-3278
28	発達支援ルーム くじらぐも	10	856-0806	大村市富の原2丁目906番地1-2	0957-46-3396
29	児童デイサービス えくぼあっぱ	10	856-0806	大村市富の原2丁目1255番地1、1258番地1	0957-55-3122
30	ウランちゃん	10	856-0845	大里町39番地1	0957-52-3114
31	COLORぶらす	10	856-0813	西大村本町359番地	0957-46-3312
32	児童発達支援サポートゆかり	10	856-0027	植松3丁目630番地3	0957-42-3780
33	チャイルドハート植松	10	856-0027	植松2丁目726番地21 植松インタービル1F	0957-47-6165
34	COMPASS大村Link	10	856-0832	本町328番地1	0957-46-3238
35	サンクスラボ・アフタースクール西本町	10	856-0837	西本町538番地3	0957-46-5773
36	放課後等デイサービスくじらぐも	10	856-0011	重井田町637-3	0957-55-5376
37	フリースマイル大村	10	856-0832	本町223番地1 セントロビル3F	0957-46-5990
38	児童発達支援サポートゆかりバステル	10	856-0822	古町2丁目1645番地	0957-42-3780
39	おはなのいえ竹松本町	10	856-0805	竹松本町691番地7	0957-47-8993
40	児童デイサービス 寺子屋エース	10	856-0806	富の原1丁目1258番地1	0957-55-3357(法人)
41	就労準備型放課後等デイサービス UPる おおむら	10	856-0807	宮小路3丁目1999番地1	0957-47-7800
42	デイサービスほいっぴ	15	856-0804	大川田町421-5	0957-55-3122
43	フリースマイル大村草場	10	856-0007	草場町245-12	0957-47-6681
44	COLOR Sun	10	856-0024	大村市諏訪3丁目73番地1	0957-46-3312
45	サンクスラボ・アフタースクール原口町	10	856-0811	大村市原口町664番1	0957-47-5924
46	カンタービレ	10	856-0801	大村市寿古町812番地11	0957-47-6557

第4次大村市障害者基本計画
第7期大村市障害福祉計画・
第3期大村市障害児福祉計画

発行日：令和6年3月

発行・編集：大村市 福祉保健部 障がい福祉課

〒856-0832 長崎県大村市本町 458 番地 2

プラットおおむら 2 階

電 話 0957-20-7306

F A X 0957-47-5419